

# 保安管理業務報告

(平成16年度下半期)

(業務報告)

2005年7月

核燃料サイクル開発機構  
東海事業所

本資料の全部または一部を複写・複製・転載する場合は、下記にお問い合わせください。

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 49  
核燃料サイクル開発機構  
技術展開部 技術協力課

電話：029-282-1122(代表)  
ファックス：029-282-7980  
電子メール：jserv@jnc.go.jp

Inquiries about copyright and reproduction should be addressed to:  
Technical Cooperation Section,  
Technology Management Division,  
Japan Nuclear Cycle Development Institute  
4-49 Muramatsu, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki 319-1184, Japan

© 核燃料サイクル開発機構 ( Japan Nuclear Cycle Development Institute )  
2005

## 保安管理業務報告

(平成16年度下半期)

(業務報告)

山本 純太 \*

### 要 旨

保安管理部は、労働安全衛生関連業務、危機管理業務、警備・入構管理業務、所に係る核物質防護及び品質保証業務等、多岐にわたる業務を所掌している。

これらの業務を総括するとともに業務データの活用等を目的に、業務実績に係る報告書を保安管理部が発足した平成13年度から作成している。

本報告は、平成16年度下半期(平成16年10月～平成17年3月)の業務実績をとりまとめたものである。

---

\* : 保安管理部

A Semi Annual Report on the activities in  
Safety Administration Division  
- Report of the second half of 2004 -  
(Document on Present State of Affairs)

Junta Yamamoto \*

Abstract

The activities of Safety Administration Division covers many fields in Tokai-Works such as the management of a safety and health, the crisis management and the security, and the management of a quality assurance.

This report is summary of the activities of Safety Administration Division in October, 2004 to March, 2005.

---

\* : Safety Administration Division Tokai works

## 目 次

1. はじめに	1
2. 安全衛生管理業務	
2.1 安全施策・安全行事等	2
2.2 安全情報の共有等	5
2.3 各種協議会組織への支援活動等	7
2.4 事故・トラブル、良好事例等の水平展開	11
2.5 安全性総点検処置状況	13
2.6 その他の活動	14
3. 危機管理業務	
3.1 危機管理業務概況	17
3.2 緊急時対応体制の整備	18
3.3 事故対応訓練	20
3.4 警備及び入構管理	23
3.5 その他	25
4. 品質保証関連業務	
4.1 品質保証活動業務	29
4.2 国際認証（OHSMS/EMS）活動業務	37
5. 各種委員会活動	
5.1 安全衛生・化学物質委員会	46
5.2 東海事業所安全専門委員会	49
5.3 品質保証委員会	51
5.4 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）委員会及び環境 マネジメントシステム（EMS）委員会	52
5.5 安全主任者会議	54
5.6 衛生管理者会議	56
5.7 防火対策委員会	58
5.8 ダイオキシン類対策委員会	59
6. 規程類の整備	
6.1 使用施設保安規定	60
6.2 放射線障害予防規定	61

6.3	事業所規則類	62
6.4	共通安全作業基準	63
7.	許認可申請	
7.1	原子炉等規制法	64
7.2	放射線障害防止法	66
7.3	労働安全衛生法	67
7.4	消防法	68
7.5	高圧ガス保安法	71
7.6	環境法令	72
8.	保安検査、立入調査等	
8.1	保安検査官対応	73
8.2	使用施設保安検査	89
8.3	労働安全衛生法関連設備の検査	90
8.4	消防法、高圧ガス関連	91
8.5	その他立入調査等	92
9.	外部機関との協力	
9.1	原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）	95
9.2	ニュークリアセイフティネットワーク（NSネット）	97
9.3	消防関係機関	98
10.	教育訓練・資格取得	
10.1	試験・講習会	99
10.2	作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育及び保安管理部 保安立会要領教育	102
11.	事故・トラブル等	
11.1	法令報告事象	104
11.2	法令報告未満のトラブル事象等	104
11.3	負傷報告	106
12.	おわりに	118

## 付 録 目 次

付録 - 1	業務実績カレンダー .....	付-1(1)
付録 - 2	保安管理部組織図（平成 17 年 3 月 31 日現在） .....	付-2(1)
付録 - 3(1)	全国労働衛生週間理事長メッセージ .....	付-3(1)
付録 - 3(2)	全国労働衛生週間所長訓示 .....	付-3(2)
付録 - 4	品質保証活動強化月間所長訓示 .....	付-4(1)
付録 - 5	平成 16 年度保安管理部業務実績（最終報告） .....	付-5(1)
付録 - 6	平成 17 年度東海事業所安全衛生活動の施策 .....	付-6(1)
付録 - 7	平成 17 年度東海事業所品質保証活動の施策 .....	付-7(1)
付録 - 8	平成 17 年度東海事業所業務推進・品質改善 目標リスト .....	付-8(1)
付録 - 9	平成 17 年度（上期）保安管理部業務推進・ 品質改善目標リスト .....	付-9(1)
付録 - 10	関西電力株美浜発電所 3 号機二次系配管破損事故 を踏まえた対応について .....	付-10(1)
付録 - 11	文部科学省からの指示文書 .....	付-11(1)

## 1. はじめに

16年度下半期は、安全対策課においては、安全衛生・化学物質委員会等の各種委員会等の事務局、労働安全衛生法や消防法等に基づく許認可等の定常業務のほか、安全ニュース・安全衛生瓦版の発行及び「保安の広場」による保安情報の発信を継続して実施した。また、労働衛生週間（10月）及び年末年始無災害運動（12～1月）の取組みを実施した。

危機管理整備室においては、構内警備、入構管理、月例訓練等の定常業務のほか、茨城県消防学校及び総務省消防大学校が東海事業所において原子力災害対応訓練（11月、12月）を実施するにあたり企画・実施等に協力するとともに、再処理施設に係る非常事態訓練（3月）に対応した。

品質保証室においては、保安規定に基づく使用施設内部監査（10月）、再処理施設の原子力安全監査（12月）、マネジメントレビューの実施に対応した。また、使用施設・RI施設に係る許認可等の定常業務のほか、品質強化月間（11月）、OHSMS/EMSの更新審査（1月）に対応した。

なお、東海事業所における無災害連続日数は、3月16日に休業災害が発生したため414日（起算日：平成16年1月28日）でストップし、平成17年3月31日現在で15日（起算日：平成17年3月17日）となった。



品質強化月間講演会  
（11月26日）



消防・警察等を対象とした視察研修会  
（1月25日：放射線測定器取扱実習）



## 2. 安全衛生管理業務

### 2.1 安全施策・安全行事等

16年度下半期は、全国労働衛生週間（10月1日～7日）、高圧ガス危害予防週間（10月23日～29日）、年末年始無災害運動（平成16年12月15日～平成17年1月15日）があり、安全対策課としてはこれらの行事に合わせて各種の事業所行事等に対応した。

#### (1) 平成16年度全国労働衛生週間（10月1～7日）

平成16年度全国労働衛生週間（準備期間：9月）に合わせ、各種行事を準備期間に引き続き実施した。平成16年度の労働衛生週間は、「レッドカードが出る前に心とからだの健康づくり」をスローガンに展開された。全国労働衛生週間（準備期間）における各種行事の一覧を表2-1-1に示す。

なお、同週間に係る理事長及び所長訓示を付録として添付するので参照されたい。

表 2-1-1 衛生行事一覧

実施事項	期間	備考
1. 啓蒙活動	期間内	安全ニュース・ポスター、横断幕の掲示、衛生小冊子の配布等
2. 衛生講演会	10月4日	演題「これからのメンタルヘルスマネジメント ～ソーシャルスキルトレーニング時代～」 (筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授)
3. VDT 作業における労働衛生管理研修会	9月14日	VDT 作業に従事する者等を対象にした、VDT 作業に適した作業環境管理、作業管理、健康管理等の研修を実施する。(茨城産業保健推進センター産業保健相談員)
4. パトロール	9月9日	職場相互パトロール
5. VDT 機器等の点検	期間内	各課室・グループによる、「VDT 作業における管理要領」に従った作業区分と VDT 機器等の点検

## (2) 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）

高圧ガス保安活動促進週間に合わせ、各種行事を実施した。平成16年度の高圧ガス保安活動促進週間は「したつもり やってないのと同じこと」をスローガンに展開された。これに伴い東海事業所では期間中における各種行事を企画立案し、安全衛生・化学物質委員会の承認を得て実施した。高圧ガス保安活動促進週間中に開催した行事を表2-1-2に示す。

表 2-1-2 高圧ガス保安活動促進週間行事

項目	実施日	実施内容
1. 啓蒙活動	期間内	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生瓦版の発行</li> <li>ポスターの掲示</li> </ul>
2. 高圧ガスボンベ使用場所等の安全点検	10月15～29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部センターごとに点検員を選任して、高圧ガスボンベの置き場、使用場所の点検を実施した。</li> </ul>
3. 保安教育	10月25日 (一般)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般高圧ガス保安係員、保安監督者を対象に保安技術管理者による教育を実施した。</li> </ul>
	10月26日 (冷凍)	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷凍作業責任者、保安責任者を対象に冷凍保安主任者による教育を実施した。</li> </ul>
4. パトロール	10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般高圧ガス製造施設、第二種貯蔵所を対象に保安技術管理者によるパトロールを実施した。</li> </ul>



高圧ガス設備等の安全パトロール（10月28日）

## (3) 年末年始無災害運動（平成 16 年 12 月 15 日～平成 17 年 1 月 15 日）

平成 16 年度の年末年始無災害運動は、「急ぐほどまず確認！ ルール守って年末年始」をスローガンに展開され、東海事業所では 5S を重点項目として取り組むこととし、さらに所長の意向により交通安全にも積極的に取り組んでいくこととした。年末年始無災害運動期間中における各種行事の一覧を表 2-1-3 に示す。

表 2-1-3 年末年始無災害運動等行事一覧

項目	実施日	実施内容
1. 啓蒙活動	12 月 15 日 期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生瓦版の発行</li> <li>・ポスター、のぼりの掲示</li> <li>・横断幕の掲示</li> </ul>
2. 施設保安体制の確認	期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気の点検・確認等火気管理の強化</li> <li>・施設・機械等の年末休止時及び年始再起動時における安全確保のための確認、凍結防止対策等</li> <li>・年末年始休暇時の緊急連絡体制の確認・周知</li> <li>・年末年始休暇時の施錠管理の徹底</li> </ul>
3. 放安協等との合同パトロールの実施	期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部・センターは各部・センター協議会等（放安協、安推協）と合同でパトロールを実施する。</li> </ul>
4. 職場の 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の徹底	期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の実施</li> <li>【重点項目：掲示物、机の下や共有スペースの整理整頓。職場の美化、身だしなみへの配慮】</li> </ul>
	12 月 22 日 ～25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内の大掃除の実施</li> </ul>
5. 安全衛生活動の確認と実施	12 月の 期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課室における今年度の安全衛生管理活動実施状況の確認</li> <li>（安全衛生教育、基本動作、TBM、KY、ヒヤリハット等）</li> </ul>
	期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒヤリハット等事例の募集キャンペーン</li> <li>・飲酒、睡眠等生活リズムに関する健康維持への注意喚起</li> </ul>
6. 交通安全の取り組み	期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤時交通立哨（構外を含む）</li> <li>・交通安全キャンペーン行事（グッズ配付）</li> <li>・交通安全ワンポイント放送</li> </ul>

## 2.2 安全情報の共有等

### (1) 安全ニュース等の発行

安全に関する情報の適時・的確な提供と共有化については、従来から「安全ニュース」、「安全衛生瓦版」の発行、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生壁新聞」の配布等を行っている。16年度下半期における安全ニュースの発行実績を表2-2-1に示す。

なお、安全ニュースについては、東海事業所イントラネットの保安管理部ホームページに掲載し、任意に閲覧・検索等ができるようにしている。

表 2-2-1 安全ニュースの発行

No.	発行日	件名
220	10月22日	高放射性廃液貯蔵場における水素排気用空気圧縮機の自動切換えについて
221	12月2日	再処理施設高放射性廃液貯蔵場セル系排気ブロワの据付ボルトの折損について
222	1月4日	Puセンターにおける右手指の負傷について
223	1月27日	再処理施設分析所及び廃棄物処理場における一時停電について
224	2月14日	LWTF建設現場における作業員の負傷について
225	2月28日	LWTF建設現場における作業員の負傷について（第2報）
226	3月17日	LWTF建設現場における作業員の右手薬指負傷について
227	3月29日	RETF送排風機の保守点検作業における作業員の負傷について

表 2-2-2 安全衛生瓦版の発行

No.	発行日	件名
32	10月1日	平成16年度全国労働衛生週間を迎えるにあたって
33	10月18日	再処理センター分析試料採取時における作業員の負傷
34	10月21日	平成16年度高圧ガス保安活動促進週間について
35	11月24日	平成16年度高圧ガス保安活動促進週間の活動報告
36	12月14日	平成16年度年末年始無災害運動について
37	12月20日	階段での転倒に注意！！
38	12月27日	頭上の突起物や障害物には注意しよう！！

## (2) 「保安の広場」の運用

「保安の広場」については、継続して保安関連の情報を掲載し保安に関する各種情報の発信に努めた。

16年度下半期における「保安の広場」を活用した情報共有の実績を表2-2-3に示す。

表2-2-3 「保安の広場」による情報共有

月	主な掲載情報	アクセス数	備考
10月	1. 最新ニュース (13件) ・労働衛生週間行事関係 (3件) ・水戸労働基準監督署による臨検監督を受検 ・高圧ガス保安活動促進週間関係 (2件) 2. 安全ニュース・安全衛生瓦版 (4件)	225	
11月	1. 最新ニュース (6件) ・秋の全国火災予防運動行事関係 (2件) ・県消防学校が管理区域内火災訓練実施 2. 安全ニュース・安全衛生瓦版 (1件)	199	
12月	1. 最新ニュース (4件) ・新入職員消防班体験入隊成果発表会 ・年末年始無災害運動について 2. 安全ニュース・安全衛生瓦版 (4件)	181	
1月	1. 最新ニュース (3件) ・東海村の消防出初式に参加 ・原子力防災講演会を開催 2. 安全ニュース・安全衛生瓦版 (2件)	166	
2月	1. 最新ニュース (4件) ・所長による使用施設マネジメントレビューを実施 2. 安全ニュース・安全衛生瓦版 (2件)	178	
3月	1. 最新ニュース (5件) ・原子力安全協定に基づく平常時立入調査を受検 ・再処理施設を発災場所とした非常事態訓練を実施 2. 安全ニュース・安全衛生瓦版 (2件)	204	

## 2.3 各種協議会組織への支援活動等

### (1) 放射線安全衛生強化推進協議会

平成13年3月1日付けで設置した放射線安全衛生強化推進協議会（放安協）の16年度下半期の活動は、11月及び2月に定例会、3月に総会を開催した。また、総会の開催にあたって会則に基づき監査を実施した。これらの実績を表2-3-1、表2-3-2及び表2-3-3に示す。

表2-3-1 放射線安全衛生強化推進協議会定例会の活動内容

開催日	議 題	備 考
11月11日 (定例会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度第2四半期安全衛生管理状況報告について</li> <li>・センター会協議会の活動状況について（放射線安全部、環境センター、再処理センター、プルセンター）</li> <li>・平成16年度放射線安全衛生強化推進協議会活動状況について</li> <li>・平成16年秋季全国火災予防運動期間中の行事について</li> <li>・安全ニュース等の紹介について</li> <li>・茨城労働局・水戸労働基準監督署臨検監督対応結果</li> <li>・東海事業所再処理施設分析所における汚染について</li> <li>・美浜3号機2次系配管破損事故について</li> </ul>	
2月10日 (定例会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線安全衛生強化推進協議会名簿について</li> <li>・平成16年度第3四半期安全衛生管理状況報告について</li> <li>・センター会協議会の活動状況について（放射線安全部、環境センター、再処理センター、プルセンター）</li> <li>・平成16年度放射線安全衛生強化推進協議会活動状況について</li> <li>・平成16年度放射線安全衛生強化推進協議会監査について（案）</li> <li>・平成16年度放射線安全衛生強化推進協議会総会の開催について（案）</li> <li>・安全ニュース等の紹介について</li> <li>・各社における交通安全の取り組みについて（状況紹介）</li> </ul>	

会 長：支援部門担当副所長

副会長：環境保全センター長、再処理センター長、プルセンター長、放射線安全部長、常陽産業(株)グループ会長、日揮(株)副所長

委 員：原子力技術(株)、検査開発(株)、エイ・ティ・エス(株)、木村化工機(株)、千代田メンテナンス(株)、石川島播磨重工業(株)

オブザーバー：所長、専任衛生管理者

事務局：安全対策課

表 2-3-2 放射線安全衛生強化推進協議会総会の内容

開催日	議 題	備考
3月23日 (総会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度放射線安全衛生強化推進協議会活動報告</li> <li>・平成16年度監査報告</li> <li>・平成17年度放射線安全衛生強化推進協議会活動計画案</li> <li>・平成17年度役員の選出</li> <li>・「遺跡からのメッセージ」 ～金属容器の長期間にわたる閉じ込め機能～</li> </ul>	

会 長：支援部門担当副所長

副会長：環境保全センター長、再処理センター長、プルセンター長、放射線安全部長、常陽産業(株)グループ会長、日揮(株)副所長

委 員：原子力技術(株)、検査開発(株)、エイ・ティ・エス(株)、木村化工機(株)、千代田メンテナンス(株)、石川島播磨重工業(株)

出席者：加盟32社中20社20名

オブザーバー：所長、専任衛生管理者、保安管理部長、保安管理部次長

事務局：安全対策課

表 2-3-3 放射線安全衛生強化推進協議会監査結果

(1/2)

監査実施日	監 査 結 果	備考
3月8日	<p>各部センター協議会の協議事項(センターとの関係請負人間、関係請負人間の連絡調整に関する事項、作業規程に関する事項)及び定例会の協議事項(監査に関する事項)について監査を行い、適宜実施されていることを確認した。また、昨年度の特記事項の確認を行い、対応が図られていることを確認した。</p> <p>なお、一部特記すべき事項があるため下記に示す。</p> <p>1. 環境保全・研究開発センター</p> <p>① 年間作業請負契約会社等の一部が、協議会に参加されていないので、協議会に参加されるよう、協議会参加者の選定見直しを行い、改善されることが望ましい。</p> <p>② センター内における工事等の情報(作業計画等)について関係請負人と協議されるのが望ましい。</p> <p>③ 作業規程に関する事項において、保安規定や共通安全作業基準等の改定についても協議されるのが望ましい。</p> <p>④ 協議会とセンター安全衛生委員会を合同で実施されているが、議事録では協議会活動が分かるよう工夫して記載するのが望ましい。</p>	

(2/2)

監査実施日	監 査 結 果	備 考
	(良好事例) 1. 放射線安全部 ① 関係請負人間との連絡調整において、関係請負人各社に、アンケートを実施し、問題点・要望事項等を取り入れ、次年度の協議会活動計画に反映している。 2. 再処理センター ① その他、放射線安全衛生上必要と認めた事項において、センター協議会の安全巡視を、計画的に毎月実施されている。	

監査員：保安管理部品質保証室長

事務局：安全対策課

## (2) 安全推進協議会

平成 10 年 12 月に常駐請負会社を中心として設立された安全推進協議会（安推協）にオブザーバー参加し、安全に関する各種の情報提供等を実施している。

16 年度下半期における安推協の活動内容を表 2-3-4 に示す。

表 2-3-4 安全推進協議会の活動内容

(1/2)

開催日	議 題	審 議 結 果 等
10 月 15 日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 月期：推進協議会の議事録について（審議）</li> <li>・ 茨城県産業安全衛生大会報告</li> <li>・ 9 月期行事交通立哨指導についての報告</li> <li>・ サイクル機構から情報紹介</li> </ul>	審議終了
11 月 26 日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 月期：推進協議会の議事録について（審議）</li> <li>・ 水戸労働基準監督署から労働災害防止対策の徹底について</li> <li>・ サイクル機構から情報紹介</li> </ul>	審議終了
12 月 17 日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11 月期：推進協議会の議事録について（審議）</li> <li>・ 12 月期の行事：保安パトロールについて</li> <li>・ サイクル機構から情報紹介</li> </ul>	審議終了
1 月 20 日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 月期：推進協議会の議事録について（審議）</li> <li>・ 12 月期行事保安パトロール結果報告</li> <li>・ サイクル機構から情報紹介</li> </ul>	審議終了（不具合事項あれば事務局へ連絡する）
2 月 25 日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防について</li> <li>・ 1 月期：推進協議会議事録について（審議）</li> <li>・ サイクル機構から情報紹介</li> </ul>	審議終了（不具合事項あれば事務局へ連絡する）



開催日	議 題	審 議 結 果 等
3月25日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月期：推進協議会の議事録について（審議）</li> <li>・16年度事業報告</li> <li>・16年度決算報告</li> <li>・3月期行事：保安パトロールについて</li> <li>・サイクル機構から情報紹介</li> </ul>	審議終了

会 長：検査開発㈱

副 会 長：エイ・ティ・エス㈱、木村化工機㈱

幹 事：日揮㈱、東興機械工業㈱、㈱ペスコ、㈱関電工、㈱NESI

会計監査：原子力技術㈱

オブザーバー：安全対策課

### (3) 東海村危険物安全協会

東海村危険物安全協会は昭和59年に設置され、東海村消防本部が事務局を務めている。4月1日時点で48事業所が会員となっており、東海事業所も正会員として加入しており、前期(平成14・15年度)に引き続き、理事に選任され運営に協力している。16年度下半期の活動内容を表2-3-5に示す。

表 2-3-5 東海村危険物安全協会における活動内容

項 目	実 施 日	実 施 内 容
役員会	3月18日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成17年度東海村危険物安全協会総会について総会議案書及び日時を審議（4月12日開催決定）</li> <li>2. 定例表彰について 16年度優良事業所、優良従業員を決定</li> <li>3. その他 保安研修会の検討 次回役員会の検討</li> </ol>

## 2.4 事故・トラブル、良好事例等の水平展開

### (1) 事故・トラブル等

サイクル機構内外の事故・トラブル事例等のうち、サイクル機構内に一度起こした事故と類似の事故を再度起こさないよう機構内各事業所に水平展開を図っており、保安管理部は東海事業所の窓口としてとりまとめを行っている。

16年度下半期は本社からの社内水平展開指示が2件あり、いずれも周知事項として所内に水平展開した。なお、そのうち1件（再処理ブロワ据付ボルト折損）は所内水平展開事項として対応した事項であった。所内周知事項の展開実績を表2-4-1に示す。

表 2-4-1 所内周知事項の展開実績

(1/2)

番号	件名	周知内容
04-05 (H16-3)	再処理施設高放射性廃液貯蔵場セル系排気ブロワ据付ボルトの折損	<p>○平成16年11月30日に、再処理施設高放射性廃液貯蔵場4階排気機械室に設置してあるセル系排気ブロワの振動が大きいことが確認された。このため、セル系排気ブロワの据付状態を点検したところ、据付ボルト10本のうち4本が折損していることが発見された。</p> <p>○教訓</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>据付ボルトの折損又は空回りが発見されたものについては、ケミカルアンカーによる固定又は据付ボルト埋め込み部をはつり、新たな据付ボルトを取り付ける。また、初期ナットの締め付けすぎが原因と推定されるものもあることから、振動のない静的機器のうち、耐震分類B類以上及び安重・安重相当施設の機器について、点検を実施し、異常のないことを確認する。</li> <li>安重・安重相当施設に該当しない耐震分類B類以上の機器については、年間保全計画に従って実施する自主検査等の際に、据付ボルトの点検を実施する。</li> <li>現在設置されている機器類について、ボルトの締め付けトルクの管理、適切な座金の設置に係る点検の標準化を図る。</li> <li>新たに設置する機器類について、ボルトの締め付けトルクの管理、適切な座金の設置に係る標準化を図る。</li> </ol>

番号	件名	周知内容
04-06	大洗工学センターにおける使用前検査時の不具合	<p>○平成 17 年 2 月に行われた材料照射用実験装置の使用前検査時に、検査対象の配管が他の配管と入れ替わっていたことに気づかず検査を受検するという不具合が発生した。</p> <p>○教訓 配管系等の確認の重要性の認識が不足していたことを踏まえ、以下の品質管理上の改善及び周知教育を実施する。</p> <p>1. 「引合仕様書」の書き方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計担当者による配管系統の識別に抜けが生じないように、引合仕様書作成の要求事項として「系統識別に関する管理事項」を追記し、「調達管理要領」を改訂した。</li> </ul> <p>2. 「設計・開発管理要領」の改訂及びその下部の「設計図書審査マニュアル」の策定、並びに「検査及び試験の管理要領」、「調達管理要領」の各要領を改訂した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「設計・開発管理要領」に従い、ラインによる設計インプットとアウトプット項目を確認する。</li> <li>・新たに「設計図書審査マニュアル」を策定し、設計図、試験検査毎に確認すべきポイントを明文化し、確実なチェックを実施。</li> <li>・使用前検査条件を満足する試験・検査は、設置者自らが試験・検査を行うことに「検査及び試験の管理要領」を改めた。</li> </ul>

## (2) NS ネット良好事例

NS ネットに関する良好事例は、平成 12 年度から関係機関の事業所において相互評価が実施され、その中から摘出されたものである。これらの良好事例を有効活用し、原子力の安全確保を目指すことを目的とし、東海事業所として良好事例の水平展開を実施している。16 年度下半期においては、該当する事例はなかった。

## 2.5 安全性総点検処置状況

平成16年度下半期（3月末現在）における安全性総点検の処置状況について、各センターからの処置報告結果の確認と取りまとめ及びフォローを行った。その結果、今年度の下半期の処置状況は、終了した案件2件で、平成17年度4月以降、引き続き処置を継続して行う残案件は2件であった。

平成16年度末現在の安全性総点検処置状況一覧を、表2-5-1に示す。

表2-5-1 平成16年度末 安全性総点検処置状況一覧

平成17年3月末現在

関係部署	全件数	処置終了件数 (平成17年3月31日現在)	平成17年度4月以降対応件数	平成16年度処置状況					処置率
				第1四半期終了件数	第2四半期終了件数	第3四半期終了件数	第4四半期終了件数	処置終了件数	
東海事業所 合計	1611	1609	2	0	1	1	1	3	99%
開発調整室	6	6	0	—	—	—	—	—	100%
保安・放安部 (旧安全管理部)	104	104	0	—	—	—	—	—	100%
運営管理部	29	29	0	—	—	—	—	—	100%
建設工務管理部	110	110	0	—	—	—	—	—	100%
環境保全センター	470	470	0	—	—	—	—	—	100%
再処理センター	598	596	2	0	1	1	0	2	99%
プル燃センター	290	290	0	0	0	0	1	1	100%
本社(人材開発課)	4	4	0	—	—	—	—	—	100%

## 2.6 その他の活動

### (1) 化学物質管理業務等

#### ① 化学物質の排出量等の取りまとめ

平成16年度第2四半期における化学物質の排出量等の取りまとめについては、10月15日～25日まで、平成16年度第3四半期における化学物質の排出量等の取りまとめについては、平成17年1月14日～24日までの期間で実施した。

#### ② 化学物質管理者連絡会

16年度下半期において、化学物質管理者連絡会を表2-6-1のとおり開催した。

表 2-6-1 化学物質管理者連絡会

開催日時	議 題
10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PRTR法に基づく化学物質の集計(15年度結果報告)について</li> <li>・化学物質管理に関する現場巡視について</li> <li>・その他、情報提供、他</li> </ul>

#### ③ 化学物質管理能力向上教育

本社安全推進本部の主催により、中災防講師を招聘し、化学物質管理規則に基づく化学物質管理責任者等を対象とした化学物質管理能力向上教育を平成17年1月20日～21日に図書・研修合同棟で実施し、保安管理部は所内への案内及び受講者等のとりまとめに協力した。なお、受講者は32名であり、内訳としては所化学物質管理者、部・センター化学物質管理者2名、化学物質管理責任者等7名、化学物質管理担当者等22名であった。

### (2) 保安教育訓練管理システムの整備

東海事業所において整備を進め、平成15年度から全社（本社及び「もんじゅ発電所」を除く）で運用を開始した保安教育訓練管理システムについては、各部・センターからの要望を踏まえたシステムの高度化に関し、上期に引き続き仕様検討及びシステム改造に係る本社への協力・支援を行い、平成17年3月中旬に完了した。このため、東海事業所においては各部・センターの担当者を対象として3月24日にシステム説明会を開催し、3月28日から運用を開始した。

なお、16年度におけるシステムの主な改造点は以下の2点である。

- ① 年間計画・報告表に、他組織が企画・報告した教育訓練についても記載できる機能を追加
- ② セキュリティ権限の設定と画面権限変更の簡略化

(3) 快適職場づくりへの取り組み

東海事業所では、国の「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」に基づき、平成14年度から業務目標に「快適職場づくりの推進」を取り上げ、衛生管理者会議の協力を得て取り組んでいる。

16年度下半期は、所の快適職場づくりの職場環境改善方針及び改善重点目標を受け、継続的に取り組むとともに、各部センターの実施状況について、とりまとめを行い、所安全衛生・化学物質委員会に報告した。

なお、保安管理部の計画として取り上げていた技術管理第1棟の休憩室設置に係る検討については、予算の目処がついたことから1階会議室を休憩室としても利用できるような具体的な改造計画を立案し、3月に改造を完了した。

(4) 平成16年度業務実績報告及び平成17年度業務実施計画の策定

平成16年度の業務実施計画に基づく保安管理部の活動実績について暫定報告及び最終報告を取りまとめるとともに「安全確保・環境保全目標」に関して各部・センターの労働安全衛生活動の実施状況を確認した。

また、平成17年度の安全衛生活動計画の策定にあたっては、平成16年度の総括及びサイクル機構の「平成17年度安全管理基本方針」を踏まえて「平成17年度東海事業所安全衛生活動の施策」を策定し、これに基づいて「安全確保・環境保全目標」及び安全衛生活動計画を定めた。

保安管理部の平成16年度業務推進・品質改善報告書（最終報告）及び平成17年度業務推進・品質改善目標リスト並びに平成17年度東海事業所安全衛生活動の施策を付録として添付するので参照されたい。なお、平成17年度計画に関しては、平成17年10月1日に日本原子力研究所との統合が予定されていることから「安全確保・環境保全目標」及び保安規定QAに基づく計画以外については平成17年度上期の計画となっている。

(5) 関電美浜3号機2次系配管破損事故の対応

平成16年8月9日、関電美浜3号機タービン建屋において2次系配管が破断し、噴出した蒸気及び高温水により付近にいた下請作業員11名が死傷するという事故が発生した。この事故に関する16年度下期におけるサイクル機構等の対応を以下に示す。なお、事故の詳細及び国等の対応については、16年度上期報告（JNC TN8440 2005-001）を参照されたい。

（サイクル機構の対応）

サイクル機構においては、原子炉施設2次系配管の健全性確認及び各事業所のボイラー設備設置状況に係る調査を行うこととし、本社安全推進本部が8月16日付け業連で各事業所に調査依頼を行った。東海事業所ではこの業連を受けて、建設工務管理部所掌の中央運転管理室のボイラー（4基）に係る調査を行い、そ

の結果を8月23日付けで回答した。また、10月18日に開催された中央安全委員会において、今回の事故を踏まえた対応策を検討するため美浜発電所事故対応検討分科会が設置された。これを受け、本社安全推進本部が10月29日付け業連で各事業所に対し、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会の中間報告の指摘事項に係る現状の確認依頼を行った。東海事業所ではこの業連を受け12月2日までに東海事業所としての現状を取りまとめ回答した。回答内容について付録に示す。なお、美浜発電所事故対応検討分科会は12月10日、1月20日、3月15日の計3回開催され、サイクル機構としての取り組み状況を確認するとともに事故調査委員会等の国の動向について情報共有を図った。

#### (6) 放射性同位元素等の保管管理状況の確認

平成17年2月24日付けで文部科学省放射線規制室から放射性同位元素等の保管管理に関する点検指示があった。本件は、管理区域外や許可を得ていない施設において放射性同位元素、核燃料物質等が発見されるケースが相次いで見られたため、放射線規制室が全国の放射性同位元素許可業者に対し点検を指示したものである。

この点検指示を受け、東海事業所においては、管理区域内外に放置されている放射性同位元素等がないかどうかを点検するため、点検計画書を策定するとともに事業所敷地内にある全ての建家とその周辺について放射性取扱主任代理者等の協力を得て施設管理者が点検を実施することとし、3月30日を報告期限として3月7日に各部・センターへ点検を依頼した。

点検の結果、事業所敷地内の全ての建家とその周辺において、放置されている放射性同位元素等は存在しないことが確認された。この点検結果については、放射性規制室の指示により、6月末までに平成16年度放射線管理状況報告書とともに報告する予定である。

なお、本件に係る文科省からの指示文書等を付録として添付するので参照されたい。

#### (7) 公害関係法令等説明会の開催

平成15年度に問題となった申請・届出漏れに対する再発防止対策の一環として、公害関係法令等に基づく申請手続きに関する説明会を図書研修合同棟において10月22日に開催し、約60名が参加した。

### 3. 危機管理業務

#### 3.1 危機管理業務概況

危機管理整備室は、平成13年4月保安管理部の設立に伴って発足し、事業所の危機管理、警備、消防に関する事項を主要業務としており、平成16年10月1日現在の人員は64名（警備員33名含む）である。

当室の特徴は、事故・トラブル等緊急時に迅速な情報収集と的確な連絡を行うことを目的に24時間体制でその対応に備えている点が挙げられ、防災管理棟執務者のうち15名が5班3交替制でこの業務に就いている。

16年度下半期は、本社を中心に進められている事故対策規程の検討・策定への参加をはじめ、事業所規則類の作成準備などの法人統合にかかる準備作業を行った。また、各種マニュアルの見直しを行い、緊急時対応の強化を図るとともに、緊急時支援システムの継続的整備を行った。さらに、16年度下半期のトピックスとして、放射性物質取扱施設の火災に出動した消防職員に対する肺モニタ測定協力が挙げられる。これは、外部関係機関に対し継続実施している研修や訓練の受け入れを通して当事業所が保有する設備や技術能力が認められた結果であり、今後とも様々な形の協力要請が寄せられるものと思われる。訓練等については、事業所での定常的訓練を実施した他、東海村消防本部、外部医療機関、茨城県警察本部との共同訓練や外部関係機関への訓練協力を行った。

事業所火災予防運動については、秋季全国火災予防運動（11月9日～15日）、春季全国火災予防運動（3月1日～7日）に呼応して防火に係る各種行事等を実施し、従業員の防火意識の高揚を図ることができた。

また、イラク戦争、米国同時多発テロ等に伴う警備強化体制を継続した。

なお、16年度下半期の異常事象等の発生に伴う危機管理対応（事業所対策会議以上の設置）は、下記のとおりであった。

- (1) 再処理施設高放射性廃液貯蔵場における水素掃気用空気圧縮機の自動切換（10月21日）
- (2) 再処理施設分析所及び廃棄物処理場における一時停電（1月26日）

その他の対応としては、10月6日23時40分茨城県南部地震発生（茨城県南部震度5弱、茨城県北部震度4、水戸市震度4、東海村震度3）に伴い、事業所内各施設点検結果を情報集約し、外部関係機関等へ報告等の対応を行った。



### 3.2 緊急時対応体制の整備

#### (1) 防災管理棟の緊急時対応システムの維持管理及び整備

万一の事故・トラブル発生に備え、通信設備等の緊急時対応システムの機能維持は当室の最優先業務であり、頻度を定めて点検を実施し、その機能を確認している。

今年度は、日常業務や訓練等を行う中で必要となった点について設備の改善を実施した。また、現設備は設置から4年が経過し、一部の機器については経年劣化が進んでいるものもあるため、これらのリプレースを検討した他、情報関連機器の技術革新（デジタル化等）に伴うシステムのリプレースも併せて検討した。以下に16年度下半期に実施した緊急時対応システムの維持管理及び改善点を示す。

#### ① 緊急時対応システムの維持管理

##### イ. 日常点検（1回／毎日／毎直）

- a) 緊急時対策所の緊急時対応システム類の巡視点検を行い、その健全性を確認している。
- b) 非常用電話（9999）及び通報専用電話（2222）受信装置の作動試験を行い、これらが正常に作動することを確認している。

##### ロ. 月例点検（1回／月）

- a) 緊急時対策所と各部センターの現場指揮所（8箇所）の間でTV会議システムを接続し、音声、モバイル送受信、デジカメ画像受信、Eメール受信等の作動試験を行い、その機能を確認している。
- b) 非常用電話等（9999及び2222）の送受信試験を行い、音声、通話録音等が正常に作動することを確認している。
- c) 非常用自家発電機の作動試験を行い、発電機からの電源供給により、緊急時対策所の各システムが正常に作動することを確認している。
- d) 勤務時間外（夜間・休祭日）における事故対策本部要員緊急召集システム（お伝え君）について、毎月発災箇所（部・センター）を変えて起動試験（召集なし）を行い、正常に作動することを確認している。

##### ハ. その他点検（1回／2ヶ月）

- a) 情報通信車からのモバイル画像送信、デジカメ画像送信、Eメール送信、衛星電話通信、衛星FAX送信等の各作動試験を行い、これらが正常に作動することを確認している。

#### ② 緊急時対応機器の整備（改善）

##### イ. 緊急時支援システムデータベースの維持

核燃料物質使用施設の使用許可申請の変更に伴い、環境保全・研究開発センター等における事故支援システム内の施設情報データベース更新を行った。今後も必要に応じ、随時更新を行うこととする。

ロ. 緊急時用非常用空調設備の整備

緊急時対策所の電源は、停電時等に備えて自家用発電機により供給されるが、その供給範囲は発電容量の制限から情報システム等の主要機器に限定されている。事故・トラブル発生時は、機器の発熱により室温が上昇し、緊急対策所の機能に支障を来たすおそれがあった。

このため、一般家庭用 100V 形式の空調機への変更を検討した結果、自家用発電機の容量で対応できることが確認できたことから、下期で整備することとした。これにより作業班室を除き、停電時の室温管理に十分対応できるとともに、常設の 200V 形式に比べて電力使用量が大幅に削減でき、さらに EMS 活動の電力使用量の低減にも貢献できた。

ハ. 緊急時対応用モバイル画像配信装置の導入

現有のモバイル画像配信装置の OS は、Windows95 及び 98 である。昨今の OS は WindowsXP が主流であることから、万一故障した場合、修復が困難であり、また、映像の受信は事故対策本部のみに限定されていた。

このため、現有の AV システムとの整合に適したアプリケーションに変更するとともに、モバイル画像配信装置を導入して、映像配信を 5 者まで可能とした。

ニ. AV システム制御ソフトの改造

緊急時対策所の AV システムは、事故・トラブル発生時の情報共有化ツールであり、緊急時対策所の重要な装置として位置付けられている。

今回、このシステムの更なる機能向上を目指し、過去の運用実績を基に表示画面、映像選択、音声選択等に関するソフトの改造を検討した。その結果、比較的安価でかつ改造に要する作業期間も短期間で実施可能であることが確認できたことから、下期で実施した。

### 3.3 事故対応訓練

事業所において事故等のトラブルが発生した場合、事態の安全な収束と的確な情報収集及び迅速な通報連絡が要求される。

前年度までに行った訓練や実対応で摘出された課題のうち、実施可能なものについては直近の訓練に反映して実施したほか、時間を要する課題については継続的に反復訓練を計画することにより問題解決を図っている。

16年度下半期は、テロ対応訓練を行った他、習熟を要する事象及び外部機関との協力体制を要する事象を重点項目として、下記の訓練を実施した。

なお、訓練には施設統括者が行う月例訓練と防災業務計画及び保安規定に基づき、所長が行う防災・非常事態訓練の2種類があるほか、官庁・自治体等からの指名・協力依頼等により不定期に実施されるものがある。

以下に16年度下期に実施した事故対応訓練の概要を示す。

#### (1) 月例訓練

##### ① 10月13日(水)(保安管理部)

「テロ対応訓練(東海事業所内への不審者の侵入)」

- ・ブラインド形式訓練
- ・茨城県警機動隊参加
- ・管理者及び従業員の初期行動に混乱が見られたため、対応要領案を作成した。

##### ② 11月16日(火)(プルトニウム燃料センター)

「輸送事故対応訓練」

- ・茨城県消防学校第15期救助科学生40名が原子力災害対応訓練の一環として参加
- ・現場指揮所を事故対策本部内作業班室に設置したが、事故対策本部との情報伝達に混乱が見られた。次回以降の訓練においては適正な人員配置と運営方法の見直しを行うこととした。

##### ③ 2月14日(月)(運営管理部)

「事務管理棟における火災対応訓練」

- ・本来、現場指揮所を設置すべき事務棟を発災現場として、現場指揮所を緊急時対策所に併設して訓練を実施した。

今回の想定の場合、本来、事故対策本部要員であるべき人員が発災箇所としての現場指揮所の業務も行わなければならない、本部作業班の一部に要員の不足が発生した。

今後の訓練においては、事故対策本部構成員と現場指揮所要員の選定方法の見直しや、必要に応じて本部長判断により事故対策本部の役割分担の組換え等を行い柔軟に対処することとした。

④ 3月14日（月）（再処理センター）

「東海事業所非常事態訓練（再処理施設分析所の火災発生）対応訓練」

- ・月例訓練として保安規定に基づく非常事態訓練を実施
- ・訓練内容の概要は(2)に示す。

(2) 東海事業所非常事態訓練（3月14日（月）13:30～15:30）

平成16年度の第2回非常事態訓練は、再処理施設保安規定に基づき、再処理センター分析所 OTL の管理区域においてグローブボックス内火災発生及び負傷者発生事象を想定し、シナリオは基本フローのみとして東海村消防本部も参加して実施した。また、本訓練において、外部医療機関への搬送訓練も併せて行った。

また、この訓練では、事故対策本部において外部通報連絡用一斉同報ファックスが不調となる事態が発生し、通報時間に遅れが生じたものの、個別送信により対応した。これについては原因究明を行い、後日、関係先の協力を得て送信試験を実施し、正常に機能することを確認した。なお、原因は装置のリプレースに起因したものであり、この装置は実送信以外に確認手段がない構造であった。



非常事態訓練（3月14日）

(3) その他訓練

東海事業所は、国及び茨城県の要請により、消防大学校等の学生を対象とした原子力事故対応訓練の企画・実施に平成14年度から協力しており、平成16年度においても下記のとおり茨城県消防学校及び総務省消防大学校の訓練に協力した。

① 茨城県消防学校救助課程による原子力事故対応訓練（11月16日）

イ. 管理区域内火災対応訓練

実際の管理区域(ASP施設)において消火・救助活動を実施することにより、その活動技術及び能力の向上を図ることを目的とした訓練である。

ロ. 輸送事故対応訓練

Puセンターと協力して事業所外運搬事故を想定した訓練で、一般公道における事故対応能力の向上を図ることを目的に実施した。なお、この訓練は事業所の月例訓練を兼ねて実施された。

- ② 総務省消防大学校救助科による管理区域内火災対応訓練（12月6日）  
平成15年度より消防大学校の救助課程に管理区域内活動訓練が採り入れられ、以来、当事業所のPu第二開発室を利用した訓練が実施されている。



火災対応訓練（12月6日）

### 3.4 警備及び入構管理

当室が所掌する警備は、一般人に対する放射線防護及び不審者の侵入防止等の観点から実施しており、33名の警備員を擁している。警備員は正門、田向門、CPFの3箇所に配置し、それぞれ交替勤務により対応している。

上記警備に併せ、入構及び車両入構証発行等の入構管理業務についても当室所掌業務であり、その発行数は職員及び年間役務契約者等従業員約2400枚、工事業者約2000枚、本社職員約250枚、また、車両入構証についても従業員等及び工事業者にほぼ同数発行している。

警備に係る最近の状況として、米国の同時多発テロ事件以来、原子力施設に対する警備強化が図られており、これについては県警により1日数回程度の武装パトロールが実施されている。また、平成17年下期には原子炉等規制法の改正が予定されており、この改正案には核物質防護に係る事項も盛り込まれている。これが法制化された場合、更なる警備強化を求められることが予想される。

このほか、退勤時の構内渋滞緩和対策として南東門を開設し、3月1日より運用を開始した。その結果、従来、田向門から退勤していた車両の約3割が南東門を利用するようになり、ひたちなか市方面へ向かう退勤車両の慢性的な渋滞緩和が図られた。

また、供用終了に伴う北門警備所及び旧濃縮警備所の撤去工事を1月11日～2月28日に実施した。

表3-4-1に16年度下半期の入構者及び入構車両実績、表3-4-2に16年度下半期の出入許可証及び車両入構許可証発行実績を示す。

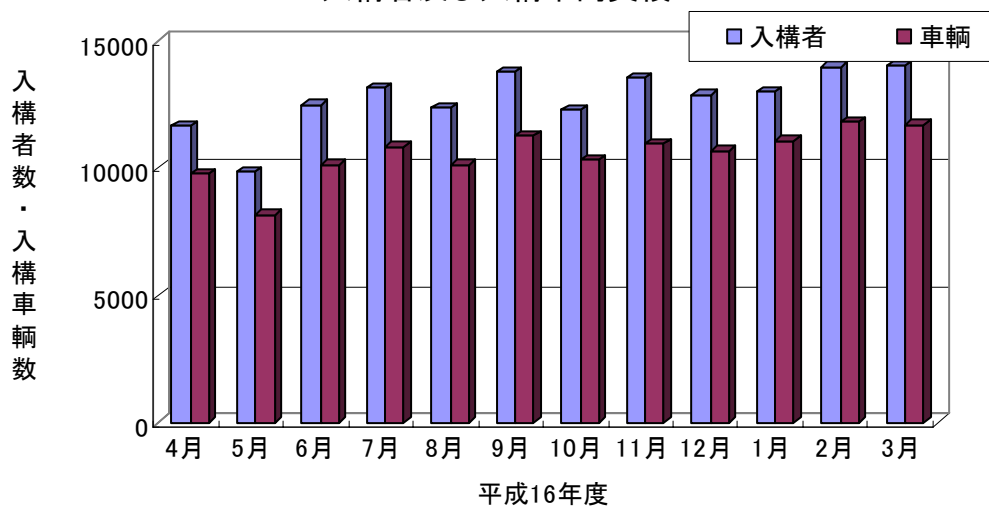
表3-4-1 入構者及び入構車両実績

種類	通用門	10月	11月	12月	1月	2月	3月	16年度 累計	月平均
入構者数 (人)	正門警備所	5,293	5,553	5,443	4,712	4,854	5,095	63,115	5,260
	田向門警備所	6,979	7,990	7,422	8,305	9,133	8,911	89,882	7,490
	計	12,272	13,543	12,865	13,017	13,987	14,006	152,997	12,750
車両台数 (台)	正門警備所	4,700	4,703	4,597	4,460	4,438	4,622	55,991	4,666
	田向門警備所	5,642	6,230	6,091	6,601	7,360	7,094	70,886	5,907
	計	10,342	10,933	10,688	11,061	11,798	11,716	126,877	10,573

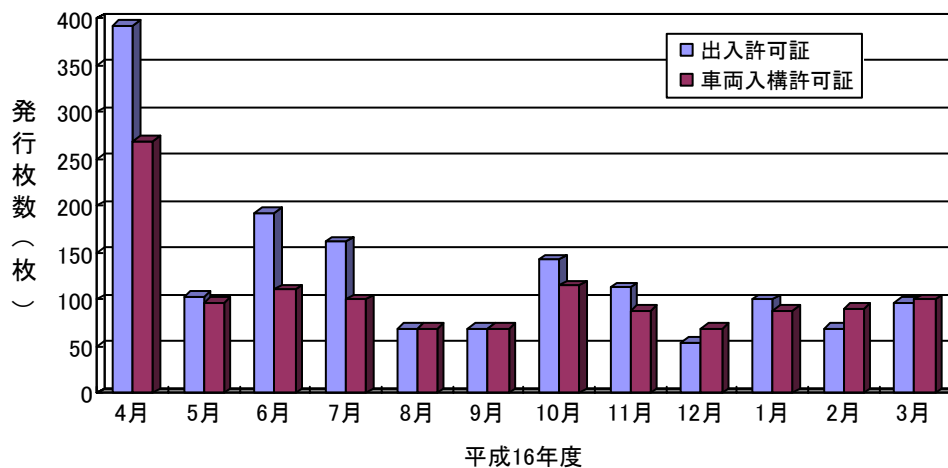
表 3-4-2 出入許可証及び車両入構許可証発行実績

種 類	10月	11月	12月	1月	2月	3月	16年度 累 計
出入許可証	143	113	55	100	70	97	1,569
車両入構許可証	115	89	70	89	90	100	1,269

入構者及び入構車両実績



出入許可証及び車両入構許可証発行実績



### 3.5 その他

#### (1) 火災予防運動の取り組み

火災予防運動に関しては、秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）、春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）に合わせ、東海事業所として秋季・春季火災予防運動を推進するとともに、各種の防火関連行事を企画・実施した。

表3-5-1、表3-5-2に実施した火災予防運動行事を示す。

表 3-5-1 秋季火災予防運動行事実績

項 目	実施日	実 施 内 容
啓発活動	期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防ポスターの掲示</li> <li>・業連による期間中行事等の周知</li> </ul>
防火講演会	11月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防科学総合センター 研究開発部長による防火講演会 「地震災害時の危機管理について」</li> </ul>
防火講習会	11月9、10、11、15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改訂した消防計画の解説等</li> <li>・ビデオ上映 「自分で守る自衛消防活動要領（実務編）」</li> <li>・119番通報連絡要領説明</li> <li>・通報連絡訓練</li> </ul>
団地内居住者防災訓練	11月29日、12月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団地自治会（高場、太田、箕輪、百塚原）が主催する防災訓練に協力</li> </ul>



防火講演会



表 3-5-2 春季火災予防運動行事实績

項 目	実施日	実 施 内 容
啓発活動	期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防ポスターの掲示</li> <li>・業連による期間中行事等の周知</li> </ul>
防火パトロール	3月2日 3月3日 3月7日	防火管理者等による居室（工事業者建屋含む）について、火災・煙検知器付近の障害物の有無、避難通路の確保を重点項目としてパトロールを実施した。
初期消火訓練	3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器取扱訓練（オイルパン・ガスボンベ・天ぷら火災）</li> <li>・屋外消火栓取扱訓練</li> </ul>



消火訓練（3月1日）

## (2) 消防班活動

東海事業所の自衛消防班は、各部・センターからの選抜メンバーにより班長 1 名、副班長 3 名、班員 21 名の計 25 名で組織され、火災等の異常事態に備えて定期的な訓練を実施している。16 年度下半期の消防班の活動実績を表 3-5-3 に示す。

また、8 月 4 日に消防班に体験入隊した平成 16 年度新入職員については、12 月までに一連の訓練を終了し、12 月 16 日に成果発表会を開催した。

表 3-5-3 消防班の活動実績

実施日	活動内容	備考
10月15日	基本操作・新人教育	参加14名
10月29日	基本操作・新人教育	参加14名
11月12日	基本操作・新人教育	参加17名
11月16日	県消防学校訓練	参加25名
11月29日	基本操作・新人教育	参加15名
12月3日	基本操作・新人教育	参加16名
12月6日	消防大学校訓練	参加10名
12月10日	基本操作・新人教育	参加14名
12月16日	新入職員体験入隊成果発表会	参加22名
1月7日	出初式準備	参加24名
1月9日	東海村消防出初式	参加25名
1月21日	基本操作	参加12名
2月4日	基本操作	参加15名
2月14日	事務棟火災訓練	参加6名
2月18日	基本操作	参加18名
3月1日	消火器取扱訓練	参加17名
3月14日	非常事態訓練参加	参加20名



新入職員体験入隊成果発表会（12月16日）



東海村消防出初式（1月9日）

## (3) 防災管理棟見学者対応

危機管理に対する関心は、原子力業界のみならず多岐に渡る業界に高まっている。防災管理棟の運用開始以来、見学者の来訪が相次いでおり、これに対応している。

16年度下半期の見学者の対応実績を表3-5-4に示す。

表3-5-4 防災管理棟見学者対応実績

月	見学者数	累 計	備 考
10月	0人	3,654人	H13.3.27運用からの累計
11月	141人	3,795人	
12月	131人	3,926人	
1月	0人	3,926人	
2月	3人	3,929人	
3月	5人	3,934人	

## (4) 消防設備の点検

消防設備は、法に基づく点検・報告が義務付けられており、この点検は当室発足以来、経済性及び合理性の観点から所内の全設備について当室が実施している。

平成16年度分として、以下の項目について12月6日から3月3日にかけて実施し、その健全性を確認した。

- ① 自動火災報知器：(感知器：約11000個、受信機：約100台)
- ② 消火器：約4100本
- ③ 屋内消火栓：約500基
- ④ 屋外消火栓：約120基
- ⑤ 誘導灯・標識：約3000個

## 4. 品質保証関連業務

### 4.1 品質保証活動業務

経済産業省及び文部科学省は、原子炉等規制法に基づく省令で、原子力施設の保安のために講ずべき措置として品質保証（品質マネジメントシステム）及び保守管理に関する要求事項を定め、これらを保安規定へ取り込み、従前に加えより具体的な事項を義務化することとした。これらについては、保安検査において実施状況を順次報告してきた。

#### (1) 保安規定に係る品質保証活動

##### 関連文書等の整備

使用施設及び再処理施設の品質保証計画書に必要な品質システムの文書を順次作成し、文書の体系化を図ってきた。以下にその制改定の作成状況を示す。

表 4-1-1 品質システムの制改定文書

No.	品質システム文書	該当施設	制改定日	制改定
1	文書・記録管理要領書	使用施設 再処理施設	平成 16 年 11 月 2 日	
2	文書・記録管理要領書	使用施設 再処理施設	平成 17 年 3 月 28 日	
3	品質目標管理要領書	使用施設 再処理施設	平成 17 年 3 月 28 日	
4	不適合管理並びに是正 及び予防処置要領書	再処理施設	平成 17 年 3 月 29 日	

：新規制定           ：改訂

##### 使用施設内部監査の実施

核燃料物質使用施設保安規定第 11 条の 5 に基づき、平成 16 年 10 月 12 日～20 日に核燃料物質使用施設（以下、「使用施設」という。）に関する内部監査を実施した。この結果、品質マネジメントシステムの運用状況や、課題、良好事例等が確認されたので以下に示す。なお、付録に使用施設内部監査日程表を添付する。

#### 《内部監査の結果》

##### イ．指摘及び良好事例

本年度の使用施設内部監査は、保安規定に取り込まれた本マネジメントシス

テムの運用開始から約7ヶ月の段階での監査であることを考慮し、使用施設品質保証計画書の履行状況に主眼をおいて実施した。監査結果としては、不適合（重大及び軽微）はなかったものの、「観察」が50件、その他（要望）が8件抽出された。その内訳としては、「力量、認識及び教育・訓練」における「力量」に関するものが17件、「業務計画書」の作成に関するものが17件、「業務に対する要求事項のレビュー」に関するものが6件であり、この3項目で合計40件（全体の約70%）であった。これら以外での「観察」としては、「文書管理」に関するものが5件、「業務の管理」及び「設計管理」に関するものがそれぞれ4件などであった。

一方、他部署の参考となる良好事例としては25件あり、その内容は「力量、認識及び教育・訓練」に関するものが14件、その他「文書管理」、「記録の管理」等であった。

#### 《指摘事項に対する今後の措置》

抽出された「観察」及び「その他（要望）」については、是正措置指示・報告書に従い計画的に是正を行う。特に、件数が多かった「力量、認識及び教育・訓練」における「力量」に関する指摘については、使用施設品質保証計画書のベースとなっているISO-9001(2000)や参考としているJEAC4111(2003)を踏まえた上で、保安に係る業務を行う従業員に求められている力量のレベルや、その力量を習得するために必要な教育内容等について、関係部署間での調整が必要である。さらに、「業務計画書」の作成に関しては、JEAC4111の要求事項をより判り易く、かつ具体的にするための検討を行い、使用施設品質保証計画書等を改訂し、所内へ周知・指導していく。

#### 《監査全体の総括》

今回の使用施設内部監査の結果、本年4月1日より運用を開始した使用施設に係る本マネジメントシステムは、一部に観察等が見られたものの教育の改善をはじめとした良好事例が多数抽出されていることから、全体的には従業員への理解が図られ、概ね良好に実施されていると考えられる。一方、「観察」及び「その他（要望）」も58件抽出されている。本マネジメントシステムは、運用を開始して約半年を経過した段階であり、本マネジメントシステムの仕組と実際の活動との整合、使用施設品質保証計画書及び関連要領類との整合や規定内容の判り易さ等に関して更なる改善を行う必要がある。

また、機構安全・品質監査との同時監査をプルトニウム燃料センターで実施し、監査の合理化、効率化が図られた。今後も監査の合理化、省力化の観点より、同時監査を更に進める必要がある。

なお、今回の監査に要した要員と時間を算出してみると、約30人の監査員が1人当たり約4日間、被監査組織では監査の受審のみで約120名が1人当たり

約半日従事している。来年度の監査は、一年間の PDCA サイクルの全体を監査することから、今年度の監査に対して全体的に 20～30%の増大が予測される。

今回の監査で得られた観察、その他（要望）及び良好事項に関しては、継続的改善のための情報として各部・センターに周知し、予防措置及び継続的改善に反映させるとともに、マネジメントレビューのインプット情報として本マネジメントシステムの改善に生かして行きたい。

#### 原子力安全監査の受審

再処理施設に係る品質マネジメントシステムの要求事項に対する適合性と有効性について監査し、原子力施設の安全の維持・達成・向上のための継続的改善に資するため、原子力安全監査を平成 16 年 11 月 8 日、11 日、12 日及び 15 日～17 日に受審した。監査対象部門は、再処理センター、保安管理部、放射線安全部及び建設工務管理部の全ての部署で実施された。監査の結果及び全体評価を以下に示す。

#### 《監査の結果》

建設工務管理部では、工務課の「保安規定対応品質保証活動に関する参考資料集」のうち「保安規定対応保安活動に関する業務のグレード分け手引き」は、その上位文書である要領書から見た場合、関連が明確になっていない。また、同参考資料集にある「各施設の運転管理要領書」等についても上位文書から見た場合、関連が明確になっていない。二次文書である「文書管理要領書」において、管理対象となる文書が明確になっておらず、文書の識別基準や文書の作成、承認をする者も明確ではない。

二次文書である「文書管理要領書」の中で、「保安規定対応品質保証活動に関する参考資料集」を引用するなど管理対象とする文書を明確にするよう工夫されたい。その他品質保証計画書の要求事項を満たす活動を取り決めている三次文書との関わりが明確になるよう工夫されたい。また、文書は品質保証計画書「4.2.3 文書管理」の要求事項に従った管理を実施されたいなどであった。なお、その他の施設については、特にコメント等はなかった。

#### 《監査の全体評価》

監査計画に従って品質マネジメントシステムの全項目について、全対象部署（一部共通的管理項目はサンプリングした。）を監査した結果、構築された品質マネジメントシステムは JEAC4111:2003 に概ね適合していたが、不適合（軽微）が 1 件、観察・意見事項（文書監査の結果みられた用語の不整合等を含む）が 34 件（その内、フォローアップが必要としたもの 9 件）及び他の参考となる良好事例が 17 件あった。

品質マネジメントシステムの運用は半年に満たない段階での監査であり、監

査項目のなかには具体的活動事例がないものもあった。今後、今回の監査結果を踏まえた改善を行い、マネジメントシステムを有効なものとして活用できるよう理解を深めていく必要がある。

#### 《特記事項》

関西電力美浜発電所 3 号機二次系配管破損事故に関する原子力安全・保安院の中間とりまとめの結果を踏まえて、点検システム、協力会社との役割分担、不具合情報の扱いについて、「7.1 業務の計画」、「7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー」、「7.4.2 調達要求事項」及び「7.4.3 調達製品の検証」の各項目に関連付けて確認した結果、必要な保全対象設備が漏れなく点検されていること、受注者との責任分担が明確になっていること等を関係要領等で確認した。

#### 使用施設マネジメントレビュー等の実施

所長は、使用施設保安規定及び使用施設品質保証計画書に基づき、使用施設に係る品質保証活動についてのマネジメントレビューを 2 月 27 日に実施した。以下に結果を示す。

#### 《品質マネジメントシステム（品質方針、品質目標の適切性等含む）及びそのプロセスの改善》

- イ．品質方針は、適切に定めていると判断する。
- ロ．平成 16 年度品質目標の実施状況は、問題なく達成できると判断する。
- ハ．内部監査の結果について、今年度構築した使用施設の品質マネジメントシステムは、一部に観察等が見られたものの全体的には従業員への理解が図られ、概ね良好に実施されている。
- ニ．使用施設の安全の達成に係る外部の受け止め方について、特に規制当局が行う検査に関して、現行までにおいて、全て合格し、指摘事項は受けていないことから良好と判断している。ただし、保安検査官からのパトロール等における意見・要望についての配布等のルールについてまとめる指示が所長よりなされた。
- ホ．品質マネジメントシステムの改善の提案については、早急に旧施設品質保証計画書の見直し、整理を行うこと

#### 《業務の計画及び実施に必要な改善》

業務の計画については、品質保証計画書の見直しに合わせて、業務の計画書を速やかに見直すこと。

《資源の必要性》

原研との統合による組織変更を踏まえ、使用施設の品質マネジメントシステムの改定に関する準備については、10月1日より施行できるようすること。

《その他所長指示事項》

今年度構築した使用施設の品質マネジメントシステムによる活動は、文書上の活動ではなく現場主体の活動となるように、品質マネジメントシステムは、何のために実施しているかを従業員に理解させることが重要である。この点について、種々の活動を通して広めていくこと。についての指示事項については、今後、処置改善等を行っていくことになった。

その他、保安規定品質保証活動以外の自主活動として、政令16条の2非該当施設、RI施設を対象としたマネジメントレビューを3月24日に実施した。その結果は、使用施設マネジメントレビューと同様な指示であることから、本監査では改善を必要としないこととした。

再処理施設マネジメントレビューのインプット情報の整理と実施結果の反映

《所長（事業所の管理責任者）の当該事業所内活動状況に関するインプット情報の整理》

原子力安全監査の結果

原子力安全の達成に関する外部の受け止め方

イ．保安活動のプロセスの実施状況、並びに検査及び試験の結果

ロ．予防措置及び是正措置の状況

ハ．品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更

ニ．品質マネジメントシステムの改善のための提案の6項目について所長は、該当する施設のセンター長、支援部門各部長からインプット情報の報告を受け、事務局がまとめ本社へ提出した。

《理事長から再処理施設マネジメントレビューの結果（指示事項）について》

イ．JEAC4111に基づく活動をしてきたが、品質マネジメントシステムが何故必要かということを理解することが大切であり、品質マネジメントシステムの実効性を高めることが大切である。この観点から、教育・訓練の更なる充実が必要である。

ロ．安全の原点は、現場にある、節目/節目に管理者、役員等は現場に出かけコミュニケーションを常に絶やさないこと。

ハ．美浜原子力発電所の展開として、適切に改善点があれば水平展開による改善する等適切に対応すること。



二．10月の新法人設立に伴い、QMS等抜けがなく新法人に引き継がれることが不可欠である。

理事長からの指示は、東海事業所において、平成17年度の品質目標に含めて、确实・着実に実施することとする。

#### 平成17年度品質方針、品質目標の設定

平成17年度の再処理施設の保安規定で定める「原子力安全に係る品質方針」は、平成17年3月7日に理事長が行ったマネジメントレビューにおいて、保安活動に対して適切であることから、引き続き本方針を継続することになった。

なお、核燃料物質使用施設の保安規定に基づく品質方針は、事業所長が現品質方針を継続して展開することとした。

理事長及び所長が策定した品質方針に基づき再処理施設並びに使用施設の原子力安全に関連する業務を的確かつ計画的に推進するため、所長は、理事長のマネジメントレビューからの指示事項も考慮した平成17年度品質目標を定めた。

なお、付録に平成17年度東海事業所品質目標を添付する。周知は、4月1日付けで業連にて行う予定である。

#### (2) 業務品質管理規程に基づく自主品質監査

業務品質管理規程に基づき、東海事業所の業務を継続的改善するための一環として、開発調整室に要求される業務の品質を向上させるための監査を平成16年10月15日に実施した。監査の結果、要求される業務が適切に実施されていることを確認した。

#### (3) 平成16年度理事長診断会

平成16年度の診断テーマとして、建設工務管理部の「技術者層の空洞化と技術の継承」が、大阪電気通信大学教授の指導のもと12月2日に実施した。その結果、指摘事項が3点、教授から3点の指導事項が出された。指摘事項については速やかに検討し、着実に改善を図っていく。また、教授による指導事項は、その指導内容を踏まえて建工部が改善活動に取り組むこととした。なお、本件は、経営情報連絡会（12月20日実施）及び理事会（1月/11日実施）で報告された。

#### (4) 品質保証活動強化月間

平成16年度品質保証活動強化月間においては、保安規定に取り込まれた品質保証活動の着実な運用に重点を置き、各種品質保証活動への積極的な取り組みを行った。以下に主な実施結果を示す。

なお、同月間に係る所長訓示を付録として添付するので参照されたい。

標語、ポスターを各部・センターへ配布し、施設の玄関や居室等に掲示した。

また、横断幕を正門と田向門に設置し、QA旗は正門に掲揚し、従業員等への品

質保証活動強化月間に係る意識の高揚に努めた。

#### 品質保証講演会

キャノン(株):ナレッジマネジメントシステム担当課長により「生産革新と改善で強みを生み出す企業の源泉」を講演会テーマとして、11月26日に本社と共催で123名参加のもと開催した。

アンケートの結果(回収率61.0%)から、わかり易い、興味深い内容であったなど好評であった。

#### 保安規定QAの推進に係る研修会

ISO鈴木事務所の講師を迎え、「東海事業所と他企業のQA活動状況の比較」を演題として、管理職及び品質保証推進担当者を対象に平成16年11月1日に80名参加者のもと実施した。

本研修では、使用施設内部監査に同席した講師の所感、関連要領に関するコンサルの結果や他企業での認証審査経験を踏まえISO9001/JEAC4111による品質マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルを廻していく上での留意点、監査を行う上での留意点等について、改善点を具体的に示しながら説明があった。

#### 文書類の見直し作業

再処理施設及び使用施設の品質保証計画書の第二次、第三次文書である各部・センターの要領書を見直し文書の対象とした。

見直し内容は、使用施設内部監査及び原子力安全監査の結果の反映 再処理施設品質保証計画書及び使用施設品質保証計画書の改訂内容を反映した見直しを12月末までの期間継続して実施した。

#### 各部・センターでの「保安規定QA活動に関する意見交換会」の開催

今年度より導入された保安規定に係る品質保証活動について、現在、品質マネジメントシステムを構築し、諸々の活動を実施している。これらの活動を確実に実施、改善していくため、ボトムアップ的な視点から具体的な内容や方向性を折り込んだ提案、要望、意見等を出して頂くため、各部・センター単位に「保安規定QA活動に関する意見交換会」を実施した。

平成17年度において、所品質保証委員会で出された提案や意見等を確認・検討し、今後のQA活動への反映等を行う予定である。

### (5) 品質保証担当者調整会議

品質保証担当者調整会議は、各部・センターの品質保証業務の実務担当者をメンバーとして、品質保証活動に関する運用上の問題点等の検討、品質保証実施結果及び次年度品質保証推進活動計画の調整、本社からの連絡等を行うこととして、必要の都度開催している。

16年度下半期における品質保証担当者調整会議の実績を表4-1-2に示す。

表 4-1-2 品質保証担当者調整会議

開催日	項目	備考
10月28日	・平成16年度 品質保証活動強化月間実施計画について	
3月22日	・平成17年度 東海事業所品質目標の作成について	

## (6) ISO 実務教育、階層別教育

平成16年度における階層別教育は上期で終了したが、受講者から「サイクル機構における事例を取り上げた教育を」という要望を受け、本社主催による「ロジカルシンキング研修～事例研究による問題発見・原因追及～(グループ演習中心)」を平成17年2月17日に実施した。カリキュラム及び講義内容は、品質管理手法の重点復習、サイクル機構のトラブル事例一つを対象としてグループ演習を行い、グループ毎に発表を行った。なお、受講者は、各部・センターより17名が参加された。

本社主催のISO9001内部監査員養成研修は12月2日～3日(22名参加)に実施した。また、管理職を対象として国際規格の教育も兼ねた東海事業所主催のISO9001/OHSAS18001/ISO14001内部監査員養成研修を平成17年2月7日～9日(11名参加)に実施した。

## (7) 保安規定への品質保証導入に伴う分科会(所品質保証委員会分科会)

保安規定への品質保証の導入に伴い施設品質保証計画書及び関連文書を作成するため、所品質保証委員会の下に保安管理部長を委員長とする分科会を設置し、検討を行った。16年度下半期における分科会の活動内容を表4-1-3に示す。

表 4-1-3 品質保証委員会分科会

開催日	項目	備考
11月2日	・「原子力事業者の技術的能力に係る審査指針」に関する説明 ・「使用施設品質保証計画書」改訂(案)の審議	第17回
12月22日	・「使用施設品質保証計画書」改訂(案)の審議	第18回
1月24日	・「再処理施設品質保証計画書」改訂(案)の審議 ・「品質目標管理要領書」改訂(案)の審議 ・「文書・記録管理要領書」改訂(案)の審議 ・平成16年度のマネジメントレビューの実施について	第19回
2月24日	・「文書・記録管理要領書」改訂(案)の再審議 ・「東海事業所 水平展開実施要領」改訂(案)の審議	第20回

## 4.2 国際認証（OHSMS/EMS）活動業務

## (1) リスクアセスメントの定期見直し

平成 16 年 4 月 1 日に運用開始した「危険源の特定・リスクアセスメント・リスク低減の計画」の改定要領書に基づいて定期見直しを実施するため、10 月 28 日に業連を発信した。

12 月に定期見直しの結果の取りまとめを行い、第 63 回 OHSMS/EMS 委員会(12 月 21 日)で報告・審議し了承された。

## (2) 文書・記録管理

文書・記録管理手順書（保安管理部作成）によるファイルの整理（背表紙作成）を実施した。

## (3) 環境側面の定期見直し

環境側面調査及び環境影響評価要領書に基づき定期見直しを実施するため、10 月 28 日に業連を発信した。

12 月に定期見直しの結果の取りまとめを行い、第 63 回 OHSMS/EMS 委員会(12 月 21 日)で報告・審議し了承された。

## (4) 内部監査

被監査側から回答された監査チェックリストを基に、監査チーム毎にチーム会議を 10 月第 1 週より開催し監査のポイント等の確認を含めた準備を行った。また監査前には監査員全体会議を開催し、監査の準備状況確認、監査の進め方等監査員相互の認識調整を行い、10 月 12 日～15 日の 4 日間、内部監査を予定通り実施した。

監査結果は、軽微な不適合 3 件、観察事項は 40 件、良好事例は 56 件であった。指摘事項の詳細を下記に示す。

(1/2)

指摘事項	該当の要求事項等
1. 軽微な不適合 (3 件)	(1) 監視及び測定(再処理センター)
	(2) 法的及びその他の要求事項(運営管理部)
	(3) 訓練・自覚及び能力(運営管理部)
2. 観 察(40 件)	(1) リスクアセスメント(9 件)
	(2) 訓練・自覚及び能力(7 件)
	(3) 文書管理(6 件)
	(4) 運用管理(6 件)

指摘事項	該当の要求事項等
	(5) 監視及び測定(5 件)
	(6) 体制及び責任(2 件)
	(7) マネジメントプログラム(2 件)
	(8) 目的及び目標(1 件)
	(9) 不適合並びに是正処置及び予防処置(1 件)
	(10) 緊急事態への準備及び対応(1 件)

なお、監査指摘事項(軽微な不適合、観察)の是正処置依頼を主任内部監査員から 11 月 10 日に行い、12 月 22 日に部・センターより是正処置報告(計画含む)を受けた。その結果を基に監査リーダーが是正処置の妥当性を判断(様式 - 7 報告項目の見解を 2 とした)した 19 件の是正処置が年内に終了したことを確認した。残りの見解を 1 とした指摘事項については、次年度の内部監査前には是正処置状況を確認することとした。

監査結果については、運営会議(11 月 9 日)へ報告し総括安全衛生/環境管理者の承認を得るとともに、第 62 回 OHSMS/EMS 委員会(11 月 26 日)へ報告し了承された。

なお、付録に平成 16 年度 OHSMS/EMS 内部監査対象先と監査チーム割付を添付する。

#### (5) 更新審査の取り組み

更新審査について、審査機関(高圧ガス保安協会)と 11 月から打合せを開始し、審査受審日、審査スケジュール等について調整を図り、平成 17 年 1 月 11~14 日の 4 日間と決定した。これを受けて、12 月 2 日に業連を発信し、第 63 回 OHSMS/EMS 委員会(12 月 21 日)で更新審査日程等について報告した。また、審査員の入構手続き等の準備を行った。

今回の審査は更新審査ということで、ほとんどの課室 Gr (66 箇所) が対象であった。

その結果、軽微な不適合が 1 件(EMS)、リマーク事象が 4 件(OHSMS:2 件、EMS:2 件)報告された。リマーク事象の処置は、当該課と対応方法を取り決め、当該課において処置を実施することとした。また、軽微な不適合については、是正報告書を審査機関へ 2 月 3 日に送付した。

審査機関より、適用規格; ISO14001 1996 及び適用基準; OHSAS18001 1999 に適合していることが認められ、それぞれ 2 月 25 日付けと 3 月 23 日付けで審査登録証が発行されて更新審査に合格した。

(6) パフォーマンス測定、モニタリング監視・測定の管理

平成 16 年度 OHSMS/EMS 目的及び目標の活動に関し、第 1 四半期から第 3 四半期の活動結果を各部センターから報告を受け、事業所としての OHSMS/EMS 目的及び目標の取り組み活動を各項目毎に取り纏め、第 64 回(17 年 1 月 27 日)OHSMS/EMS 委員会へ報告した。

(7) 平成 17 年度 目的及び目標設定

目的及び目標

総括安全衛生/環境管理者の平成 17 年度労働安全衛生及び環境方針は、平成 16 年度の方針を継続すると示された。これを基に、定期見直し、暫定報告結果を指標にして目的及び目標を具体的に検討した。

労働安全衛生では重大なリスクがこの 3 年間の活動で全て改善され、新たな重大なリスクの抽出も無く、目標に掲げるものは無くなった。このため、次の段階として気がかりなリスク(リスクレベル C)の改善を掲げることとした。また、化学物質リスクアセスメントは要領書に基づいて日常活動を行うことから、単独での目標には掲げないことになった。

環境関係では、この 3 年間の活動により「サーベイメータ用乾電池改善策の検討」、「使用済み油の処理策実施及び評価」と「プロパンガスの削減の検討」が当初の目的を達成したこと、平成 17 年度の目的及び目標から削除することになった。また、省資源・省エネルギーの推進では、電力使用量の低減活動、コピー用紙使用量低減については、継続と啓蒙と位置付けて事業所として改善目標値を定めるのではなく、各部・センターの実情に合わせて目標値を定める自主活動への転換を図った。

その他、「化学物質の使用量の低減」、「環境汚染放出物質の低減」は、環境目標の取り組み状況を基に「低減」から「適正管理」へ変更した。

なお、上記事項は第 64 回 OHSMS/EMS 委員会(17 年 1 月 27 日)にて審議し了承された。

業務推進・品質改善目標リスト

17 年度は新法人への統合を控えている関係から、例年に比べて安全管理基本方針等、目的及び目標を設定する上位方針案の提示が遅れ、同時に OHSMS/EMS に係る業務推進・品質改善目標リスト(案)「以下(目標リスト)という」の作成開始が遅れた。

このため開発調整室から発信された部門長診断会に向けた目標リスト作成依頼業連(1 月 14 日付け)には、OHSMS/EMS 委員会の審議手続き等の関係で間に合わずことができなかった。

更に、安全対策課から発信された 安全確保・環境保全目標の作成依頼業連(1 月 19 日付け)にも対応できず、OHSMS/EMS に関する目標リストについては、各部・

センターの取りまとめ部署へ E メールにて、部門長診断用の目標リスト(原案)を基に、部・センターに特化した活動に係る活動内容、目標値等を作成及び確認する作業依頼を行った。その結果を取りまとめて第 63 回 OHSMS/EMS 委員会(17 年 1 月 27 日)で審議し、(案)として承認されたため、1 月 28 日の部門長診断会へ提示した。

これらの結果を基に、平成 17 年度東海事業所目標リスト(案)とし、2 月 8 日に部・センターの業務推進・品質改善目標リスト及び労働安全衛生／環境マネジメントプログラムの作成依頼を業連にて行った。

下記に 17 年度 OHSMS 及び EMS の目的及び目標を示す。

《労働安全衛生目標》

基本動作 (5S を含む)、KY、TBM 活動等の効果的な取り組み
快適職場づくりの推進
心の健康管理の推進
法定健康診断等による各人の健康管理の実施と疾病管理の実施
健康づくりのための THP 活動を含めた栄養指導及び運動指導の実施
リスクアセスメントの確実な実施

《環境目的及び目標》

環 境 目 的	環 境 目 標
放射性廃棄物発生量の低減	低レベル放射性固体廃棄物発生量の低減策検討及び実施
放射性物質放出 (気体及び液体) の適正管理	気体放出の適正管理
	液体放出の適正管理
管理区域内使用器材発生量の低減	管理器材 I (不燃) 発生の改善策継続実施及び評価
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正管理	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の維持管理
化学物質使用の適正管理	フロンの適正管理
環境汚染放出物質の適正管理	気体 (TUC 排気ガス中の環境汚染物質) 放出の適正管理
	難燃性ビニールバッグ (塩ビ系) の材質改善策検討
省資源・省エネルギーの推進	電力使用量の低減活動の継続と啓蒙
	コピー用紙使用量の低減活動の継続と啓蒙
	ガソリン燃料の使用量低減活動の継続と啓蒙
一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル向上	一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル活動の継続

(8) 法規制等要求事項の定期見直し

各部・センターの法規制等要求事項登録表の定期見直しを実施し、9月30日のOHSMS/EMS委員会にて承認された。また、関連する特定リストの定期見直しも10月～11月末にかけて実施し、逐次イントラに掲載した。

(9) ホームページの管理

法規制等要求事項登録表及び、特定リストを掲載した。また、法規制等情報についても逐次掲載した。その他、リンク切れ等の不具合の修正を行い維持に努めた。

(10) マネジメントシステムの改善

OHSMS/EMS 要領書の改定及び統合

文書・記録管理要領書

記録の保管期限は、3年であるが、継続する作業のワークシート等の各記録については除くこととする要領書の改定を行い、第61回OHSMS/EMS委員会(12月28日)において審議し了承された。さらに、記録番号の削除、文書の定期見直し期間を1年から2年に変更する等の要領書改定を行い、第65回OHSMS/EMS委員会(17年2月18日)において審議し了承された。

法的及びその他の要求事項の管理要領書

法的要求事項登録表の作成フローを事業所編の変更に、各部・センター編の登録表の変更を実施するよう改め、特定リストの逐次改定と法規制の改正情報の通知方法についての発信手順の明確化を図る等の要領書改定を行い、第65回OHSMS/EMS委員会(17年2月18日)にて審議し了承された。

運用管理要領書

OHSMSとEMSの運用管理要領書は、運用内容が類似していることからOHSMS/EMS要領書として統合し1本化する検討を進め、第62回OHSMS/EMS委員会(11月25日)で審議を行った。その後、外部機関のコンサルを受け更なる統合が可能であるとの指導から、本文中のOHSMSとEMSの統合記述、体制の統合等を含め各様式の統廃合を進め、第63回OHSMS/EMS委員会(12月25日)で説明し委員からコメントを受けた。

1月に再度コンサルを受け要求事項の反映の観点では問題のない状態とし、第65回OHSMS/EMS委員会(17年2月18日)、第66回OHSMS/EMS委員会(17年3月10日)にて審議し了承された。

コミュニケーション要領書

OHSMSとEMSのコミュニケーション要領書の統合化を図るため検討を行い、新



旧対照表にまとめ、チーム内検討を実施した後、コンサルを受けた。

2月にコンサルの結果を反映して、新旧対照表及び要領書の見直しを実施し、第65回OHSMS/EMS委員会(17年2月18日)にて審議し了承された。

#### 不適合管理要領書

OHSMSとEMSの事故、事故誘因、不適合並びに是正処置及び予防処置要領書の統合を検討し、事故、事故誘因、リスクアセスメント等の労働安全衛生に係るものを別の章立てとし、その他の部分を統合し、コンサルを受けた。その結果をもとに改定作業を進め、第66回OHSMS/EMS委員会(17年3月10日)で審議し了承された。

#### 教育・訓練要領書

教育の実施時間を受講者の力量に応じて時間の変更を可能とすること、管理者クラスの実務教育を各部・センターで実施することに移行した教育訓練要領書の改定を行い、第64回OHSMS/EMS委員会(17年1月27日)にて審議し了承された。

### OHSMS/EMS要領書とQMS要領書との統合検討

#### 内部監査要領書

事業所内の内部監査は、複数の規則、システムに基づいて第3四半期に集中して実施されており、実施する側の負担、監査を受ける側の負担が大きい等との意見、要望を受け、その負担軽減をはじめとして、監査の合理化を実施すべく、OHSMS/EMS内部監査要領書と使用施設内部監査要領書の統合の可能性を検討した。

統合要領書(案)を作成し、外部機関のコンサル(平成17年1月、2月)を受け、規格の要求事項への適合、システムとしての構成、機能等についてのアドバイスを戴いた。これらの結果を参考に、統合した際の相違点、課題及び外的要因を含めてまとめ、品質保証室で更に調整、検討を加えた結果、要領書の統合が可能であることを確認した。

#### 目的及び目標設定要領書

再処理施設及び使用施設の品質目標管理要領書との統合の可能性を検討した。検討では各々の要領書を比較対照表に整理し、要領書の構成、目的、適用範囲、目標設定手順等を確認し、相違点、課題を抽出し整理した。

その結果、目標設定の元となる要求事項等の出発点が基本的に違うこと、そこから発生する適用範囲、目的とする対象範囲等の各論に全く共通性が認められないことから、統合のメリット、効果が少ないことが判明した。

ただし、目標設定段階における開発調整室を筆頭とする部門長診断会から業務推進・品質改善目標の理事長承認に至る手続き及び活動結果の中間、暫定、最終

報告の仕組みとこれに用いる様式は共有することは可能であると判断し、平成17年度上期において関係部署と調整を図り1本化することとする。

文書及び記録管理要領書、コミュニケーション要領書、不適合管理要領書及びマネジメントレビュー要領書

QMSとの統合に向けた検討を行い、外部機関のコンサル(平成17年1月、2月)を受け、規格の要求事項への適合、システムとしての構成、機能等についてのアドバイスを戴いた。これらの結果を参考にして、統合した際の相違点、課題及び問題点等を含めてまとめ、今後品質保証室で更に調整、検討を加えることにした。

#### (11) OHSMS 及び EMS 基本規則

マネジメントシステム要領書(教育・訓練、文書及び記録管理、運用管理、事故、事故誘因、不適合並びに是正及び予防措置及びコミュニケーション要領書)の改定及び組織改正等を踏まえて基本規則の改定を行った。

改定にあたっては、第66回OHSMS/EMS委員会(17年3月10日)で審議・了解された。更にOHSMS基本規則は、3月16日の安全衛生/化学物質委員会(諮問番号16(安衛委)30)での審議、了承を得て所長の承認後、両基本規則とも4月1日から運用を開始した。

#### (12) 労働安全衛生/環境活動推進ニュースの発行

第32号を11月11日、第33号を17年2月8日、第34号を3月31日に発行し、労働安全衛生及び環境活動に係る啓蒙を図った。

#### (13) 教育・研修

階層別定型教育

10月26日に管理職を対象とした実務教育を8名参加のもと開催した。

その他の教育

3月2日にOHSMS/EMS実務者を対象とし、改正されたISO14001:2004規格の概論研修を55名参加のもと開催した。

#### (14) 経営層による見直し

総括安全衛生/環境管理者による見直し要領書に基づき「定期見直し」を実施した。見直し結果は、以下のとおり。

「労働安全衛生/環境方針」

中長期事業計画及び安全管理基本方針と整合し、変更は不要であることから16年度方針を継承する。

「目的・目標」

リスクアセスメント及び環境側面見直し結果を反映し、所要な変更を実施する。

「その他のマネジメントシステムの各要素」

継続的改善の観点から、抽出した項目を着実に実施する。

また、ISO14001 が2004年に改訂されたことから規格要求事項に基づき基本規則、要領書の見直しを図り改訂等の対応を図る。更に JNC/JEAR1 統合が予定（17年10月）されており、当該システム運用の組織・体制及び責任について検討する、との結論を得た。

## 5. 各種委員会活動

保安管理部が事務局となっている東海事業所の委員会等は以下の8種類あり、これらの委員会等における16年度下半期の活動状況を5.1以降に示す。

安全衛生・化学物質委員会（事務局：安全対策課）

東海事業所安全専門委員会（事務局：品質保証室）

品質保証委員会（事務局：品質保証室）

OHSMS/EMS委員会（事務局：品質保証室）

安全主任者会議（事務局：安全対策課）

衛生管理者会議（事務局：安全対策課）

防火対策委員会（事務局：危機管理整備室）

ダイオキシン類対策委員会（事務局：安全対策課）

## 5.1 安全衛生・化学物質委員会

安全衛生・化学物質委員会は、東海事業所安全衛生管理規則に基づき開催しており、毎月第3水曜日を定例としている。

16年度下半期の安全衛生・化学物質委員会の活動内容を表5-1-1に示す。

表5-1-1 安全衛生・化学物質委員会の活動内容

(1/3)

開催日	議 題	審議結果等
10月20日 (水) 定例	<確認事項> 1. 平成16年10月1日付け安全衛生・化学物質委員会委員名簿の確認 2. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 審議案件なし	
	<報告事項> 1. 電気保安委員会報告(9月期) 2. 東海事業所安全専門委員会報告(9月期) 3. 安全主任者会議報告(10月期) 4. 衛生管理者会議報告(10月期)	
	<その他> なし	
11月17日 (水) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 平成16年度年末年始無災害運動について	一部修正のうえ承認
	<報告事項> 1. 東海事業所における個人被ばく管理状況 2. 平成16年度労働衛生週間(準備期間)の実施報告 3. 平成16年度高圧ガス保安活動促進週間行事の実施結果について 4. 電気保安委員会報告(10・11月期) 5. 東海事業所安全専門委員会報告(11月期) 6. 安全主任者会議活動報告(11月期) 7. 衛生管理者会議報告(11月期) 8. その他(再処理施設廃棄物処理場における排風機の停止) 9. 試薬調整区域 分析試料採取時における指先負傷 【軽微負傷報告】	
	<その他> なし	

開催日	議 題	審議結果等
12月15日 (水) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 審議案件なし	
	<報告事項> 1. 平成16年度秋季全国火災予防運動の活動報告について 2. 電気保安委員会報告(12月期) 3. 東海事業所安全専門委員会報告(11月期) 4. 安全主任者会議活動報告(12月期) 5. 衛生管理者会議報告(12月期)	
	<その他> なし	
1月19日 (水) 定例	<確認事項> 1. 平成17年1月1日付け安全衛生・化学物質委員会委員名簿の確認 2. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 平成17年度東海事業所安全衛生活動の施策(案)について	原案のとおり承認
	<報告事項> 1. ダイオキシン類対策委員会報告 2. 東海事業所安全専門委員会報告(12月期) 3. 安全主任者会議活動報告(1月期) 4. 衛生管理者会議報告(1月期) 5. テクノ交流館リコッティ 階段降下時における転倒について【軽微負傷】 6. G棟階段清掃作業中における転倒について【軽微負傷】 7. 第二開発室グローブ交換準備作業中における負傷について【軽微負傷】 8. 第三開発室グローブ交換作業中における負傷について【負傷報告】	
	<その他> なし	

開催日	議 題	審議結果等
2月17日 (木) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 放射線保安規則の変更	原案のとおり承認
	<報告事項> 1. 東海事業所における個人被ばく管理状況 2. 平成16年度年未年始無災害運動の取り組みについて 3. 電気保安委員会報告(2月期) 4. 東海事業所安全専門委員会報告(1月期) 5. 安全主任者会議活動報告(2月期) 6. 衛生管理者会議報告(2月期)	
	<その他> なし	
3月16日 (水) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 東海事業所労働安全衛生マネジメントシステム基本規則の改定 2. 平成17年度安全衛生行事等の実施計画(案)について	一部修正のうえ承認 一部修正のうえ承認
	<報告事項> 1. 平成17年度東海事業所労働安全衛生目標の設定について 2. 平成16年度快適職場づくりの報告について 3. 東海事業所安全専門委員会報告(2月期) 4. 安全主任者会議報告(3月期) 5. 衛生管理者会議報告(3月期) LWTF 建設現場における作業員の負傷について【負傷報告】	
	<その他> なし	

委員長(議長)：担当技術主席

委員：事業所が指名する者10名、事業所労働組合が推薦する者11名

事務局：安全対策課

## 5.2 東海事業所安全専門委員会

東海事業所安全専門委員会は、所長の諮問により、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づく許認可案件及び保安に関する重要事項について安全性の観点から審議を行う委員会である。今期の活動内容を表 5-2-1 に示す。なお、12月の定例委員会は審議等の案件がなく開催されなかった。

なお、安全審査に係る透明性の確保及び外部専門家による知見の反映を目的に、各センターを含む所内の安全専門委員会にサイクル機構外の委員を任命することとし、平成 13 年 1 月の定例委員会から外部委員を加え開催している。

表 5-2-1 東海事業所安全専門委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
10月27日 (水) (10月定例)	(報告事項) 1. プルトニウム燃料製造に係る加工事業許可申請について	-
11月24日 (水) (11月定例)	(審議事項) 1. プルトニウム燃料第三開発室の核燃料物質使用変更許可申請 2. 核燃料物質使用変更許可申請書ウラン廃棄物処理施設の変更 3. 核燃料物質使用施設保安規定の変更 4. 核燃料物質使用変更許可申請書(J棟等)の変更 5. 核燃料物質使用施設保安規定の変更	審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了
1月26日(水) (1月定例)	(審議事項) 1. TN-9121/B型核燃料輸送物の設計変更承認申請について	審議終了
2月23日(水) (2月定例)	(審議事項) 1. A棟に係る核燃料物質使用変更許可申請 (報告事項) 1. プルトニウム燃料製造に係る加工事業許可申請について 2. 再処理施設の定期的な評価についての事前説明	審議終了 -
3月23日(水) (3月定例)	(審議事項) 1. 高レベル放射性物質研究施設核燃料物質使用変更許可申請 2. 再処理施設の定期的な評価について(現地調査)	審議終了 継 続
3月30日(水) (3月臨時)	(審議事項) 1. 再処理施設の定期的な評価について	継 続



委員 長：核燃料取扱主任者

委員：RI 主任者、電気主任者、放射線安全部長、環境センター核取主務者、プルセンター核取主務者、運搬検討専門部会長、放射線安全部放射線管理第二課長、環境センター環境保全部次長、環境センター先進部次長、再処理センター環境保全部次長、再処理センター分析一課員、プルセンター技術主幹、プルセンター検査課長代理、建設工務部管理グループ員、本社安全推進本部員

外部委員：4 名

事務局：品質保証室

## 5.3 品質保証委員会

品質保証委員会は、業務品質保証活動の推進を目的として設置された委員会である。16年度下半期における品質保証委員会の活動内容を表5-3-1に示す。

表5-3-1 品質保証委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
10月4日 (第39回)	<審議事項> 1. 「原子力事業者の技術的能力に係る審査指針」に基づく品質保証手法を取り込む炉規法対象活動について	審議終了
11月4日 (第40回)	<審議事項> 1. 使用施設品質保証計画書の改定について 2. 東海事業所 品質保証委員会規則の改訂について	継続審議 審議終了
12月13日 (第41回)	<審議事項> 1. 使用施設品質保証計画書の改定について <報告事項> 1. 平成16年度 使用施設内部監査及び自主品質監査の結果について	審議終了
1月18日 (第42回)	<審議事項> 1. 平成17年度東海事業所品質保証活動の施策について 2. 平成17年度上期業務推進・品質改善目標リストについて <報告事項> 1. 平成16年度 マネジメントレビューの実施について 2. 平成16年度 品質保証活動強化月間の実施結果について	審議終了 審議終了
2月25日 (第43回)	<審議事項> 1. 再処理施設品質保証計画書の改定について 2. 東海事業所 文書・記録管理要領書の改訂について 3. 品質目標管理要領書の改訂について	審議終了 審議終了 審議終了
3月25日 (第44回)	<審議事項> 1. 核燃料物質使用施設の原子力安全に係る品質方針及び平成17年度品質目標について 2. 東海事業所水平展開実施要領の改訂について <報告事項> 1. 品質保証活動強化月間における意見交換会について	審議終了 審議終了

委員長：副所長（プルトニウム燃料センター長）

委員：副所長、開発調整室長、保安管理部長、放射線安全部長、運営管理部次長、建設工務管理部長、環境保全・研究開発センター長、再処理センター長、東海事業所技術主幹

事務局：保安部品質保証室

#### 5.4 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）委員会及び環境マネジメントシステム（EMS）委員会

OHSMS 委員会は、東海事業所の労働安全衛生マネジメントシステムの推進に関する問題を、EMS 委員会は、東海事業所の環境マネジメントシステムの推進に関する問題を総合的に捉えて検討・審議することを目的に設置された委員会である。事業所規則は分かれているが、現在、運用上合同開催している。

16 年度下半期における OHSMS 委員会及び EMS 委員会の活動内容を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1 OHSMS 委員会及び EMS 委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
10 月 28 日 (第 61 回)	< 審議事項 > 1. 文書及び記録管理要領書の改定（案）について	審議終了
11 月 26 日 (第 62 回)	< 報告事項 > 1. 内部監査結果について 2. 運用管理要領書の改定（案）について	報告終了
12 月 21 日 (第 63 回)	< 審議事項 > 1. 平成 16 年度環境側面調査の定期見直し結果（案）について 2. 平成 16 年度リスクアセスメントの定期見直し結果（案）について	審議終了 審議終了
1 月 27 日 (第 64 回)	< 審議事項 > 1. 平成 17 年度東海事業所業務推進・品質改善目標リスト（案）について 2. 教育・訓練要領書の改定（案）について	審議終了 審議終了
2 月 18 日 (第 65 回)	< 審議事項 > 1. 運用管理要領書の統合（案）について 2. 文書及び記録管理要領書の改定（案）について 3. 法的及びその他の要求事項の管理要領書の改定（案）について 4. コミュニケーション要領書の統合（案）について 5. 更新審査での軽微な不適合とリマーク事項の対応について	審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了
3 月 10 日 (第 66 回)	< 審議事項 > 1. 運用管理要領書の統合（案）について 2. 事故、事故誘因、不適合並びに是正処置及び予防処置要領書の統合（案）について 3. 労働安全衛生マネジメントシステム基本規則の改定（案）について 4. 環境マネジメントシステム基本規則の改定（案）について 5. 経営層による見直し（案）について	審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了

委員 長：副所長（プルトニウム燃料センター長）

委員長代理：東海事業所技術主幹

委員：開発調整室代理、運営管理部事務主幹、安全研究 GL、保安管理部技術主幹、建設工務管理部次長、環境保全・研究開発センター品質保証 GL、再処理センター品質保証室長、プルトニウム燃料センター品質保証 GL

事務局：品質保証室

## 5.5 安全主任者会議

安全主任者会議は、安全衛生管理規則に基づいて各部・センターで選任されている安全主任者 6 名及び安全主任者会議議長（専任衛生管理者）により構成され、東海事業所に共通する安全作業基準の制改定に係る審議等を行うとともに、各部・センターにおける安全活動等に関して情報交換を行っている。

16 年度下半期の安全主任者会議の活動内容を表 5-5-1 に示す。

表 5-5-1 安全主任者会議の活動内容

(1/2)

開催日	議 題	審議結果等
10月1日 (定例)	<報告> 1. 報告事項 <その他> 1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告(トピックス)等	
11月8日 (定例)	<審議> 1. 軽微負傷報告「試薬調整区域 分析試料採取時における指先負傷」 2. 平成 16 年度年未年始無災害運動について <報告> (検討) 1. 高圧ポンベの「空」「充」表示について <その他> 1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告(トピックス)等	審議終了  審議終了  検討終了
12月6日 (定例)	<報告> 1. 負傷再発防止対策実施報告「試薬調整区域 分析試料採取時における指先負傷」 2. 電気保安委員会で審議された共通安全作業要領の安全主任者会議での扱いについて 3. 再処理施設廃棄物処理場における送排風機の停止に係る水平展開(H16-2)について 4. 平成 16 年度年未年始無災害運動について 5. 安全主任者会議職場安全パトロールについて <その他> 1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告(トピックス)等	
1月7日 (定例)	<審議> 1. 負傷報告「テクノ交流館リコッティ階段降下時における転倒について」 2. 負傷報告「G棟階段清掃作業中における転倒について」 3. 負傷報告「第二開発室グローブ交換準備作業中における負傷について」 4. 負傷報告「第三開発室グローブ交換作業中における負傷について」	審議終了  審議終了 審議終了  審議終了

開催日	議 題	審議結果等
	<p>&lt;報告&gt; (検討)</p> <p>1. 共通安全作業要領「器具・備品等の地震対策要領」の見直し</p> <p>2. 共通安全作業要領「東海事業所モデル標識」の見直し</p> <p>3. 平成 17 年度安全主任者会議活動計画(素案)について</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告(トピックス)等</p>	<p>検討継続</p> <p>検討終了 検討継続</p>
2月7日 (定例)	<p>&lt;審議&gt;</p> <p>1. 共通安全作業要領「F-2 東海事業所モデル標識」の改定について</p> <p>2. 平成 17 年度 安全主任者会議活動計画(案)の策定について</p> <p>&lt;報告&gt;</p> <p>1. 平成 16 年度安全主任者会議活動報告(案)について(検討)</p> <p>2. 共通安全作業要領「B-6 器具・備品等の地震対策要領」の改定案の検討について(検討)</p> <p>3. 平成 17 年度上期安全基本方針(案) (理事長制定)</p> <p>4. 平成 17 年度東海事業所安全衛生活動の施策(案) (所長制定)</p> <p>5. 安全主任者会議職場パトロール結果について</p> <p>6. H16-12 月期所長職場パトロール結果(建工部 LWTF)について</p> <p>7. 負傷再発防止対策実施報告書について</p> <p>8. 年末年始無災害運動実施状況報告(案)について</p> <p>9. 労働安全衛生法の一部改正の動きについて</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告(トピックス)等</p>	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>検討終了 検討終了</p>
3月7日 (定例)	<p>&lt;審議&gt;</p> <p>1. 共通安全作業要領「B-6 器具・備品等の地震対策要領」の改定について</p> <p>2. 負傷報告「LWTF 建設現場における作業員の負傷」について</p> <p>3. 平成 17 年度安全衛生行事等の実施計画(案)について</p> <p>&lt;報告&gt;</p> <p>1. 平成 16 年度安全主任者会議活動報告(案)について</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>1. 各安全主任者からの保安管理状況の報告(トピックス)等</p>	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了</p>

議 長：専任衛生管理者

委 員：各部・センター安全主任者 5 名

事務局：安全対策課

## 5.6 衛生管理者会議

衛生管理者会議は、産業医及び東海事業所安全衛生管理規則に基づいて選任された専任衛生管理者及び各部・センターの衛生管理者 7 名（法定衛生管理者 4 名を含む）の計 9 名によって構成されており、所掌施設の衛生巡視のほか毎月の定例会議において安全衛生に関する事項の審議及び情報交換等を行っている。  
16 年度下半期の衛生管理者会議の活動内容を表 5-6-1 に示す。

表 5-6-1 衛生管理者会議の活動内容

(1/2)

開催日	議 題	審議結果等
10月7日 (定例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回議事録確認</li> <li>&lt; 報告 &gt;</li> <li>・ 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 8 月期作業環境測定結果の確認</li> <li>・ 平成 16 年度労働衛生週間行事実施状況について</li> <li>・ 水戸労働基準監督署 臨検監督について</li> <li>・ 有機溶剤・特定化学物質等取扱物質及び場所について</li> </ul>	
11月4日 (定例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回議事録確認</li> <li>&lt; 審議 &gt;</li> <li>・ 平成 16 年度年未年始無災害運動について</li> <li>&lt; 報告 &gt;</li> <li>・ 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 9 月期作業環境測定結果の確認</li> <li>・ 平成 16 年度全国労働衛生週間・準備期間活動報告について</li> <li>・ 水戸労働基準監督署 臨検監督結果について</li> <li>・ 衛生管理者会議による衛生巡視結果</li> </ul>	審議終了
12月2日 (定例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回議事録確認</li> <li>&lt; 報告 &gt;</li> <li>・ 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 10 月期作業環境測定結果の確認</li> <li>・ 平成 16 年度年未年始無災害運動について</li> <li>・ 衛生管理者会議による衛生巡視結果</li> </ul>	
1月6日 (定例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 審議 &gt; ( 検討 )</li> <li>・ 平成 16 年度衛生管理者会議活動報告(案)について</li> <li>・ 平成 17 年度衛生管理者会議活動計画(案)について</li> <li>&lt; 報告 &gt;</li> <li>・ 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 11 月期作業環境測定結果の確認</li> <li>・ 衛生管理者会議による衛生巡視結果</li> </ul>	

開催日	議 題	審議結果等
2月3日 (定例)	< 審議 > ・ 共通安全作業要領「B-1 項作業環境の測定要領」の改定について ・ 平成 16 年度年末年始無災害運動報告について ・ 平成 16 年度衛生管理者会議活動報告(案)について(検討) ・ 平成 17 年度衛生管理者会議活動計画(案)について(検討) < 報告 > ・ 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 12 月期作業環境測定結果の確認 ・ VDT 作業に係る健康診断結果について ・ 平成 16 年度快適職場づくり報告(暫定版)	審議終了  審議終了 継続検討  検討終了
3月3日 (定例)	< 審議 > ・ 平成 16 年度衛生管理者会議活動報告(案)について(検討) < 報告 > ・ 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 1 月期作業環境測定結果の確認 ・ 快適職場づくりの取り組み状況(報告) ・ 衛生管理者会議衛生巡視結果	検討終了

議 長：専任衛生管理者

委 員：産業医、各部・センター衛生管理者 7 名

事務局：安全対策課



## 5.7 防火対策委員会

防火対策委員会は、事業所における防火管理の適正な運営を図るために設置された委員会である。

16年度下半期における防火対策委員会の活動内容を表5-7-1に示す。

表 5-7-1 防火対策委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
10月7日 (水)	1. 東海村消防立入検査結果について 2. 消防計画改定について 3. 平成16年度秋季火災予防運動期間中の行事について	特にコメントなく承認された。
1月31日 (月)	1. 平成17年度春季火災予防運動行事について 2. 平成16年度秋季火災予防運動の実施結果報告	特にコメントなく承認された。

委員長：東海事業所防火管理者（所技術主席）

副委員長：保安管理部長

委員：各部・センター各1名、消防班長

オブザーバー：保安管理部次長、危機管理整備室技術主幹

事務局：危機管理整備室

## 5.8 ダイオキシン類対策委員会

ダイオキシン類対策委員会は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成13年4月25日基発第401号厚生労働基準局長)に基づき、廃棄物焼却施設における作業員のダイオキシン類へのばく露防止を図るために設置された。

16年度下半期におけるダイオキシン類対策委員会の活動内容を、表5-8-1に示す。

表5-8-1 ダイオキシン類対策委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
12月7日	審議事項 1. 廃棄物焼却施設の作業場における空気中のダイオキシン類の濃度測定結果	審議終了

委員長：副所長（環境保全・研究開発センター長）

委員：産業医、衛生工学衛生管理者・専任衛生管理者、保安管理部衛生管理者、運営管理部衛生管理者、環境保全・研究開発センター衛生管理者、再処理センター衛生管理者、プルトニウム燃料センター衛生管理者、環境保全・研究開発センター環境保全部長、再処理センター環境保全部長、プルトニウム燃料センター環境保全部次長

事務局：安全対策課

## 6. 規程類の整備

保安管理部品質保証室が申請業務を所掌する核燃料物質使用施設保安規定等について、16年度下半期は以下の手続きを行った。

## 6.1 使用施設保安規定

使用施設保安規定については、ウラン系廃棄物倉庫を廃止に伴う変更認可申請を10月20日に行い、11月10日に認可され、12月1日に施行した。

また、高レベル放射性物質研究施設にGA-10グローブボックスを新設に伴う変更認可申請を1月28日付で行い、2月14日に認可され、3月1日に施行した。

変更内容を表6-1-1に示す。

表6-1-1 使用施設保安規定

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
核燃料物質 使用施設保 安規定	1. 核燃料物質使用変更許可(平成16年9月16日付け)に伴い、ウラン系廃棄物倉庫を廃止するため、関連する条文及び図表を変更する。なお、ウラン系固体廃棄物の保管廃棄施設として既に第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の供用(平成15年7月7日)を開始しており、ウラン系固体廃棄物の保管上の問題はない。 2. その他、所要の見直しを行う。	申請 平成16年10月20日 16サイケ機構(安)023  認可 平成16年11月10日 16機文科科第33号  施行 平成16年12月1日
	1. 核燃料物質使用変更許可(平成15年10月6日付け)に伴い、高レベル放射性物質研究施設にGA-10グローブボックスを新設し、その使用を開始するため、関連する表を変更する。 なお、当該グローブボックスに係る点検、保守及び定期的な自主検査等の保安の確保については、既設のグローブボックスと同様、既に認可を受けた方法により実施する。	申請 平成17年1月28日 16サイケ機構(安)034  認可 平成17年2月14日 16機文科科第50号  施行 平成17年3月1日

## 6.2 放射線障害予防規定

放射線障害予防規定については、16年度下半期は以下の変更を行った。  
変更内容を表6-2-1に示す。

表6-2-1 放射線障害予防規定の整備状況

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
放射線障害 予防規定	1. B棟の使用廃止し、CPFの付属施設としてB棟を位置づけ、CPFの放射性廃棄物の廃棄管理することに伴い、関連する条文を変更する。 2. また、B棟の付属施設であった第2廃棄物倉庫をCPFの付属に変更することに伴い、関連する条文を変更する。	施行 平成17年3月31日

## 6.3 事業所規則類

放射線保安規則については、16年度下半期は以下の変更を行った。  
変更内容を表 6-3-1 に示す。

表 6-3-1 放射線保安規則の整備状況

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
放射線保安規則	1. ウラン系廃棄物処理施設におけるウラン系廃棄物倉庫の廃止に伴い、関連する図を変更する。	施行 平成 16 年 12 月 1 日
	1. 安全管理別棟における核燃料物質の使用廃止に伴い、関連する条文を削除する。	施行 平成 17 年 3 月 16 日

## 6.4 共通安全作業基準

東海事業所の共通安全作業基準及び要領については、随時見直し等を行い安全主任者会議、衛生管理者会議における審議を経て制改定を行っている。16年度下半期は、3種類の要領を改定した。改定の実績を表6-4-1に示す。

表 6-4-1 共通安全作業基準

規程類名称	整備内容	制定・改定日
共通安全作業要領 B-6「器具・備品等の地震対策要領」	器具、備品等の地震対策について、転倒・落下による負傷及び避難通路の障害の予防対策を追加する。	3月24日改定
共通安全作業要領 F-2「東海事業所モデル標識」	東海事業所モデル標識について、共通安全作業要領に制定されている標識以外に、現状に合わせた使用頻度の高い標識を追加する。	3月28日改定
共通安全作業要領 B-1「作業環境の測定要領」	<p>「作業環境測定基準（S51 労働省告示 46号）」、「作業環境評価基準（S63 労働省告示 79号）」が平成16年10月1日付けで一部改正され、平成17年4月1日から施行となる。</p> <p>これに伴い、共通安全作業基準「B-1 作業環境の測定要領」の以下の事項を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「別表-2 有機溶剤、鉛、特定化学物質等及び鉱物性粉じんの管理濃度」の表中の値を改正後の値に見直す。</li> <li>・「別添1 粉じんに関する作業環境測定」の測定方法の表現及び図を改正後の内容に見直す。</li> </ul>	3月31日改定

## 7. 許認可申請

保安管理部が所掌する各種法令等に基づき、施設・設備の新設、増設、改造等の変更に伴う許認可に関し、東海事業所の窓口として監督官庁とのヒヤリング、所内事務手続き及び申請、届出を対応した。

16年度下半期における各種法令等に基づく許認可実績を以下に示す。

## 7.1 原子炉等規制法

16年度下半期における原子炉等規制法に係る許認可は、核燃料物質使用変更許可申請1件、核燃料物質の使用に係る変更届1件であり、その実績を表7-1-1に示す。

表7-1-1 原子炉等規制法に係る許認可実績

## (1) 核燃料物質使用変更許可申請

(1/2)

使用施設	許認可申請項目	記 事
東海事業所共通	1. 所要の見直しを行う。	申請 12月21日 16サイクル機構 (東海)0921  許可 2月24日 16 諸文科科 第3137号
プルトニウム燃料第二開発室	1. 使用の目的及び方法において、使用の方法の「(2) 品質管理工程」の「分析」のうち、熱量測定分析を削除する。 2. 使用施設の位置、構造及び設備において、雰囲気用窒素系、窒素 - 水素混合ガス系並びに安全設備のうち窒素消火系及び非常用電源について、共用に係る記載を追加する。 3. 様式変更を含む所要の見直しを行う。	
プルトニウム燃料第三開発室	1. 使用施設の位置、構造及び設備において、粉末調製室(1)(FP-101)のグローブボックス FPG-05b に収納している原料受入・秤量設備のうち、粉末秤量装置(プルトニウム切出用)、粉末秤量装置(ウラン切出用)及び粉末秤量装置(乾式回収粉切出用)を撤去するとともに設備名称をメンテナンス用設備(搬送容器等の補修用)に変更する。 2. 使用施設の位置、構造及び設備において、分析物性室(FQ-201)のグローブボックス FQG-13 に収納及び接続している粉末表面状態・プルトニウムスポット観察設備を撤去する。	

使用施設	許認可申請項目	記 事
	<p>3. 使用施設の位置、構造及び設備において、分析物性室 (FQ-201) のオープンポートボックス FQ0-01a に収納及び接続しているプルトニウム同位体組成・ウラン濃縮度測定設備のうち、質量分析装置を撤去する。</p> <p>4. 使用施設の位置、構造及び設備において、安全管理設備のうち非常用電源設備及びユーティリティ設備のうち窒素ガス系について、共用に係る記載を追加する。</p>	
燃料製造機器試験室	<p>1. 使用施設の位置、構造及び設備において、安全設備のうち非常用電源並びにユーティリティ設備の窒素ガス設備及び窒素 - 水素混合ガス設備について、共用に係る記載を追加する。</p> <p>2. 様式変更を含む所要の見直しを行う。</p>	
計測機器校正室	1. 様式変更を含む所要の見直しを行う。	
放射線保健室	1. 様式変更を含む所要の見直しを行う。	

## (2) 核燃料物質の使用に係る変更届

使用施設	許認可申請項目	記 事
プルトニウム燃料第二開発室	1. 濃縮ウラン及びその化合物に係る濃縮度分類を明確にするとともに、年間予定使用量 (最大存在量及び延べ取扱量) を明確にする。	届出 12月21日 16サイクル機構 (東海)0922
燃料製造機器試験室	1. 年間予定使用量 (最大存在量及び延べ取扱量) を明確にする。	
計測機器校正室	1. 年間予定使用量 (最大存在量及び延べ取扱量) を明確にする。	
放射線保健室	1. 年間予定使用量 (最大存在量及び延べ取扱量) を明確にする。	



## 7.2 放射線障害防止法

16年度下半期における放射線障害防止法に係る許認可は3件であり、その実績を表7-2-1に示す。

表7-2-1 放射線障害防止法に係る許認可実績

使用施設	許認可申請項目	記 事
B 棟	許可使用に関する軽微な変更に係る変更届 B 棟における放射性同位元素等の使用等を 廃止する。	変更届 11月16日 16サイクル機構 (東海)0802
東海事業所	定期検査申請書 放射線障害防止法第12条の9第1項に基づ く定期検査を申請する。	申請 12月13日 16サイクル機構 (東海)0894
計測機器校正施設	許可使用に関する軽微な変更に係る変更届 密封された放射性同位元素 (Ra-226 及び Co-57) の数量の減少及び線量評価の見直しす る。	変更届 12月15日 16サイクル機構 (東海)0901

## 7.3 労働安全衛生法

16年度下半期における労働安全衛生法に係る許認可は13件であり、その実績を表7-3-1に示す。

表7-3-1 労働安全衛生法に係る許認可実績

件名	内容	該当施設	日付
第一種圧力容器 廃止報告書 (検査証 2379)	冷凍製造設備の蒸気凝縮水回収に使用していたが、運転終了に伴いホットウェルタンクを廃止する。	再処理センター分析所 W004	10月6日
クレーン設置報告書	ホイスト式天井クレーン(3台)を設置する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)	10月22日
クレーン変更届 (検査証 4534)	クレーンクラブトロリに鋼材及びフックを取付する。	再処理センター分離精製工場 A-348	11月11日
工事完了報告書 (検査証 4534)	変更届を提出したクレーンについて、工事が完了したので報告する。	再処理センター分離精製工場 A-348	11月19日
クレーン変更届 (検査証 4598)	クレーン巻上用停止ブレーキを変更する。	再処理センター分離精製工場 G-1124	11月29日
第一種圧力容器 休止報告書 (検査証 2394)	再処理施設除染場内各系への温水給湯を必要としないため休止期間を延長する。(休止期間：平成17年1月1日～平成17年12月31日)	再処理施設除染場	12月15日
機械等設置届	工業用エックス線装置1台を設置する。	再処理センター廃棄物処理場	12月20日
機械等設置届	特定化学設備(フード5台、グローブボックス7台)を設置する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	1月20日
クレーン設置報告書	ホイスト式天井クレーン1台を設置する。	棄物処理技術開発施設(LWTF)	1月26日
工事完了報告書 (検査証 4598)	クレーンの変更工事が完了したので報告する。	再処理センター分離精製工場 G-1124	1月28日
機械等変更届	局所排気装置(フード2)のプロワーを更新する。	地層処分基盤研究施設	1月28日
クレーン設置報告書	ホイスト式天井クレーン1台を設置する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)	2月10日
機械等設置届	可搬型工業エックス線装置1台を設置する。	プルトニウム燃料第三開発室	2月25日

## 7.4 消防法

16 年度下半期における消防法に係る許認可は、危険物関係 8 件及び消防設備関係 27 件であり、その実績を表 7-4-1 に示す。

表 7-4-1(1) 消防法に係る許認可実績（危険物関係）

件 名	内 容	該当施設	日 付
少量危険物貯蔵取扱廃止届出書	使用目的がなくなったため、モックアップ試験棟北側少量危険物貯蔵庫を廃止する。	モックアップ試験棟北側少量危険物貯蔵庫	11月4日
危険物取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	分離精製工場・除染場(危険物一般取扱所)において指定数量の倍数を 78.13 倍から 77.58 倍に変更する。	再処理センター分離精製工場・除染場	11月30日
少量危険物貯蔵取扱届出書	燃料の一日最大取扱量を 156 ㏩から 500 ㏩に変更することに伴い、従前の届出を廃止し、新たに届出を行う。	プルトニウム燃料センター廃棄物焼却炉	12月16日
少量危険物貯蔵取扱廃止届出書			
危険物貯蔵所完成検査申請	危険物地下タンク貯蔵所及び危険物一般取扱所の新規設置に係る完成検査を受検する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設発電機棟	12月13日
危険物取扱所完成検査申請			
地下タンク等の在庫管理及び危険物の漏洩時の措置に関する計画届出書	地下タンク貯蔵所の在庫管理及び漏洩時の措置に関する計画を届け出る。	再処理中間開閉所	3月23日
地下タンク等の在庫管理及び危険物の漏洩時の措置に関する計画届出書		高レベル放射性物質研究施設	

表 7-4-1(2) 消防法に係る許認可実績（消防設備関係）

(1/2)

件名	内容	該当施設	日付
核燃料物質、放射性同位元素等運搬届出書	大洗工学センターへの常陽用燃料集合体運搬に伴う届出	プルトニウム燃料センター	10月26日
防火管理者選任解任届出書	テクノ交流館リコッティの防火管理者の変更に伴う届出	テクノ交流館リコッティ	10月27日
消防計画作成（変更）届出書			
消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備受信機更新に伴う届出	第二検査技術開発施設	11月1日
東海村火災予防条例届出廃止報告書	水蒸気改質処理装置撤去に伴う報告	工学試験棟	11月12日
炉設置届出書	水蒸気改質処理装置設置に伴う届出	J棟	11月12日
消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備更新に伴う届出	計測機器校正施設	11月25日
消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備受信機更新に伴う届出	太田寮	11月26日
防火対象物使用開始届出書	LWTF 発電機棟の使用開始に伴う届出	LWTF 発電機棟	12月13日
消防用設備設置届出書（消火器、自動火災報知設備、誘導灯）、発電設備等設置届出書、変電設備等設置届出書			
核燃料物質、放射線同位元素等運搬届出書	大井埠頭からの二酸化ウラン粉末輸送に伴う届出	プルトニウム燃料センター	12月24日
消防用設備等設置届出書	屋内消火栓ポンプの更新に伴う届出	応用試験棟	12月27日
毒劇物貯蔵又は取扱い開始届出書	管理区域内での水銀の保管に伴う届出	A棟	1月7日
消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備改修に伴う届出	高放射性固体廃棄物貯蔵庫	1月21日

件名	内容	該当施設	日付
消防設備等の基準の特例適用申請書	管理区域内における屋内消火栓の使用停止に伴う申請	プルトニウム燃料第一開発室、 プルトニウム燃料第二開発室 プルトニウム燃料第三開発室	2月3日
消防訓練実施計画報告書	3月1日の消火訓練実施に伴う報告・届出	構内グラウンド	2月10日
火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書			
消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備感知器移設に伴う届出	プルトニウム燃料第三開発室	2月18日
核燃料物質、放射性同位元素等運搬届出書	大洗工学センターへの常陽用燃料集合体運搬に伴う届出	プルトニウム燃料センター	2月28日
消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備移設、更新に伴う届出	村松寮	2月24日
消防訓練実施結果報告書	3月1日の消火訓練実施に伴う報告	構内グラウンド	3月8日
消防用設備等設置届出書	誘導灯設備改造に伴う届出	分析所	3月8日
東海村火災予防条例届出廃止報告書	濃縮施設プレハブ倉庫撤去に伴う報告	濃縮施設プレハブ倉庫	3月8日
消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備受信盤更新に伴う届出	プルトニウム転換技術開発施設管理棟	3月22日
消防用設備等設置届出書	誘導灯設備改造に伴う届出	ウラン系廃棄物貯蔵施設	3月22日
消防用設備等設置届出書	自動火災報知設備感知器交換に伴う届出	建設工務管理第二棟	3月25日
消防用設備等設置届出書	粉末消火設備設置に伴う届出	プルトニウム燃料第一開発室、 プルトニウム燃料第二開発室 プルトニウム燃料第三開発室	3月25日

## 7.5 高圧ガス保安法

16年度下半期における高圧ガス保安法に係る許認可は13件であり、その実績を表7-5-1に示す。

表7-5-1 高圧ガス保安法に係る許認可実績

件名	内容	該当施設	日付
高圧ガス製造施設軽微変更届書	温室素貯槽の開放検査を行う間の措置として、窒素の高圧ガスカードルを仮設する。	クリプトン回収技術開発施設(Kr、Xe ガス製造施設)	10月7日
高圧ガス製造施設軽微変更届出書	仮設高圧ガスカードルを撤去する。	クリプトン回収技術開発施設(Kr、Xe ガス製造施設)	10月21日
製造施設完成検査申請	配管の一部更新についての完成検査を受検する。	クリプトン回収技術開発施設(Kr、Xe ガス製造施設)	10月21日
保安検査申請(一般)	休止していた温室素貯留部(温室素貯槽V79、周辺配管及び弁)について保安検査を受検する。	クリプトン回収技術開発施設(Kr、Xe ガス製造施設)	10月21日
保安検査申請(冷凍)	第一種冷凍高圧ガス製造施設について、3年に1回の検査を受検する。	ガラス固化技術開発施設	10月22日
保安検査申請(冷凍)		高レベル放射性物質研究施設	
保安検査申請(冷凍)		L棟(ターボ冷凍機)	
高圧ガス保安協会保安検査受検届出書	第一種冷凍高圧ガス製造施設について、保安協会による保安検査を受検したことを茨城県知事に届ける。	ガラス固化技術開発施設	1月13日
高圧ガス保安協会保安検査受検届出書		高レベル放射性物質研究施設	
高圧ガス保安協会保安検査受検届出書		L棟(ターボ冷凍機)	
冷凍作業責任者届書	第一種冷凍高圧ガス製造施設の冷凍作業責任者を変更する。	安全管理棟西棟	3月11日
冷凍作業責任者代理者届書	第一種冷凍高圧ガス製造施設の冷凍作業責任者代理者を変更する。	安全管理棟西棟	3月11日
製造施設休止届書	高圧ガス製造施設休止届書(一般)が受理された。	地層処分基盤研究施設用水素・窒素及びヘリウム製造設備	3月24日

## 7.6 環境法令

16 年度下半期における環境関係法令に係る許認可は 10 件であり、その実績を表 7-6-1 に示す。

表 7-6-1 環境法令に係る許認可実績

件 名	内 容	該当施設	日 付
ダイオキシン類測定結果報告(ダイオキシン類対策特別措置法)	排気、排水、焼却灰のダイオキシン類の測定結果を報告する。	プルトニウム燃料センター-産業廃棄物焼却施設	11月5日
ダイオキシン類測定結果報告(ダイオキシン類対策特別措置法)	排気、燃え殻、ばいじんのダイオキシン類の測定結果を報告する。	環境センター-一般雑芥廃棄物焼却施設	11月5日
許可工場使用廃止届(茨城県公害防止条例)	空気圧縮機 1 台を廃止する。	実規模開発試験室	11月16日
許可工場使用廃止届(茨城県公害防止条例)	送風機 1 台を廃止する。	安全管理別棟	12月14日
	送風機 1 台を重複申請のため廃止として削除する。	プルトニウム燃料センター-焼却設備	
特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書(振動規制法)	空気圧縮機 4 台の廃止(ウラン濃縮部品試験室、実規模開発試験室)、1 台の更新(プルトニウム転換技術開発施設)、1 台の新規設置(低放射性廃棄物処理技術開発施設)を行う。	ウラン濃縮部品試験室、実規模開発試験室、プルトニウム転換技術開発施設、低放射性廃棄物処理開発施設	12月20日
許可工場設置(変更)許可申請書(茨城県公害防止条例)			
許可工場変更許可申請書	送風機及び補助排風機、計 3 台の新設と、送風機 1 台の更新を行う。	低放射性廃棄物処理技術開発施設、プルトニウム燃料第二開発室	1月24日
許可工場使用廃止届出書	空気圧縮機 12 台を廃止する。	再処理センター-分析所、ウラン脱硝施設、放出廃液油分除去施設、アスファルト固化処理施設、廃溶媒処理技術開発施設	2月18日
許可工場設置(変更)許可申請書	送風機 6 台を新設する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	2月28日
許可工場設置(変更)許可申請書	送風機 14 台を新設する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	3月24日

## 8. 保安検査、立入調査等

### 8.1 保安検査官対応

平成 13 年 1 月 6 日付けの省庁再編に伴い東海事業所の使用施設は文部科学省、再処理施設は、経済産業省の原子力保安検査官（以下「保安検査官」と略）によって監督されることになり、保安検査官は日常それぞれ村内に設置した事務所（文部科学省：原子力安全管理事務所、経済産業省：東海・大洗原子力保安検査官事務所）及び東海事業所内に常駐している。保安検査官対応班（以下「対応班」と略）は、保安検査官の主たる業務である原子力施設の現場での運転管理監督や施設における保安規定の遵守状況の検査などの東海事業所の窓口として実施した対応業務について、本報告は平成 16 年度下半期について記す。

文部科学省及び経済産業省の保安検査官体制を表 8-1-1 に示す。また、保安検査官への対応項目及び対応方法について対応班が保安検査官及び所内各部・センターと調整して作成した。実際に行った対応項目及び対応方法一覧を表 8-1-2 に示す。そのうち、主な項目について概要を以下に示す。

#### (1) 文部科学省保安検査官関連

##### ① 施設巡視

核燃料物質使用施設である環境保全・研究開発センター及びプルトニウム燃料センターのそれぞれの施設について、保安検査官と現場との調整を図り毎月の巡視計画を作成した。これに基づき保安検査官が定常的、計画的に施設の巡視を行った。巡視における保安検査官からの指摘事項は、各センターが措置対応を実施した。

16 年度下半期は、使用施設について計 108 回（環境保全・研究開発センター：54 回、プルトニウム燃料センター：54 回）巡視が行われた。その巡視実績を表 8-1-3 に示す。

##### ② 放射線作業管理（発生の都度）

使用施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班がその作業の概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。16 年度下半期の使用施設における特殊放射線作業の開始件数は、環境保全・研究開発センターが S2 作業：7 件、A1 作業：41 件であり、プルトニウム燃料センターは S2 作業：4 件であり合計 52 件であった。

##### ③ 定例報告

以下の項目を定例として文部科学省保安検査官に報告しており、それらの対応を下記に示す。



イ. 許認可週報（毎週）

毎週始めに保安管理部品質保証室が作成した使用施設に関する許認可の状況について提出し説明した。

ロ. 自主点検・教育訓練計画（毎月）

使用施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を各センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

ハ. 運転計画（毎月）

各使用施設の運転計画を毎月始めに各センター毎に作成し、それを対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の運転計画を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(2) 経済産業省保安検査官関連

① 施設巡視（毎日）

保安検査官による再処理施設の巡視は巡視計画に基づき定常的に実施された。対応班は保安検査官と巡視施設及び巡視時間について確認を行い巡視が実施された。

② 放射線作業管理（発生の都度）

再処理施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班が概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。16 年度下半期の再処理施設における特殊放射線作業計画書の提出件数は、S2 作業：69 件及び A1 作業：44 件であり、合計 113 件であった。

③ 再処理施設現場巡視（毎日）

再処理センターの各施設について主として保安規定遵守状況の確認の観点から保安検査官による各課室ごとの巡視が再処理施設内で定常的に実施された。この定常的な巡視は、再処理側が保安検査官の了解のもとに毎月作成した月間予定表に基づき実施された。その定常的に実施された巡視記録を表 8-1-4 に示す。

④ 定例報告

以下の項目を定例として経済産業省保安検査官に報告しており、それらの対応を行った。

イ. 再処理運転記録（毎日）

再処理管理課から送信される FAX に基づき対応班が概要を説明し提出した。

ロ. 再処理放管記録（毎日）

再処理施設のスタックからの放出されたクリプトン、ヨウ素等の排気中放射性物質の日々の放出について、放射線管理第二課が毎日報告し資料を提出できるよう時間等の調整を行った。

ハ. 許認可週報（毎週）

毎週始めに再処理品質保証室が作成した再処理施設に関する許認可の状況について提出し説明した。

ニ. 再処理週報（毎週）

再処理施設で行われている主な作業の計画と実績を示したもので再処理品質保証室が作成し、毎週提出した。

ホ. 自主点検・教育訓練計画（毎月）

再処理施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を再処理センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには再処理センターが年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班が保安検査官へ提出している。

(3) 共通事項

① 異常事象発生対応（発生の都度）

所内で発生した異常事象は使用施設に関することは文部科学省保安検査官へ、再処理施設に関する事は経済産業省の保安検査官へ対応班がその概要を迅速に報告すると共に、必要に応じて保安検査官への現場部署による説明の時間、場所等の調整を実施した。また、措置・対策についても対応班がフォローし保安検査官に説明した。現場部署の説明が必要になった時は日時及び場所の調整を行った。

対応班が16年度下半期に取り扱った異常事象は計11件であり、そのリストを表8-1-5に示す。

② 保安検査官と核燃料取扱主任者、主務者との定例連絡会議

経済産業省の保安検査官と再処理の核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主務者（以下「核取」と略）との情報交換の場として連絡会議を開催した。16年度下半期は、16年10月12日、16年12月14日、17年1月11日の計3回開催し、保安検査官と核取との情報交換を行った。

③ 東海事業所運転状況表（毎週）

使用施設、再処理施設各施設の一週間単位の運転実績及び次週の運転予定を記載した東海事業所運転状況表を基に、毎週末に対応班が所内施設の運転状況について今週の実績と来週の予定を提出し説明した。

④ 運転管理日報（毎日）

所内LANを使った環境保全・開発センター、プルトニウム燃料センター、再処理センターとのネットワークにより各センターの施設の毎日の運転状況を出力し保安検査官に前日の実績と当日の作業予定を説明した。（再処理は毎日、使用

施設は巡視日に)

⑤ 保安検査（四半期毎）

文部科学省、経済産業省それぞれが四半期ごとに本庁の保安検査官も含めた複数体制で保安検査を実施した。受検する現場側は再処理施設側も使用施設側もそれぞれの受検体制を作り対応した。下半期は文部科学省保安検査官により使用施設を対象に第3四半期は16年11月17日から11月19日に、第4四半期は17年3月15日から3月17日に実施された。また経済産業省保安検査官により再処理施設を対象に第3四半期は16年11月22日から12月10日に、第4四半期は17年2月21日から3月11日の期間にわたり実施された。対応班は保安検査を円滑に進めるため本庁も含めた保安検査官と各センターとの窓口業務を行い、保安検査の進行を支援した。

表 8-1-1 原子力保安検査官体制

平成 16 年 10 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日

所 管 省 庁	役 職 等	人 数
文部科学省 茨城原子力安全管理事務所	所 長 防災専門官	1 名
	副所長 保安検査官	1 名
	保安検査官	3 名
	技術参与 (運転管理専門官)	1 名
経済産業省 原子力安全・保安院 東海・大洗原子力保安検査官事務所	所 長 統括保安検査官	1 名
	副所長 防災専門官	1 名
	保安検査官	6 名

表 8-1-2 保安検査官業務等対応項目/方法一覧表

(1/2)

No.	項目	対応方法	担当部署		備考	担当保安検査官所掌
			再処理施設	使用施設		
1	再処理放管記録	放二課 保安検査官(毎日)	放安)放二課	-	スタックからの放出	経産省
2	再処理運転記録	毎朝、対応班へFAX 対応班 保安検査官(毎日)	再)管理課	-		経産省
3	許認可週報	対応班へ提出(Eメール) 対応班 保安検査官(月曜日)	保安)品証室			文科省 経産省
4	再処理週報	対応班へ提出(Eメール) 対応班 保安検査官(月曜日)	再)品証室	-	主な作業と実績	経産省
5	事業所運転管理日報	毎日、各センターが実績を16:00までに入力(毎日) 対応班(パソコンから印刷) 保安検査官	再)管理課	Pu)管理課 環セ)品質保証 Gr	毎日の実績、LANで保安検査官確認	文科省及び 経産省
6	運転管理状況表	安対課とりまとめ、対応班(パソコンから印刷) 保安検査官(金曜日)	保安)安対課管理チーム対応班が出力		所内の運転状況次週、次々週予定	文科省及び 経産省
7	保全伝票(写し)	発生の都度、対応班へ提出 対応班 保安検査官	再)保全課		発生の都度	経産省
8	海洋放出承認書(写し)	発生の都度、対応班へ提出(FAX) 対応班 保安検査官	再)処理一課	-	発生の都度	経産省
9	S2 特作計画	作業件名等のリスト及び計画書の表紙と様式1の写しを事前提出。必要に応じて、作業内容の把握が主目的のヒヤ(保安検査官が件名指定)	計画起案課室	計画起案課室		文科省 経産省
10	A1 特作計画	同上	計画起案課室	計画起案課室		所掌保安検査官
11	G 作業(写し)	G1 作業の表紙と概要を対応班へ提出 対応班確認 保安検査官	-	計画起案課室	使用施設	文科省
12	停電等電気関連作業	作業件名入り工程表事前提出。必要に応じてヒヤ(保安検査官が指定)	建工)工務課等			所掌保安検査官

No.	項目	対応方法	担当部署		備考	担当保安検査官所掌
			再処理施設	使用施設		
13	核取との定例会議	再処理施設関連：毎月第2火曜日の午後 使用施設関連：不定期	核取主任者、各センター核取主務者		第1回目 ：H12.9.26	経産省 文科省
14	異常事象連絡	対応班へ直ちに連絡 対応班メモ作成 保安検査官。その後、必要に応じて保安検査官によるヒヤリング	異常事象発生元課室		発生の都度	所掌保安検査官
15	その他相談事等	件名等のリストを対応班へ事前提出 保安検査官。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定）	相談事等担当課室			担当保安検査官
16	保守点検・教育訓練計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ 保安検査官	再)管理課	環t)品質保証 Gr Pu)保安推進 Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び 経産省
			放安部、建工部			
17	運転計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ 保安検査官	再)管理課	Pu)管理課 環t)品質保証 Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び 経産省
18	サイクル週報	地域交流課が対応班に提出（金曜日）	地域交流課			文科省及び 経産省
19	休日体制表	総務課が対応班に提出 保安検査官（金曜日）	総務課			
20	見学予定一覧表	総務課が対応班に提出 保安検査官（月曜日）	総務課			

表 8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績

(10 月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
10 月 5 日(火)	10:00	環境センター	焼却施設、中央廃水処理場、第 1 廃棄物倉庫、ウラン系廃棄物倉庫(4)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(8)	
10 月 6 日(水)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
10 月 7 日(木)	10:00	環境センター	M 棟、廃油保管庫(4)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第一開発室(5)	
10 月 12 日(火)	10:00	環境センター	UWSF、第 2~6 廃棄物倉庫(4)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第二開発室(6) ウラン貯蔵庫(5)	
10 月 14 日(木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
10 月 19 日(火)	10:00	環境センター	J 棟(3), B 棟(1)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第 2PWSF)(8)	
10 月 20 日(水)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
10 月 21 日(木)	10:00	環境センター	第 2UWSF(4), 第 2 ウラン貯蔵庫(3), 廃水処理室(4)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第一開発室(5)	
10 月 26 日(火)	10:00	環境センター	J 棟(3), B 棟(1)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第二開発室(6) ウラン貯蔵庫(5)	
10 月 28 日(木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	

\* : (数字)は保安規定第 2 条の適用施設番号を示す

(11 月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
11 月 2 日(火)	10:00	環境センター	焼却施設、中央廃水処理場、第 1 廃棄物倉庫、ウラン系廃棄物倉庫(4)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(8)	
11 月 4 日(木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
11 月 9 日(火)	10:00	環境センター	M 棟、廃油保管庫(4)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第一開発室(5)	
11 月 11 日(木)	10:00	環境センター	UWSF、第 2~6 廃棄物倉庫(4)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第二開発室(6)、ウラン貯蔵庫(5)	
11 月 16 日(火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
11 月 18 日(木)	10:00	環境センター	J 棟(3), B 棟(1)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第 2PWSF)(8)	
11 月 25 日(木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
11 月 30 日(火)	10:00	環境センター	第 2UWSF(4)、第 2 ウラン貯蔵庫(3)、廃水処理室(4)	
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第一開発室(5)	

\* : (数字)は保安規定第 2 条の適用施設番号を示す

## (12月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
12月2日(木)	10:00	環境センター	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第2PWSF)(8)	
12月7日(火)	10:00	環境センター	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(8)	
12月9日(木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
12月14日(火)	10:00	環境センター	M棟、廃水処理室(4)、第2ウラン貯蔵庫(3)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(5)、ウラン貯蔵庫(5)	
12月15日(水)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
12月16日(木)	10:00	環境センター	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(6)	
12月21日(火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
12月24日(金)	10:00	環境センター	第2UWSF、UWSF、第1~6廃棄物倉庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(6)	

\* : (数字)は保安規定第2条の適用施設番号を示す

## (平成17年1月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
1月4日(火)				
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第2PWSF)(8)	
1月5日(水)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
1月6日(木)	10:00	環境センター	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(5)	
1月11日(火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
1月18日(火)	10:00	環境センター	M棟、廃水処理室(4)、第2ウラン貯蔵庫(3)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(6)、ウラン貯蔵庫(5)	
1月20日(木)	10:00	環境センター	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(8)	
1月25日(火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
1月27日(木)	10:00	環境センター	第2UWSF、UWSF、第1~6廃棄物倉庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(5)	

\* : (数字)は保安規定第2条の適用施設番号を示す

## (平成 17 年 2 月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
2月1日(火)	10:00	環境センター	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(6)	
2月2日(水)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2) その1	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
2月3日(木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2) その2	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第2PWSF)(8)	
2月8日(火)	10:00	環境センター	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(8)	
2月10日(木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
2月15日(火)	10:00	環境センター	M棟、廃水処理室(4)、第2ウラン貯蔵庫(3)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(5)	
2月16日(水)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
2月17日(木)	10:00	環境センター	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(6)、U貯蔵庫(5)	
2月22日(火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)書類確認のみ	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
2月24日(木)	10:00	環境センター	第2UWSF、UWSF、第1~6廃棄物倉庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(8)	

\* : (数字)は保安規定第2条の適用施設番号を示す

## (平成 17 年 3 月期)

月 日	開始時刻	担当部署	巡 視 施 設	備 考
3月1日(火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2) その1	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(5)	
3月2日(水)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2) その2	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
3月3日(木)	10:00	環境センター	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(6)、ウラン貯蔵庫(5)	
3月8日(火)	10:00	環境センター	M棟、廃水処理室(4)、第2ウラン貯蔵庫(3)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第2PWSF)(8)	
3月10日(木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
3月15日(火)	10:00	環境センター	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)(8)	
3月17日(木)	10:00	環境センター	第2UWSF、UWSF、第1~6廃棄物倉庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
3月22日(火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
3月24日(木)	10:00	環境センター	J棟(3)、B棟(1)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室(6)	
3月29日(火)	10:00	環境センター	焼却施設、中央廃水処理場、廃油保管庫(4)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室(7)	
3月31日(木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)(2)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室(5)	

\* : (数字)は保安規定第2条の適用施設番号を示す



表 8-1-4 再処理 保安検査官対応記録 (平成 16 年 10 月～平成 17 年 3 月)

(1/3)

月/日	課室名	指摘・意見等	備考
10/1	分析第一課	特に指摘事項はなし	
10/4	施設保全第一課	①蒸気凝縮水系酸濃度警報装置の吹鳴における日報の変更 ②第二スラッジ貯蔵場の負圧警報装置の吹鳴について説明した。 ①については、PH 計の吹鳴は原因がわかり次第説明のこと ②負圧警報のシステムを後で教えてほしい(午後、説明した)	
10/4	分析第二課	グローブ BOX 等の月例点検記録は、課内規定で定めている自主点検であり保安規定で定める「品質記録」ではないと言うが品質保証体系上該当しない旨を説明してほしい。	
10/5	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
10/6	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
10/13	前処理課	特に指摘事項はなし	
10/14	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
10/18	環境管理課	特に指摘事項はなし	
10/19	処理第一課	特に指摘事項はなし	
10/20	処理第二課	特に指摘事項はなし	
10/22	化学処理第三課	10/21 に発生した高放射性貯蔵場における水素掃気用空気圧縮機の自動切換え(272K63→272K64) について説明した。午後現場を確認したい。分離精製工場中央制御室において高放射性廃液貯蔵場の代表警報が発報した時点で、引継ぎ中であっても現場へ直行すべきである。今後の教訓としてほしい。	
10/22	処理第三課	特に指摘事項はなし	
10/25	保全第一課	特に指摘事項はなし	
10/26	保全第二課	特に指摘事項はなし	
10/27	分析第一課	特に指摘事項はなし	
10/28	分析第二課	特に指摘事項はなし	
10/29	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
11/1	前処理課	特に指摘事項はなし	
11/4	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
11/5	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	

月/日	課室名	指摘・意見等	備考
11/5	処理第三課	感震器の作動によるガラス溶融炉の自動停止について説明した。特に指摘事項はなし	
11/9	環境管理課	特に指摘事項はなし	
11/10	処理第一課	特に指摘事項はなし	
11/11	処理第二課	特に指摘事項はなし	
11/12	分析第一課	Pu ダストモニターの吹鳴（誤報）について説明した。特に指摘事項はなし	
11/12	処理第三課	特に指摘事項はなし	
11/15	保全第一課	特に指摘事項はなし	
11/16	保全第二課	特に指摘事項はなし	
11/17	分析第一課	指摘事項はなし	
11/18	施設保全第一課	「蒸気凝縮水受槽（282V60）出口側配管の凝縮水酸濃度警報装置（282PHRA-60.1）の発報」について説明した。特に指摘事項はなし	
11/19	処理第三課	脱硝塔のスプレーノズル交換について説明した。特に指摘事項はなし	
11/19	分析第二課	特に指摘事項はなし	
12/1	施設保全第一課	11/30に発生した「高放射性廃液貯蔵場セル系排気ブロワ 272K104の据付ボルトの折損」の復旧計画案について説明した。 特に指摘事項はなし	
12/1	施設保全第一課	「高放射性廃液貯蔵場セル系排気ブロワ 272K104の据付ボルトの折損」について現場での説明。特に指摘事項はなし	
12/2	施設保全第一課	「高放射性廃液貯蔵場セル系排気ブロワ 272K104の据付ボルトの折損」の応急処置について説明。特に指摘事項はなし	
12/13	放射線管理第二課	作業環境等の放射線測定結果の記録を基に作成している放射線保守記録に記載の誤り（転記ミス）があったため、今後記載の誤りが出ないようにとコメントを受けた。	
12/15	技術開発課	特に指摘事項はなし	
12/17	前処理課	特に指摘事項はなし	
12/20	化学処理第一課	無停電電源装置（月例点検）の浮動充電電流は、通常流ることがないのであれば、判定基準を検討し、見直すこと。	
12/21	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	

月/日	課室名	指摘・意見等	備考
12/22	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
1/4	環境管理課	特に指摘事項はなし	
1/5	処理第一課	特に指摘事項はなし	
1/6	処理第二課	特に指摘事項はなし	
1/7	処理第三課	特に指摘事項はなし	
1/12	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
1/13	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
1/14	分析第一課	特に指摘事項はなし	
1/17	分析第二課	特に指摘事項はなし	
1/18	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
1/21	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
1/24	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
1/25	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
1/27	環境管理課	特に指摘事項はなし	
1/28	処理第一課	特に指摘事項はなし	
1/31	処理第二課	特に指摘事項はなし	
2/2	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
2/3	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
2/4	分析第一課	特に指摘事項はなし	
2/7	分析第二課	特に指摘事項はなし	
2/9	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
2/10	前処理課	特に指摘事項はなし	
2/14	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
2/15	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
3/15	環境管理課	特に指摘事項はなし	
3/16	処理第一課	特に指摘事項はなし	
3/18	処理第二課	特に指摘事項はなし	
3/22	処理第三課	施設定期自主検査のうち、月例で実施している施設定期自主検査の様式に相違があるので、整合性を図ること。	
3/23	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
3/24	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
3/25	分析第一課	特に指摘事項はなし	
3/28	分析第二課	特に指摘事項はなし	
3/30	技術開発課	特に指摘事項はなし	

表 8-1-5 異常事象メモ(平成 16 年 10 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)

(1/4)

No.	情報区分	件名	発生/発見日時	発生場所	施設区分	概要等	報告日	備考	
1	C*	低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)からのよう素放出量の上昇について	H16.10.14 (木)	11:17 頃	再処理 低放射性濃縮 廃液貯蔵施設 廃液貯蔵セル (R004)	再処理	平成 16 年 10 月 14 日 10:15 より廃棄物処理場の低放射性濃縮廃液貯槽(331V10)から低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)の中間貯槽(S21V02)へ低放射性濃縮廃液(酸性)を移送していたところ、LWSF の中間排気モニタのよう素の値が通常の移送時に比べて高い上昇傾向を示したので 10:57 に低放射性濃縮廃液の移送を停止した。その後 11:17 頃、LWSF の中間排気モニタの自主管理設定値(設定値; 220cpm)の警報が吹鳴した。また、これと併せて LWSF の廃気を放出している第一付属排気筒の排気モニタの値が上昇(約 40cpm)したが警報設定値(740cpm)は十分下回っていた。現在、LWSF の中間排気モニタの値は約 330cpm、第一付属排気筒の排気モニタの値は約 40cpm 程度で安定している。この間のよう素の放出量は約 $4 \times 10^{-4}$ GBq 程度と推定され保安規定に定める 3 ヶ月間の平均で 1 日当たりの最大放出量 $5.6 \times 10^{-3}$ GBq に比べても十分に小さい。	10/14 (木)	
2	B*	水素掃気用空気圧縮機の自動切換えについて	H16.10.21 (木)	17:40 発見	再処理 高放射性廃液 貯蔵場 圧空製造室 (G353)	再処理	平成 16 年 10 月 21 日 17 時 40 分頃、現場巡視点検において、高放射性廃液貯蔵場内の圧空製造室(G353)に設置されている水素掃気用空気圧縮機(272K63)が予備機(272K64)に自動で切り替えられていることを確認した。高放射性廃液貯蔵場換気系に設置されている中間排気モニタ及び排気中の水素濃度の値に変動はなく、また、主排気筒モニタの指示値も通常の変動の範囲であり、環境への影響はない。なお、本件に伴う再処理運転への影響はない。	10/21 (木)	

\* は新聞等報道されたもの

No.	情報区分	件名	発生/発見日時		発生場所	施設区分	概要等	報告日	備考
3	C*	感震器の作動によるガラス溶融炉の自動停止	H16.11.5 (金)	14:48 頃	再処理 ガラス固化技術開発施設 制御室(G240)	再処理	平成 16 年 11 月 5 日 14 時 48 分頃、ガラス固化技術開発施設制御室(G240)の床下に設置されている感震器が作動し、溶融炉通電系及びガラス原料供給系(ガラス原料供給設備、廃液供給系)が自動停止した。換気・ユーティリティは正常に作動している。従業員及び環境への影響はない。点検の結果、設備の異常がないことから、手順に従い溶融炉の運転を立ち上げ、16 時 13 分頃にガラス溶融炉の運転を再開した。	11/5 (金)	
4	C*	分離第二サイクル工程の溶媒フィルタ(256 F 17)フランジ部からの溶媒の漏洩	H16.11.11 (木)	10:50 頃	再処理 分離精製工場 分離第二サイクル工程	再処理	平成 16 年 11 月 11 日 9 時 21 分頃、抽出工程の運転中に分離第二サイクル工程の溶媒洗浄フィルタセル(R110B)に設置されているドリフトレイの漏洩検知装置が作動した。蒸気配管の内通、計装配管の詰まり等について調査したところ、これらに異常は認められないことから、10 時 50 分頃、溶媒フィルタ(256F17)系配管のフランジ部から溶媒が漏洩しているものと判断した。漏洩量は約 3L 程度であり、漏洩液はドリフトレイ内に溜まっている。現在漏洩速度を測定しているが、有意な増加は認められておらず、微量の漏洩が継続しているものと考えられる。	11/11 (木)	
5	B*	高放射性廃液貯蔵場セル系排気ブロウの据付ボルトの折損について	H16.11.30 (火)	14:50 頃 発見	再処理 高放射性廃液貯蔵場 排気機械室 (A422)	再処理	平成 16 年 11 月 30 日(火)13 時 40 分頃、巡視点検において高放射性廃液貯蔵場 排気機械室(A422)に設置しているセル系排気ブロウ 272K104 の振動が通常より大きいことを確認した。このため、14 時 35 分頃、手動で予備のブロウ 272K103 に切り替えを行った。排気ブロウ 272K104 の据付状態を点検したところ、14 時 50 分頃、据付ボルト 10 本のうち数本が折損していることを確認した。なお、当該施設のセル負圧の異常は認められない。また、施設内の放射線モニタに異常は認められない。	11/30 (火)	

\* は新聞等報道されたもの

No.	情報区分	件名	発生/発見日時		発生場所	施設区分	概要等	報告日	備考
6	C	Pu-3 ローディングドック前廊下における物品持ち出しサーベイ時の汚染検出	H16.12.1 (水)	10:10 頃 Pu 確認	Pu センター 第三開発室 ローディング ドック前廊下	使用	Pu-3 ローディングドック前廊下において、物品(グリーンハウス 3 で使用したエアラインホース)持ち出し時の放管によるダイレクトサーベイで汚染(3000dpm)を検出した。(10:10 頃、Pu と確認) $3000(\text{dpm}) \div 60(\text{秒}) \div 60(\text{cm}^2) = 0.8\text{Bq}/\text{cm}^2$ サーベイメータの検出面:60cm <sup>2</sup> 当事者は4名(職員1名、協力会社員3名)で、全員半面マスク未着用。全身サーベイの結果、全員異常なし。(10:20)汚染のあった物品近辺のスミヤ測定(3枚)の結果、異常なし。(10:25)鼻スミヤの結果、全員異常なし。(10:49)周辺スミヤ測定を実施中。	12/1 (水)	
7	C	週間空気中放射性物質濃度測定における有意値の検出	H16.12.17 (金)	11:30 頃 放管より 連絡あり	Pu センター 第二開発室 粉末調整室 (F-103)	使用	第二開発室粉末調整室(F-103)のエアスニファーク紙(サンプリング期間 12月6日から12月13日)を12月13日に回収し、ラドントロンの減衰を待って測定したところ、 $4.2 \times 10^{-10}\text{Bq}/\text{cm}^3$ (検出下限値 $3.7 \times 10^{-10}\text{Bq}/\text{cm}^3$ )を検出した。(12月17日 11:30 頃) なお、当該室の上記期間中の作業は、グローブ定期交換作業(12月7日;8本交換、12月8日;8本交換、12月9日;12本交換)である。	12/17 (金)	
8	C	CPF における分析室フード前養生部の汚染	H17.1.24 (月)	12:05 頃	環境センター 高レベル放射性物質研究施設(CPF) 2F 分析室(アンバー区域)	使用	CPF 2階分析室に設置してあるフード(HA-1A)前面ビニール養生部の定常スミア採取測定において、有意値( $0.97 \times 10^{-2}\text{Bq}/\text{cm}^2$ )を検出し、プルトニウムであることを12時05分に確認した。その後、ビニール養生部の詳細サーベイを実施したところ、最大で $0.97\text{Bq}/\text{cm}^2$ であることを13時44分に確認した。なお、1月20日に同ビニール養生部位のスミヤ測定では異常はなかった。	1/24 (月)	

\* は新聞等報道されたもの

No.	情報区分	件名	発生/発見日時		発生場所	施設区分	概要等	報告日	備考
9	B*	再処理施設 分析所及び廃棄物処理場における一時停電	H17.1.26 (水)	10:30 頃	再処理 分析所及び廃 棄物処理場	再処理	平成 17 年 1 月 26 日 10:30 頃、再処理施設分析所において第二受変電設備の切り替え作業中に約 30 秒間の停電が発生し、分析所の全プロアが一時的に停止するとともにセル、グローブボックスの負圧警報が吹鳴した。元の電源系統に戻すことにより約 30 秒後に電源は供給され負圧は復帰した。また、11:14 頃、同様の作業により廃棄物処理場においても同様の事象が発生した。なお、主排気モニタ等、放射線監視モニタの値に異常は認められていない。原因については、現在調査中である。また、本事象による従業員及び環境への影響はない。	1/26 (水)	
10	C	プロセス冷凍機(184R11)の不具合について	H17.1.31 (月)	17:30 頃	再処理 分析所	再処理	平成 17 年 1 月 31 日 17 時 04 分頃、分離精製工場の槽類換気系廃気の除湿や真空ポンプ循環水等の冷却を行うための冷水を製造するプロセス冷凍機(184R11)が、第 2 受変電設備低圧動力配電盤の保護継電器の作動により遮断機がトリップしたため、停止した。17 時 30 分頃、保護継電器の復旧後に当該機の運転を再開したところ、冷凍機の冷媒蒸気の圧力異常により停止した。このため、もう一台のプロセス冷凍機(184R10)を起動し、冷水の製造を開始した。この間、冷水循環ポンプの運転は継続しており、冷水供給は確保されていた。	1/31 (月)	
11	C*	再処理施設 分離精製工場における作業員の靴底汚染について	H17.2.16 (水)	15:08 頃	再処理 分離精製工場 階段室(G1127)	再処理	平成 17 年 2 月 16 日 15 時 08 分頃、キャスク除染室(A0110)のクレーン点検を終了し更衣を行った後、クレーンホール(G1124)からの退出サーベイを階段室(G1127)において行ったところ、作業員 4 名の内、作業員 2 名の靴底に汚染(1 名の左足に ; 1.5kcpm、もう 1 名の右足に ; 160cpm)を確認した。その後、作業員 4 名の身体サーベイを実施し、身体汚染のないことを確認した。念のため作業員 4 名の鼻スミヤを行ったが異常はなかった。ダストモニタ、エリアモニタに異常はなかった。また、作業エリアのサーベイを行い、汚染がないことを確認した。	2/16 (水)	

\* は新聞等報道されたもの

## 8.2 使用施設保安検査

原子炉等規制法第56条の3第5項に基づく核燃料物質使用施設保安規定の遵守の状況に係る検査（保安検査）については、各部・センターに跨ることから保安管理部が窓口となって対応しており、16年度下半期は11月と3月に実施され、これに対応した。保安検査の概要を表8-2-1に示す。

表 8-2-1 使用施設保安検査

検査年月日	検査内容	検査官
11月17日 ～19日	<p>[重点事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理区域の出入管理状況</li> <li>・保安上重要な設備等の巡視・点検状況</li> <li>・機器の操作</li> <li>・施設の保守管理</li> <li>・施設定期自主検査</li> <li>・保安規定に基づく業務に関する外注管理状況</li> <li>・一般労働安全に対する取組み」に関する事項</li> </ul> <p>[結果]</p> <p>指摘事項なし</p>	保安検査官 2名
3月15日 ～17日	<p>[重点事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常時発生 of 措置</li> <li>・非常時の措置</li> <li>・記録及び報告</li> <li>・品質保証</li> <li>・その他（第I編第3条：規定の遵守）</li> </ul> <p>[結果]</p> <p>指摘事項なし</p>	保安検査官 2名



### 8.3 労働安全衛生法関連設備の検査

16年度下半期においては、日本クレーン協会茨城検査事務所によるクレーン11台の性能検査を受検した。また、日本ボイラー協会茨城検査事務所による第一種圧力容器6台の性能検査を受検した。性能検査の結果、全て異常は認められなかった。

これら設備の検査受検実績を表8-3-1に示す。

表8-3-1 労働安全衛生法関連設備の検査受検実績

受 検 日	設 置 場 所	検査証 番号	備 考	
ク レー ン	平成16年10月22日	再処理施設 脱硝施設	5211	
	平成16年11月10日	再処理施設 分離精製工場	4578	
	平成16年11月12日	モックアップ試験棟	4983	
	平成17年1月28日	地層処分基盤研究施設	5678	
		輸送容器保管施設	5632	
		第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	5770	
	平成17年2月4日	再処理施設 廃棄物処理場	4551	
	平成17年2月7日	再処理施設 除染場	4552	
		第二応用試験棟	5115	
	平成17年3月17日	ガラス固化技術開発棟	5478	
5479				
第 一 種 圧 力 容 器	平成16年12月22日	再処理施設 脱硝施設	3401	
		再処理施設 分離精製工場	3402	
	平成17年1月7日	再処理施設 分離精製工場	2420	
			4312	
	平成17年2月9日	プルトニウム転換技術開発施設	4313	
		4303		

## 8.4 消防法、高圧ガス関連

消防法に基づく検査は、東海村消防本部による低放射性廃棄物処理技術開発施設発電機棟における危険物地下タンク貯蔵所及び危険物一般取扱所の新規設置に係る完成検査が平成16年12月17日に実施され、同日付で完成検査証が交付された。

一方、高圧ガス保安法に基づく検査は、茨城県産業技術課によるクリプトン回収技術開発施設における配管の一部更新に係る完成検査が平成16年10月29日に実施され、11月1日付で完成検査証が公布された。また、配管の更新部分を含む温室素貯留部（貯槽V79、周辺配管及び弁）については休止届を提出していたため、運転再開に係る保安検査が平成16年10月29日に実施され、11月1日付で保安検査証が交付された。更に、茨城県冷凍設備保安協会による冷凍高圧ガス製造施設の保安検査及び施設検査が平成16年12月9日、10日に実施された。保安検査の対象施設は3施設、施設検査の対象施設は21施設で、指摘事項はなく平成16年12月17日付で、保安検査証及び施設検査証が交付された。

保安検査対象となった施設の一覧を表8-4-1に、施設検査対象施設の一覧を表8-4-2に示す。

表8-4-1 冷凍高圧ガス製造施設保安検査対象施設

施設名称
ガラス固化技術開発施設
高レベル放射性物質研究施設
L棟ターボ冷凍機

表8-4-2 冷凍高圧ガス製造施設施設検査対象施設

施設名称	
安全管理棟東棟	安全管理棟西棟
展示館	プルトニウム転換技術開発施設
プルトニウム燃料第三開発室	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設
プルトニウム燃料附属機械室	廃溶媒処理技術開発施設
地層処分放射化学研究施設	焼却施設（2施設）
H棟	高放射性廃液貯蔵場
A棟	再処理技術管理棟
M棟	第二低放射性固体廃棄物貯蔵場
第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設
応用試験棟	プルトニウム燃料集合体貯蔵庫

## 8.5 その他立入調査等

### (1) 水戸労働基準監督署による臨検監督

平成14年3月以来、約3年ぶりとなる茨城労働局及び水戸労働基準監督署による臨検監督（立入調査）が3名の調査官により10月20日に実施された。

臨検監督の実施内容は表8-5-1のとおりであり、実施結果に基づく指導票については10月26日に受理した。指導事項は「短時間労働者（アルバイト）に適用される就業規則を作成すること」という1件のみであり、運営管理部労務課で対応することとした。

表8-5-1 臨検監督実施内容

実施項目	確認内容等
労働衛生活動 （書類確認）	① 事業所概要（従業員数、施設配置、組織体制等） ② 安全衛生管理体制、安全衛生化学物質委員会 ③ 安全パトロールの実施状況・結果 ④ 放射線・管理区域関係（作業計画書、作業規程、従事者指定等） ⑤ 健康診断関係（受診結果、個人被ばく管理状況、個人被ばく実績等） ⑥ 作業環境関係（有害物作業環境測定記録、線量当量測定結果） ⑦ 関係請負事業場関係（放安協等の活動状況、指導・援助状況等） ⑧ 安全衛生教育関係（規程、年間計画、実績等） ⑨ 労働安全衛生マネジメントシステムに基づく活動
現場確認	① Pu燃料第1開発室 ② Pu廃棄物処理開発施設 ③ 再処理施設分離精製工場 ④ 再処理施設廃棄物処理場
その他 （追加確認事項）	① 36協定、就業規則 ② 快適職場取組み状況 ③ VDT作業管理 ④ メンタルヘルス取組状況 ⑤ 衛生管理者等の選任届



臨検監督の開始に伴う所長挨拶等



書類確認状況

(2) 原子力安全協定に基づく茨城県等による平常時立入調査

平成 16 年度の平常時立入調査は、平成 17 年 3 月 4 日の午前 10 時 30 分から 16 時まで、茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市から計 9 名の調査員によって、ヒアリングによる書類確認と現場確認が行われた。

書類確認については、以下の 3 項目が実施された。

- ① 品質保証活動の実施状況
- ② 不具合の未然防止活動状況（トラブル対策の実施状況、水平展開状況を含む）
- ③ 放射性廃棄物の保管管理状況（固体、液体）

現場確認については、調査当日に対象施設を指定するという方法で行われ、放射性固体廃棄物の保管管理状況については、以下の 6 施設が対象となった。

- ① 再処理施設第一低放射性固体廃棄物貯蔵場
- ② 再処理施設第二アスファルト固化体貯蔵施設
- ③ 再処理施設第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設
- ④ 高レベル放射性物質研究施設
- ⑤ 第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設
- ⑥ 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設

また、運転中の施設の保安管理状況については、以下の 3 施設が対象となった。

- ① 再処理施設プルトニウム転換技術開発施設
- ② 再処理施設ガラス固化技術開発施設
- ③ 高レベル放射性物質研究施設

調査の結果、すべての調査項目について指摘事項等はなく「今後とも、安全に留意して、施設の運転をお願いしたい」との講評があった。

なお、書類確認のうち、②不具合の未然防止活動状況については、再処理施設分の資料が中途であったため、未報告分については資料がまとまり次第県へ提出することで了承された。



調査班代表挨拶



現場確認（再処理第 1 低放射性固体廃棄物貯蔵場）

## (3) RI 施設定期検査

放射線障害防止法第 12 条の 9 第 1 項に基づく放射性同位元素等使用施設の定期検査（3 年に 1 回の頻度）が平成 17 年 3 月 8 日、9 日実施され、事務局としてこれに対応した。

定期検査の概要を表 8-5-2 に示す。

表 8-5-2 RI 施設定期検査

検査年月日	検査内容	検査官
3 月 8 日 ～9 日	<p>[実施事項]</p> <p>使用施設等の位置、構造及び設備が技術上の基準※に適合していることを目視及び書類により確認</p> <p>※：技術上の基準は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」第 14 条の 6、第 14 条の 9 及び第 14 条の 11 に示す基準</p> <p>[結果]</p> <p>一部コメント等（RI 標識の貼付追加等）はあったが、措置を実施し、問題なく終了した。</p>	検査員 2 名

## 9. 外部機関との協力

### 9.1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）

東海ノア協定は、東海村、那珂町、大洗町、ひたちなか市及び旭村に所在する 21 の原子力事業所で平成 12 年 1 月に締結した安全協力協定であり、JCO の臨界事故を教訓として安全文化の醸成及び事故時の相互協力等を目的に設置されたものである。

16 年度下半期は上半期に引き続き、安全協力委員会、幹事会への出席、公開講座及び施設見学会等の紹介・参加者とりまとめ等を行うとともに、11 月 24 日に東海事業所の施設見学会を開催し加盟事業所から計 21 名の参加者を受け入れ、再処理施設等を案内した。16 年度下半期の活動実績を表 9-1-1 に示す。

なお、加盟事業所のレーザー濃縮組合は、平成 17 年 1 月 13 日付けで「核燃料物質使用廃止届出書」を提出し、平成 17 年 3 月 31 日付けで解散したことに伴い同日付で東海ノア協定から脱会した。

表 9-1-1 東海ノア協定活動実績

(1/2)

実施日	活動項目	概要等
10 月 20 日	第 11 回安全協力委員会	副委員長（所長）が出席。主な議題は以下のとおり ・ 16 年度上期活動状況及び下期の活動予定
10 月 28 日	訓練視察	・ JNC 大洗主催総合防災訓練「MMF 管理区域内火災」 ・ 東海事業所参加者：1 名
10 月 28 日	施設見学会	・ 原研東海研究所（JRR-1、JRR-4、J-PARK 建設現場、研究所構内） ・ 東海事業所参加者：4 名
11 月 8 日	安全教育研修	原研東海主催 ・ 放射性物質と性質、核燃料サイクルと臨界安全、放射線防護の基礎、各種放射線等測定実習 ・ 東海事業所参加者：1 名
11 月 25 日	施設見学会（紹介）	・ JNC 東海事業所（再処理施設、Pu-3、エントリー） ・ 加盟事業所参加者：14 事業所 21 名
12 月 10 日	第 27 回活動推進幹事会	幹事の保安管理部長が出席。主な議題は以下のとおり 自主保安に係る点検協力活動報告書（案）について 16 年度総合訓練（案）について 第 3 回自主保安に係る点検協力活動実施計画

実施日	活動項目	概要等
12月27日	通報召集訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原研大洗研究所 HTTR における原災法 10 条事象を想定</li> <li>・通報連絡及び原研東海防護活動本部に召集</li> <li>・東海事業所参加者：28 名中 11 名</li> </ul>
1月26日	公開講座 (紹介)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JNC 東海主催「JCO 事故時の県等の対応経験について」</li> <li>・加盟事業所参加者：6 事業所 7 名</li> </ul>
2月14日	安全教育研修	<p>原電総合研修センター主催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原発シミュレータ訓練体験、放射線測定体験</li> <li>・東海事業所参加者：3 名</li> </ul>
3月10日	第28回活動推進幹事会	<p>幹事の保安管理部長が出席。主な議題は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>16 年度活動状況</li> <li>17 年度年間活動基本計画（案）について</li> <li>16 年度総合訓練結果</li> <li>自主保安に係る点検協力活動実施結果について</li> </ul>
3月14日	訓練視察 (紹介)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JNC 東海主催非常事態訓練</li> <li>・再処理施設における火災及び負傷者発生を想定</li> <li>・東海村消防本部との消防活動及び負傷者救出活動の連携（医療機関への実搬送）</li> <li>・加盟事業所参加者：4 機関 6 名</li> </ul>
3月16日	第12回安全協力委員会	<p>副委員長（所長）の代理として副所長（Pu センター長）が出席。主な議題は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>16 年度活動状況</li> <li>17 年度年間活動基本計画（案）について</li> <li>レーザー濃縮組合の解体に伴う脱退について</li> </ul>

## 9.2 ニュークリアセーフティネットワーク（NS ネット）

NS ネットは、JCO 事故を教訓として日本国内の電力会社を中心とした原子力事業者が原子力安全文化の向上を目指した活動を行うこととして、平成 11 年 12 月に発足し、サイクル機構は加盟法人として NS ネットが行う各種の活動に参加・協力している。平成 16 年度下半期における対応実績を表 9-2-1 に示す。

なお、NS ネットは平成 17 年 4 月 13 日に設立予定の「日本原子力技術協会（有限責任中間法人）」にその業務を引き継ぎ、NS ネット事業部として従来活動を継続していくこととなっている。

表 9-2-1 NS ネット対応実績

開催日等	内 容 等	備 考
11 月 9 日	第 9 回 NS ネット管理者セミナー ・ 講演 A：『「無責任の構造」克服の方法 ～組織の安全風土構築のために～』 講師：東洋英和女学院大学教授 （JCO 事故調査委員会委員） ・ 講演 B：『コロンビア事故の教訓と組織の安全風土』 講師：コンピュータソフト開発㈱主管	東海事業所から 1 名参加
1 月 21 日	第 69 回 NS ネット安全キャラバン（日揮㈱本社） ・ JNC 東海事業所相互評価時の良好事例「運転要領書の整備と作成、改訂時の外部専門家も含めたチェック体制の充実」を紹介 ・ 紹介者：再処理センター品質保証室長	



## 9.3 防災関係機関

先の JCO 事故を契機に、防災業務に携わる機関において原子力災害に対する関心が高まり、これらの機関から研修等の受入れ要請が寄せられている。16 年度下半期も上半期に引続き、これらの要請に対し施設見学及び放射線測定器・防護器材取扱方法等について研修を行なった他、先方のニーズに応じて講師派遣等を実施した。

また、16 年度下半期の特記事項として東京消防庁への協力が挙げられる。これは平成 17 年 3 月、都内の放射性物質取扱施設で発生した火災に出動した消防職員 7 名を受け入れ、肺モニタ測定と装備品の汚染検査を実施したものである。本件については後日、消防総監より感謝状が贈られている。

以上のように、外部協力は訓練や研修の受入れに止まらず、実践的な範囲に及んでおり、今後とも様々な形の協力が展開されることが予想される。

平成 16 年度下半期における消防関係機関等の研修、見学受入れ及び講師派遣実績を表 9-3-1 に示す。

表 9-3-1 研修受入れ及び講師派遣

実施日	実施内容	備考
11 月 9 日	県内消防関係者「防災講演会」	50 名
11 月 17 日	千葉市消防局花見川署防災管理者協議会「防災管理棟・ASP 見学」	20 名
11 月 18 日	茨城県立消防学校救助科「輸送事故訓練」	49 名
11 月 29 日	自衛隊化学学校「防災管理棟・ASP 見学」	4 名
12 月 6 日	消防大学校救助科「救助訓練 (Pu 第 2)」	60 名
12 月 8 日	内原消防署「防災管理棟・ASP 見学」	13 名
12 月 16 日	茨城県立消防学校初任科「防災管理棟・ASP 見学」	51 名
1 月 25 日 ~ 27 日	消防・警察・自衛隊等「講演、放射線の基礎・放射線測定実習、ASP 見学」	56 名
2 月 25 日	水戸・日立・大宮・鉾田保健所「放射線の基礎・放射線測定実習、医務棟・放射線保健室・PU 第 3 見学」	13 名
2 月 21 日	消防大学校警防科へ講師派遣	2 名

## 10. 教育訓練・資格取得

## 10.1 試験・講習会

各施設において業務を行う上で必要な労働安全衛生法等に係る資格等については、安全対策課において資格取得に係る試験及び技能講習会等の案内及びとりまとめを行っている。

16年度下半期における資格試験及び講習会の申込及び受講実績を表10-1-1に示す。

表 10-1-1 試験・講習会参加実績

(1/3)

試験・講習会名	主催者	実施日	受験又は受講者数
消防設備士試験	消防試験研究センター 茨城支部	8/22	1名
酸素欠乏・硫化水素危険作業 主任者技能講習	茨城労働基準協会連合 会	9/2～3	2名
第2種消防設備点検資格者再 講習	日本消防設備安全セン ター	9/3	1名
天井式クレーン運転士実技・ 学科コース(講習)	住金マネジメント株式 会社	9/6～11	1名
危険物取扱者試験準備講習会 (甲種)	消防試験研究センター	9/13～14	4名
天井式クレーン運転士実技・ 学科コース(講習)	住金マネジメント株式 会社	9/13～18	1名
電気取扱業務(高圧・特別高 圧)に係る特別教育	水戸労働基準協会	9/15～16	1名
有機溶剤作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合 会	9/21～22	2名
JIS Z 2305 非破壊試験技術者 試験	日本非破壊検査協会認 証事業本部	9/25	3名
公害防止管理者(ダイオキシ ン類関係)試験	産業環境管理協会	9/26	1名
公害防止管理者(騒音関係)試 験	産業環境管理協会	9/26	1名
公害防止管理者(大気関係)試 験	産業環境管理協会	9/26	3名
第一種電気工事定期講習	日本電気協会	9/28	2名

(2/3)

試験・講習会名	主催者	実施日	受験又は 受講者数
研削といしの取替又は取替時の試運転の業務に係る特別教育	水戸労働基準協会	9/28	1名
危険物取扱者試験準備講習会(乙種4類)	茨城県危険物安全協会連合会	9/29～30	1名
環境計量士(濃度関係)受験対策講習会	公害防止協会東京事務局	10/2～ H17.2/12	1名
危険物取扱者試験(甲種)	消防試験研究センター	10/3	5名
危険物取扱者試験(乙種)	消防試験研究センター 茨城県支部	10/3	6名
公害防止主任管理者試験	産業環境管理協会	10/3	1名
公害防止管理者(水質関係)試験	産業環境管理協会	10/3	3名
公害防止管理者(振動関係)試験	産業環境管理協会	10/3	1名
フォークリフト運転技能講習	茨城労働基準協会連合会	10/6、13～15	1名
第三種電気主任技術者受験対策講習会	公害防止協会エネルギー事業部	10/3～ H17.7/17	1名
高圧ガス消費事業者保安講習会	茨城県高圧ガス保安協会	10/21	1名
16年度消防設備士講習会	茨城県消防設備協会	10/28	1名
甲種防火管理者資格取得講習会	東海村消防本部	10/28～29	6名
エックス線作業主任者試験	関東安全衛生技術センター	11/6	5名
二級ボイラー技士試験	関東安全衛生技術センター	11/6	1名
環境計量講習(騒音・振動)	産業技術総合研究所	11/8～12	2名
危険物取扱者保安講習	茨城県危険物安全協会連合会	11/11	1名
高圧ガス製造保安責任者試験(丙種化学特別)	茨城県高圧ガス保安協会	11/14	1名
高圧ガス製造保安責任者試験(三種冷凍機械)	茨城県高圧ガス保安協会	11/14	1名

(3/3)

試験・講習会名	主催者	実施日	受験又は 受講者数
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合会	11/15～18	1名
甲種防火管理者資格取得講習会	日立市消防本部	11/17～18	1名
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会	日本ボイラー協会茨城支部	11/18～19	2名
5t未満のクレーン運転の業務に係る特別教育	水戸労働基準協会	11/19、21	1名
公害防止管理者受験対策講習会(大気関係コース)	公害防止協会東京事務局	11/27～ H17.9/18	1名
有機溶剤作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合会	11/29～30	4名
足場組立作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合会	12/2～3	1名
環境計量講習(騒音・振動)	産業技術総合研究所	12/2～5	1名
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会	日本ボイラー協会茨城支部	12/6～8	2名
第一種電気工事士定期講習	製品評価技術基盤機構	12/15	1名
第一種電気工事士定期講習	製品評価技術基盤機構	1/18	1名
有機溶剤作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合会	1/18～19	2名
危険物取扱者試験準備講習会	茨城県危険物安全協会連合会	1/18～19	3名
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合会	1/24～26	1名
高圧ガス保安係員講習(一般高圧ガス)	茨城県高圧ガス保安協会	1/26～27	2名
第一種電気工事士定期講習	製品評価技術基盤機構	2/2	1名
危険物取扱者試験(乙種4類)	消防試験研究センター 茨城県支部	2/13	3名
衛生管理者能力向上教育	茨城労働基準協会連合会	2/24～25	3名
環境計量士国家試験(濃度関係)	経済産業省産業技術環境局	3/6	1名
床上操作式クレーン運転技能講習	茨城労働基準協会連合会	3/15～18	1名

## 10.2 作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育及び保安管理部保安立会要領教育

### (1) 現場責任者等教育

作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育（新規者等対象）を、原則として月 1 回の頻度で実施した。また、認定の有効期限切れに伴う教育（更新教育）も原則月 1 回の頻度で実施した。

16 年度下半期の実績を表 10-2-1 に示す。

表 10-2-1 現場責任者等教育実績

実施日	実施場所	受講者数	合格者 (合格率)	備考
10月21日	図書研修合同棟3階講義室	36名	35名 (97.2%)	
10月21日	図書研修合同棟3階講義室	14名	14名	更新
11月22日	図書研修合同棟3階講義室	55名	54名 (98.2%)	
11月22日	図書研修合同棟3階講義室	7名	7名	更新
12月17日	図書研修合同棟3階講義室	78名	75名 (96.2%)	
12月17日	図書研修合同棟3階講義室	10名	10名	更新
1月17日	図書研修合同棟3階講義室	38名	38名 (100%)	
1月17日	図書研修合同棟3階講義室	8名	8名	更新
2月21日	図書研修合同棟3階講義室	50名	50名 (100%)	
2月21日	図書研修合同棟3階講義室	3名	3名	更新
3月23日	図書研修合同棟3階講義室	32名	31名 (96.9%)	
3月23日	図書研修合同棟3階講義室	3名	3名	更新

注) 現場責任者等の新規教育では理解度確認を実施し、一定の理解度が得られたものを合格者としている。

また、各部・センターにおいては、臨時に現場責任者等の新規教育を実施したので、その16年度下半期の実績を表10-2-2に示す。

表 10-2-2 各部・センターで実施した現場責任者等教育実績

実施日	実施場所	受講者数	合格者 (合格率)	備考
3月9日	Pu 第3開発室会議室	2名	2名 (100%)	

### (2) 作業責任者更新教育

作業責任者認定制度は、平成11年9月1日に運用開始し16年8月末で5年を経過する。有効期間5年である作業責任者・工事責任者については有効期間満了者が16年9月1日から順次発生するため、作業責任者等の更新教育を実施した。

16年度下半期の作業責任者等教育実績を表10-2-3に示す。

表 10-2-3 作業責任者等教育実績

実施日	実施場所	受講者数	合格者 (合格率)	備考
10月15日	図書研修合同棟3階講義室	13名	13名 (100%)	
11月15日	図書研修合同棟3階講義室	11名	11名 (100%)	

注) 作業責任者等の更新教育では理解度確認を実施し、一定の理解度が得られたものを合格者としている。

### (3) 保安管理部保安立会要領教育

16年度下半期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部保安立会要領教育は実施しなかった。

## 11. 事故・トラブル等

## 11.1 法令報告事象

16年度下半期において、法令報告及び軽微事象（RI施設）に該当する事故・トラブルの発生はなかった。

## 11.2 法令報告未満のトラブル事象等

16年度下半期における法令報告未満のトラブル事象等は、再処理施設8件（B情報：3件、C情報：5件）、使用施設3件（C情報）の計11件であった。

法令報告未満のトラブル事象等の一覧を表11-2-1に示す。トラブル事象等の概要については、表8-1-5を参照されたい。

表 11-2-1 法令報告未満トラブル一覧

(1/2)

	件名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
1	低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)からのよう素放出量の上昇	H16.10.14 (木) 11:17頃	再処理 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 廃液貯蔵セル(R004)	C	日報
2	水素掃気用空気圧縮機の自動切換え	H16.10.21 (木) 17:40頃	再処理 高放射性廃液貯蔵場 圧空製造室(G353)	B	日報
3	感震器の作動によるガラス溶融炉の自動停止	H16.11.5 (金) 14:48頃	再処理 ガラス固化技術開発施設 制御室(G240)	C	日報
4	分離第二サイクル工程の溶媒フィルタ(256F17)フランジ部からの溶媒の漏洩	H16.11.11 (木) 10:50頃	再処理 分離精製工場 分離第二サイクル工程	C	日報

	件名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
5	高放射性廃液貯蔵場セル系排気ブロワの据付ボルトの折損	H16.11.30 (火) 14:50頃	再処理 高放射性廃液貯蔵場 排気機械室(A422)	B	日報
6	Pu-3 ローディングドック前廊下における物品持ち出しサーベイ時の汚染検出	H16.12.1 (水) 10:10頃	Pu センター 第三開発室 ローディングドック 前廊下	C	日報
7	週間空气中放射性物質濃度測定における有意値の検出	H16.12.17 (金) 11:30頃	Pu センター 第二開発室 粉末調整室(F-103)	C	日報
8	CPF における分析室フード前養生部の汚染	H17.1.24 (月) 12:05頃	環境センター 高レベル放射性物質 研究施設(CPF) 2F 分析室(アンバー 区域)	C	日報
9	再処理施設 分析所及び廃棄物処理場における一時停電	H17.1.26 (水) 10:30頃	再処理 分析所及び廃棄物処 理場	B	日報
10	プロセス冷凍機(184R11)の不具合	H17.1.31 (月) 17:30頃	再処理 分析所	C	日報
11	再処理施設 分離精製工場における作業員の靴底汚染	H17.2.16 (水) 15:08頃	再処理 分離精製工場 階段室(G1127)	C	日報



## 11.3 負傷報告

## (1) 今期の負傷災害

16年度下半期は、東海事業所全体で9件の負傷又は軽微負傷災害が発生し、そのうちの1件が休業災害（4日以上）であった。概要を表11-3-1に示す。

表 11-3-1 負傷事象の概要

(1/9)

No.	項 目	内 容 等
1	件 名	試薬調整区域 分析試料採取時における指先負傷（軽微負傷）
	発生日時	平成16年10月14日（木）10時00分頃
	発生場所	分離精製工場 試薬調整区域（管理区域内）
	所 属	再処理センター 処理部 化学処理第三課
	身 分	協力会社員 29才
	発生状況	試薬調整区域において回収酸の調整を貯槽(201V10)で実施した後、当該貯槽から分析試料を採取する際、サンプル用のニードル内の液を押し出すために、注射器(注射針を取外したもの)をニードルに差込み空気を注入しようとしたところ、注射器の先端とサンプリングニードルの先端がかみ合わず、右手小指を負傷した。
	負傷状況	右手小指爪先（約1mmの刺傷） 休業なし
	原 因	注射器を直接サンプリングニードルに差し込む構造となっていたため。
再発防止策	ジャグと注射器を一体化した治具を製作し、ガイドを取付けた状態で注射器により空気を注入する方法とし、ニードル先端に手が接触しない方法とする。また、作業のリスクアセスメントについて再検討を実施する。	

No.	項 目	内 容 等
2	件 名	テクノ交流館リコッティ 階段降下時における喫茶作業員の負傷（軽微負傷）
	発生日時	平成16年12月8日（水）10時30分頃
	発生場所	テクノ交流館リコッティ B階段
	所 属	運営管理部 地域交流課
	身 分	協力会社員 26才
	発生状況	2階倉庫に保管していた缶詰等の喫茶材料を1階喫茶コーナーに運ぶために、階段を降りる際、1階から昇ってきた来館者を避けようとしたが、来館者と同じ方向になってしまい、方向転換をしようとして体勢を崩して、階段を6段ほど滑落した。
	負傷状況	両足の膝、すね部の打撲 休業なし
	原 因	体勢を崩した際、両手に荷物を抱えていたために、両手でバランスをとることが出来なかった。また、滑落時に体をかばうことができなかったため、打撲を負った。
再発防止策	荷物の運搬で階段を利用する際には、両手の自由が利かない状態での昇降を行わない。 重量物の運搬は台車及びエレベータを使用する。	

No.	項 目	内 容 等
3	件 名	清掃作業中における転倒（軽微負傷）
	発生日時	平成 16 年 12 月 8 日（水）13 時 45 分頃
	発生場所	G 棟内階段
	所 属	運営管理部 総務課
	身 分	協力会社員 49 才
	発生状況	階段の掃き掃除中（後ろ向きで上から下に向かって作業中）に最後の一段を踏み外し転倒した。
	負傷状況	頭部にコブ 休業なし
	原 因	足元の確認を怠ったため。
再発防止策	後ろ向きでの作業を止め、前向き姿勢で足元を確認しながら作業をする。 関係従業員へも周知徹底を図った。	

No.	項 目	内 容 等
4	件 名	従業員の頭部負傷（軽微負傷）
	発生日時	平成 16 年 12 月 17 日（金）13 時 40 分頃
	発生場所	プルトニウム燃料第二開発室 A-101 室（管理区域内）
	所 属	プルトニウム燃料センター 製造加工部 製造第一課
	身 分	協力会社員 41 才
	発生状況	当事者は、グローブ交換の準備のため行ったビニルシート養生作業終了後、核物質移送トンネルの下を通り抜けようとした際、スイッチボックスの角部に頭部をぶつけた。
	負傷状況	頭部右側 約 1 cm の負傷 休業なし
	原 因	グローブ交換のための養生ビニルシートに気をとられスイッチボックスに対する注意が緩慢となっていた。
再発防止策	類似事例による KY トレーニングを実施する 当該スイッチボックス角部について、養生を行う	

No.	項 目	内 容 等
5	件 名	右手薬指 第一関節 筋の断裂
	発生日時	平成 16 年 12 月 22 日 (水) 11 時 15 分頃
	発生場所	プルトニウム燃料第三開発室 原料詰替室 (管理区域内)
	所 属	プルトニウム燃料センター 製造加工部 製造第一課
	身 分	協力会社員 35 才
	発生状況	当事者は、階段式作業台を使用してグローブ交換作業を行っていた作業者の近傍で、グローブ交換に使用したグローブ交換治具を受け取り、汚染検査を行うため、左手にサーベイメータを持って待機していた。その際、作業台上の作業者の足が踏み板に置いていたサーベイメータに接触し、サーベイメータが落下した。当事者は、とっさにそのサーベイメータを右手で受け止めようとして、薬指をサーベイメータ本体にぶつけた。
	負傷状況	右手薬指第一関節 筋の断裂 休業なし
	原 因	当該作業では使用しないサーベイメータを、踏み板上の作業者足下近傍に置いたまま作業を行ったため。
再発防止策	作業直前のKY による安全確認の徹底 階段式作業台上で作業する場合は作業者の足下に不要物品を置かない	

No.	項 目	内 容 等
6	件 名	LWTF 建設現場における作業員の負傷
	発生日時	平成 17 年 2 月 9 日 (水) 11 時 00 分頃
	発生場所	LWTF 技術開発棟建設工事現場 1 階北東側廊下
	所 属	建設工務管理部 建設グループ
	身 分	工事業者 61 才
	発生状況	<p>LWTF 1F 北東側廊下天井部において、仮溶接したサポート(A)と建家壁との間にサポート(B)を入れるためジャッキを使用して押し広げていたところ仮付溶接が一部外れ、ジャッキが高さ約3.5mの足場板の隙間から落下した。</p> <p>当該作業エリアの下部は配管材仮置場があり、配管材を取るために仮置場に入ってきた建設作業員の頭部(ヘルメット着用)にジャッキ(約20cm×20cm、2.26kg)が落下した。</p>
	負傷状況	頭部外傷、脳しんとう、頸椎捻挫 休業なし
	原 因	<p>落下の恐れがある機材に対し、落下防止措置をせずに使用したことが直接の原因である。</p> <p>また、本作業は上部での作業であることから、コーンにて安全通路を確保していたが、「上部作業中」「立入禁止」の表示が近傍になく、立入禁止区域の区画も明確でなかった。</p>
再発防止策	<p>使用資機材、工具類の落下防止対策(落下防止ネットの設置、工具類に落下防止紐をつける等)を徹底する。高所作業を行う場合には、落下物の恐れがある区域をトラロープ等により立入禁止区域とし、近傍に「上部作業中」「立入禁止」の表示を行う。</p> <p>立入禁止区域を設定することが困難な場合には、作業区域に監視人をつけて常時監視する。</p>	

No.	項 目	内 容 等
7	件 名	LWTF 建設現場における作業員の右手薬指の負傷
	発生日時	平成 17 年 3 月 12 日 (土) 10 時 15 分頃
	発生場所	LWTF 技術開発棟建設工事現場 3 階焼却室
	所 属	建設工務管理部 建設グループ
	身 分	工事業者 59 才
	発生状況	LWTF 3F 焼却室において、機器内部に貼り付ける断熱ボードを固定式バンドソーで所定の寸法に切断中、切れ端を取ろうとして右手を差し伸べたところ回転中のバンドソーの刃に触れ、右手薬指付根部を負傷した。 なお、作業員は手袋を着用して作業していた。
	負傷状況	右手薬指付根部 右環指挫滅創、伸筋腱断裂 休業なし
	原 因	バンドソーが回転中であるにも係らず、ボードの切れ端を取ろうとして回転中の刃に手を近づけたため。
再発防止策	回転機械を使用する場合には回転体に絶対に手を近づけないこと、近づける必要がある場合は必ず電源を切ること、手袋は着用しないことなど、回転機械使用時の負傷防止対策に関して、危険防止の意識を喚起するための教育を徹底していく 固定式の回転機械には、機械本体の見やすい個所に注意表示を掲示する（回転中は手を近づけない）	

No.	項 目	内 容 等
8	件 名	RETF 送排風機の保守点検作業における作業員の負傷
	発生日時	平成 17 年 3 月 16 日 (水) 15 時 55 分頃
	発生場所	RETF 5 階 排気機械室
	所 属	建設工務管理部 建設グループ
	身 分	工事業者 56 才
	発生状況	排風機の防振架台 (高さ約50cm) に乗り、排風機上部のシャフト部の巻き込まれ防止カバーを復旧する作業が終了し、防振架台から床に降りる際に姿勢を変えようとして右足が滑りベース部の隙間 (約15 cm) に右足が挟まったまま倒れ込んだため右足を負傷した。
	負傷状況	右足脛骨骨折、右足関節捻挫 休業 3 ヶ月
	原 因	排風機架台に幅約15cm の隙間があるにも係らず、隙間をなくすための養生を行わずに当該架台を保守点検作業の足掛かりにしたことが原因である。 また現場にて今回の原因となった危険のポイントを見落としたことも要因である。
再発防止策	保守点検の作業エリアに転倒の原因となるような隙間が生じないように敷板を設ける。また、架台に乗るための踏み台を使用する。 作業員に対し、危険に対する視野を広める注意喚起を行う。 作業開始前に現場にて作業環境、設備の状態について確認・点検を行い、作業現場の安全を確認する。	



No.	項目	内容等
9	件名	扉による頭部外傷
	発生日時	平成17年3月31日(水)10時10分頃
	発生場所	地層処分基盤研究施設 第一試験棟 更衣室
	所属	環境保全研究開発センター 処分研究部 処分バリア性能研究 Gr
	身分	協力会社員 35才
	発生状況	火災報知器点検時、更衣室内にある火災受信機の操作後、退室のため振り向いた際に、開いていたドアに額をぶつけた。
	負傷状況	額眉間 軽微外傷 休業なし
	原因	ドアが開放状態だったため、十分な作業スペースが確保できていなかった。
再発防止策	ドアが開放状態にならないようにドアストッパーを調整した。	

## (2) 平成16年度負傷災害のまとめ

東海事業所における平成16年度の負傷の発生件数は、計12件と平成15年度よりも3件増加となった。特に下期は12月に4件、3月に3件と集中して計9件となり、そのうち1件は休業4日以上を負傷であった。図11-3-1～図11-3-4に16年度負傷災害のグラフを示す。

発生件数については、負傷報告(外部医療機関で処置を受けたもの)が7件、軽微な負傷報告(保健室または現場で処置を行ったもの)が5件であった。負傷による休業等から分類すると、休業4日以上の休業災害が1件、不休業災害が11件であり、休業4日未満の休業災害はなかった。

発生原因としては、不安全行動(ヒューマンエラー、思い込みを含む)によるものが7件、不安全な状態によるものが5件となっており、これらの原因は昨年度と同様の傾向となっている。

東海事業所においては、KY・TBMの徹底や労働安全マネジメントシステムに基づく取組み等により、休業を伴う大きな労働災害(休業4日以上)の発生は少ない

ものの、不休災害や軽微な負傷が毎年 10 件前後発生しており、現場や建設工事現場での作業においてはもちろんのこと、階段での昇り降りなど日常行動の中での不安全状態や不安全行動にも注意を向け、負傷事故の撲滅に向けて更に取り組んでいく必要がある。

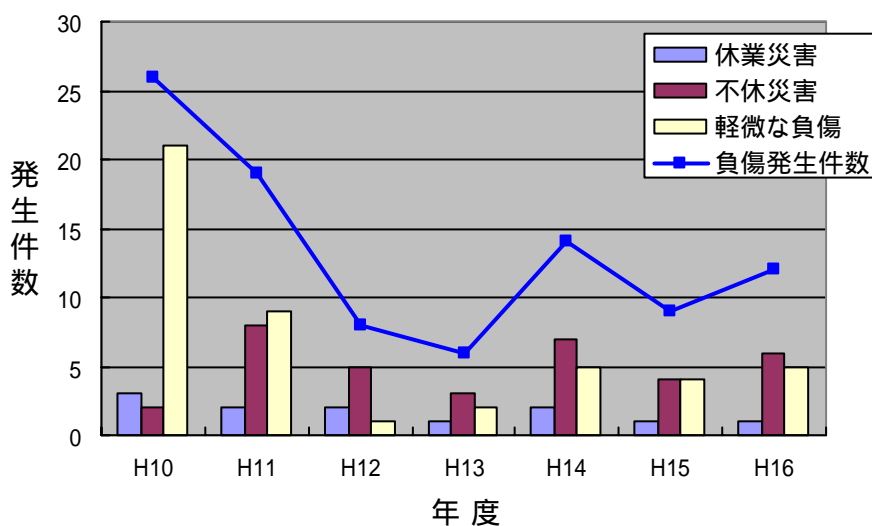


図 11-3-1 年度別負傷発生状況

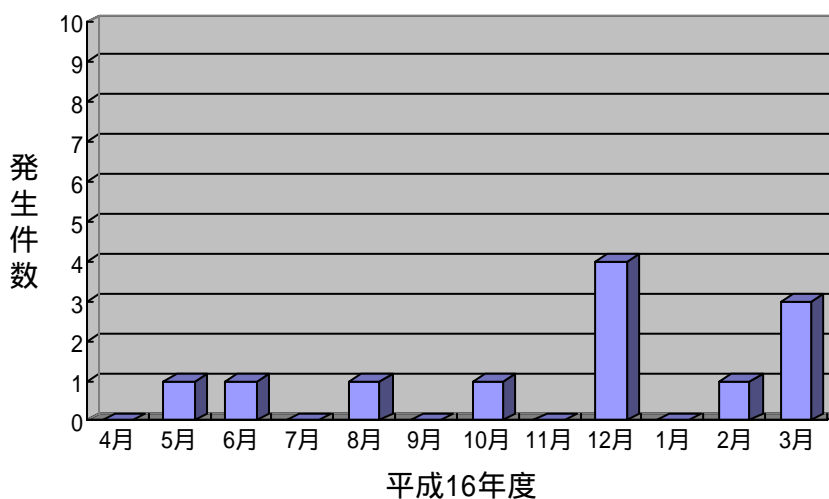


図 11-3-2 月別負傷発生状況

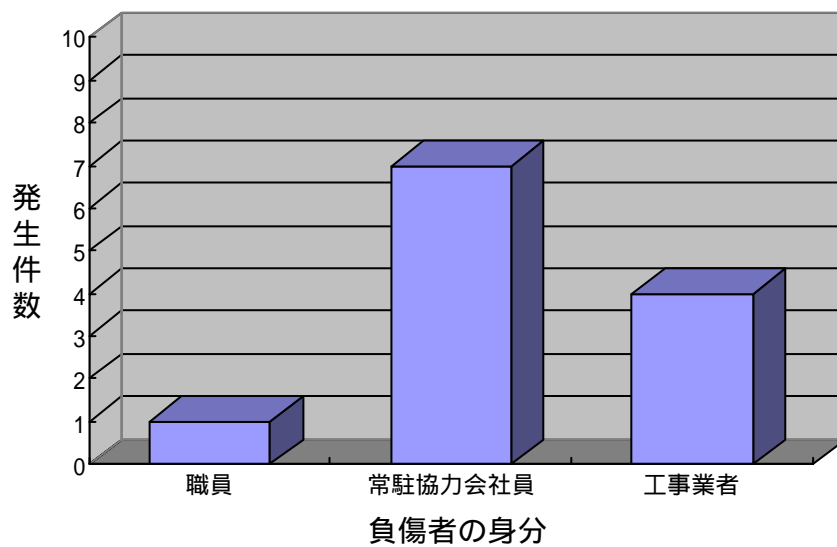


図 11-3-3 負傷者の身分

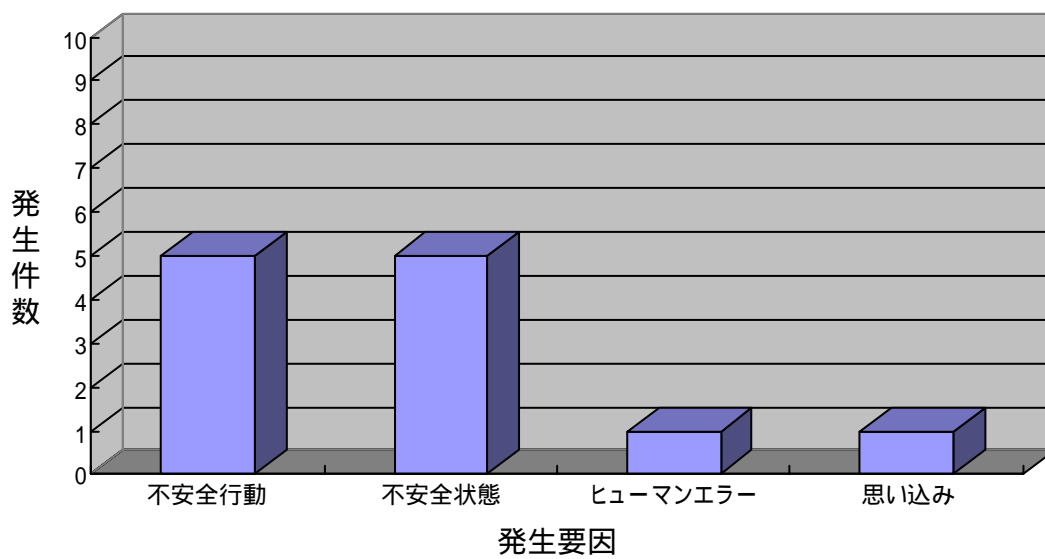


図 11-3-4 負傷の発生要因

## (3) 救急車要請事例のまとめ

平成16年度に発生した東海事業所における救急車要請事例は、計3件であった。1件は負傷によるものであったが、2件は急病等で倒れたりした事例であった。表11-3-2に救急車を要請した事例を示す。

表 11-3-2 平成16年度 救急車要請事例一覧

発生日	発生施設等	状 況	備 考
16.07.09	Puセンター ユーティリティ施設	請負作業員が作業中に倒れているのを同室作業員が発見した。	急病
17.01.26	再処理センター	居室において作業中の職員が急に気分が悪くなり倒れた。	脳内出血
17.02.09	LWTF 建設現場	工事に使用していたジャッキが落下し、通行中の作業員（工事業者）の頭部に当たり倒れた。	頭部外傷頸椎捻挫、脳震盪

## 12. おわりに

16年度下半期を概括すると、法令報告未満のトラブル等は再処理施設8件(B情報3件、C情報5件)、使用施設3件(C情報)の計11件であった。また軽微負傷を含めた負傷災害は9件発生し、内1件は骨折を伴う休業4日以上(約3ヶ月)の災害であった。これらのトラブル・負傷については、そのつど安全ニュースや安全衛生瓦版を発行して周知と注意喚起に努めているが、今後も負傷災害撲滅に向けた地道な活動が必要である。

保安規定への品質保証導入に関しては、16年度下半期で一連のPDCA対応は完了したが、今後は、レビュー結果を反映するとともに定着に向けて更なる努力が必要と思われる。品質保証はますます重要な業務となってきた一方、合理化や効率的な運用を求める現場の要望も出ているところである。今後は法人統合に向けて効果的・効率的に運用できるよう検討していく必要がある。



業務実績カレンダー（10月）

付録 - 1

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1	安全主任者会議	消防班辞令交付		全国労働衛生週間（～7日）
2				
3				
4	労働衛生講演会		所品質保証委員会	
5	茨城県産業安全衛生大会		部門長診断会（～6日） 使用施設内部監査員スキルアップ教育	
6		地震対応		
7	主任者等連絡会、衛生管理者会議	防火対策委員会	第2回使用施設内部監査員全体会議	
8				
9				
10				
11				
12			OHSMS/EMS、使用及び自主品質監査の同時 （統合）監査（～15日）	
13		月例訓練（保安部：テロ対応訓練）		
14				
15	作業責任者更新教育、安全推進協議会	消防班訓練		
16				
17				
18			機構安全・品質監査 使用施設内部監査（～20日）	
19	化学物質管理者連絡会			
20	労基署臨検監督 所安全衛生・化学物質委員会		使用施設内部監査員全体会議	東海ノア安全協力委員会
21	現場責任者等教育（請負側新規・更新）	成田国際空港航空機事故総合訓練視察 意見交換会（～22日）		
22	「公害関係法令に係る申請」説明会、技術管 理第1棟全停電、クレーン性能検査			
23				高圧ガス保安促進週間（～29日）
24				
25	高圧ガス保安教育（一般）			
26	労基署臨検監督に係る指導票受理、部安全衛 生委員会、高圧ガス保安教育（冷凍）	緊急通報連絡訓練	OHSMS/EMS階層別教育	
27		常陽燃料輸送	所安全専門委員会	
28	高圧ガス製造施設及び第二種貯蔵所パトロー ル		OHSMS/EMS委員会	東海ノア施設見学会（原研東海） 東海ノア防災訓練
29		消防班訓練		
30				
31				

業務実績カレンダー（11月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1			保安規定に係る品質保証研修会 部品品質保証推進委員会	品質保証強化月間（～30日）
2	JJ統合事務局打合せ	緊急通報連絡訓練		
3				原研との交流会
4	衛生管理者会議			
5	放安協事務局連絡会			サイクル機構シンポジウム
6				
7				
8	安全主任者会議	放射線管理用機器の検査および校正（～30日）		
9		防火講演会		秋季全国火災予防週間（～15日）
10	技術管理第1棟全停電、クレーン性能検査	防火講習会		
11	放安協定例会	防火講習会	原子力安全監査（～17日）	
12	クレーン性能検査	消防班訓練	安全管理棟全停電	
13				
14				
15	作業責任者(更新)教育	防火講習会		
16		月例訓練(Puセンター：輸送事故訓練)		
17	所安全衛生・化学物質委員会	危機管理担当課長会議	使用施設保安検査（～19日）	
18				
19	安全衛生T居室エアコン清掃対応			
20				
21				東海村秋のクリーン作戦
22	現場責任者等教育(請負側新規・更新) 技術管理第1棟外壁塗装（～12/10）		再処理施設保安検査（～12/10）	東海村原子力安全講演会
23				
24			所安全専門委員会	
25				東海ノア施設見学会（JNC東海）
26	安全推進協議会	消防班訓練	QA講演会、OHSMS/EMS委員会	
27				
28				
29				
30				JNC東濃総合防災訓練



業務実績カレンダー（12月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				
2	衛生管理者会議			
3				
4				
5				
6	安全主任者会議	消防大学校訓練 消火器・消火栓保守点検(～1/31)		
7	ダイオキシン対策委員会	サイクル機構訓練モニタ参加(もんじゅ)		
8				
9	冷凍高压ガス保安検査、JJ統合WG			
10	冷凍高压ガス保安検査			東海ノア幹事会 東海村原子力講演会
11				
12				
13			所品質保証委員会	
14		危機管理講演会(第1回)		
15	所安全衛生・化学物質委員会			年末年始無災害運動(～1/15)
16		新入職員消防班入隊成果発表会		交通立哨
17	現場責任者等教育(請負側新規・更新) 安全推進協議会			統括者パトロール
18				
19				
20		使用施設PP規定遵守状況調査(～22日)		法人統合説明会
21	部安全衛生委員会	原災法に基づく茨城県・東海村立入検査	OHSMS/EMS委員会	
22	第一種圧力容器性能検査	再処理センター内ブラインド訓練参加・協力		
23				
24	KY教育			
25				
26				
27				東海ノア総合防災訓練
28				
29				
30				
31				

業務実績カレンダー（1月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6	衛生管理者会議			
7	安全主任者会議、第一種压力容器性能検査	事故対策規程等検討WG		
8				
9		東海村消防本部主催消防出初式参加		東海村消防本部出初式
10				
11		自火報・誘導灯保守点検（～3/1）	OHSMS/EMS更新審査（～14日）	
12				
13		危機管理講演会（第2回）		
14				
15				
16				
17	現場責任者等教育（請負側新規・更新）			
18	県平常時立入調査説明会	県通報連絡訓練結果報告会 サイクル機構訓練モニター参加（人形峠）	所品質保証委員会	
19	所安全衛生・化学物質委員会			
20	安全推進協議会 化学物質管理能力向上教育（～21日）			共生会講演会
21				
22				
23				
24	県立入調査事前打合せ		品質保証分科会	DBTワークショップ（～26日）
25	部安全衛生委員会	防災関係機関視察研修会		
26		原子力防災講演会 再処理施設非常事態訓練WG	所安全専門委員会、所品質保証委員会	
27		防災関係機関視察研修会	OHSMS/EMS委員会	サイクル機構シンポジウム
28	クレーン性能検査	サイクル機構訓練モニター（大洗）	部門長診断会	
29				
30				
31		防火対策委員会		

業務実績カレンダー（2月）

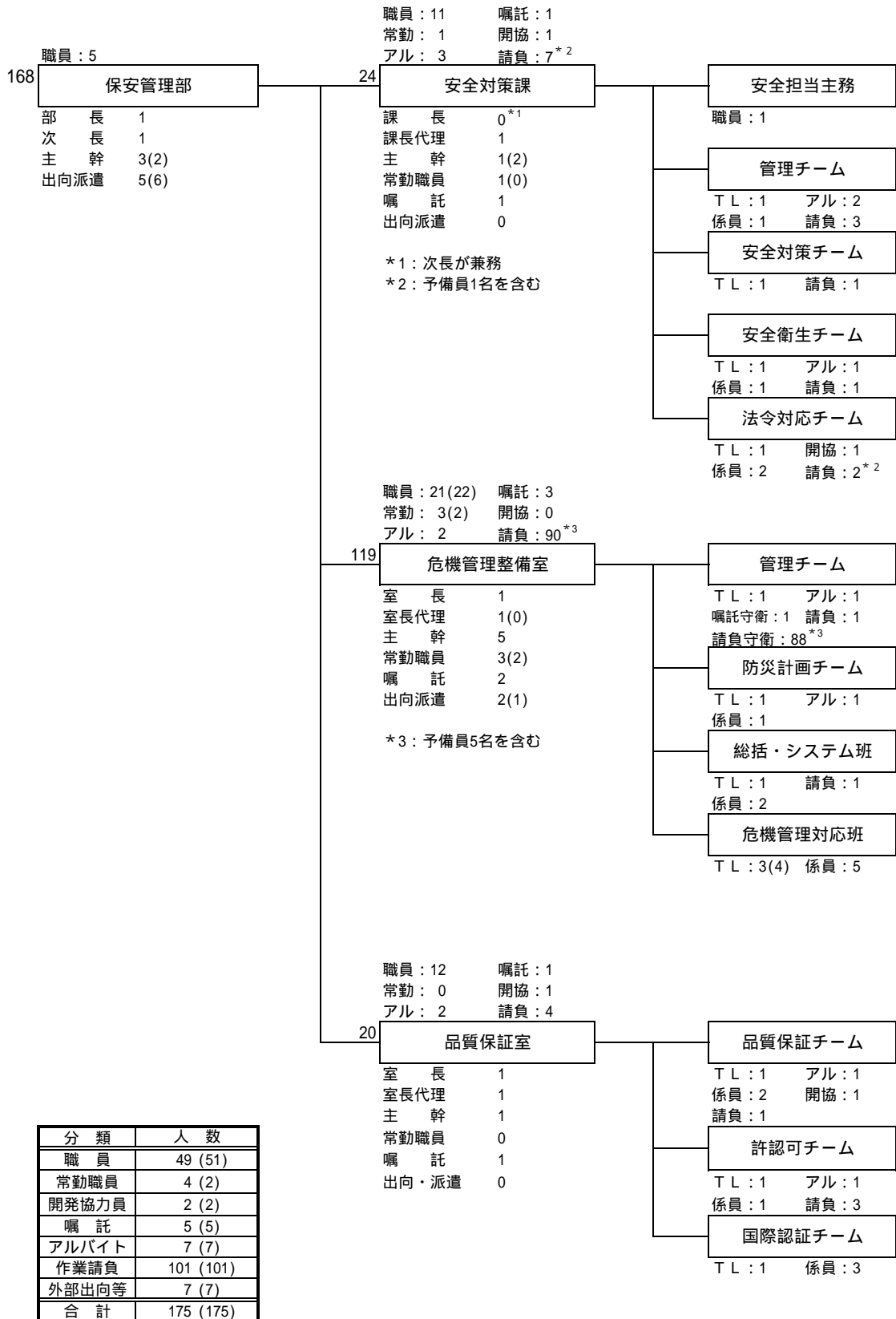
日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				監事監査（～4日）
2				
3	衛生管理者会議			
4	放安協事務局連絡会、クレーン性能検査	消防班訓練		
5				
6				
7	安全主任者会議、クレーン性能検査 安全衛生T居室壁塗装工事（～10日）		ISO研修（～9日）	
8				
9	PRTR事業者研修会、第一種圧力容器性能検査	核物質防護委員会		
10	放安協定例会			
11				
12		通報訓練（警備員・危機管理対応班）		
13				
14		月例訓練（運管部：火災対応訓練）		東海ノア安全教育研修
15				
16		再処理施設非常事態訓練WG 事故対策規程等検討WG		
17	所安全衛生・化学物質委員会	サイクル機構訓練モニタ参加（大洗）	使用施設マネジメントレビュー	JNC大洗総合防災訓練
18		消防班訓練		
19				
20				
21	現場責任者等教育（請負側新規・更新）			
22	部安全衛生委員会			
23			所安全専門委員会	
24	JJ統合連絡会			
25	安全推進協議会		所品質保証委員会	
26		通報訓練（警備員・危機管理対応班）		
27				
28				

業務実績カレンダー（3月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1		消火器取扱訓練		春の火災予防運動（～7日）
2		防火パトロール（～7日）	ISO14001改定説明会	
3	衛生管理者会議	再処理施設非常事態訓練WG		
4	県平常時立入調査			
5				
6				
7	安全主任者会議			
8	放安協監査 クリーブ試験棟文書整理（～17日）		RI定期検査（～9日）	
9	臨時現場責任者（Puセンター（新規））			
10			OHSMS/EMS委員会	東海ノア幹事会
11				
12				
13				
14	非常事態訓練	再処理施設非常事態訓練		
15			使用施設保安検査（～17日）	
16	所安全衛生・化学物質委員会	使用施設保安検査（～17日）		メンタルヘルス研修会 東海ノア安全協力委員会
17			品質保証推進スタッフ連絡会	
18				メンタルヘルス研修会
19				
20				
21				
22	部安全衛生委員会、技術管理第1棟会議室改 装・エアコン更新工事（～25日）			
23	現場責任者教育（請負側新規・更新） 放安協総会	原災法に基づく経産省・文科省立入検査	所安全専門委員会	
24		茨城県緊急時環境放射線モニタリングマ ニュアル説明会		サイクルフォーラム
25	JJ統合連絡会、安全推進協議会 保安教育管理システム説明会		所品質保証委員会	
26				
27				
28				新法人組織説明会（～29日）
29		危機管理担当課長会議		
30			所安全専門委員会（臨時）	
31				

保安管理部の組織・人員

平成17年3月31日現在



## 平成 16 年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

平成 16 年 10 月 1 日  
理 事 長

今年も 10 月 1 日から 1 週間、「レッドカードが出る前に 心とからだの健康づくり」をスローガンとして第 55 回全国労働衛生週間が実施されます。

本労働衛生週間の趣旨は、労働衛生に関する意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることにより、全国のあらゆる職場で働く人たちの心身の健康を保持増進し、また快適な職場環境をつくりだすことにあります。

各事業所においては常日頃から労働衛生管理に努力して頂いているところです。皆さんが充実した職場生活、家庭生活を送るためには、心 と からだ の健康が何よりも大事であることは申すまでもありません。この週間を、あらためて心身共々の健康づくりを考えてもらう機会として頂きたいと思います。

特に、「心の健康」については、各人ひとりひとりが内なる心に手を当てて、その調を聴き、考えることが大切です。

日常業務が多忙の折、休日を利用しリフレッシュして 心 と からだ のバランスのとれた健康づくりに意を払って頂きたいと思います。

全国労働衛生週間の諸活動を通じ、従業員一同、さらなる健康づくりに努力し、全員で力を合わせて、健全で信頼される「核燃料サイクル開発機構」を築いていこうではありませんか。

## 平成 16 年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

平成 16 年 10 月 1 日  
所 長

本日から一週間、労働衛生に関する意識の高揚と、自主的な労働衛生活動の促進を図るため、平成 16 年度全国労働衛生週間が展開されます。

「レッドカードが出る前に 心とからだの健康づくり」のスローガンのもとに、事業所で働く従業員の皆さん全員で活動を進めることとします。

職場においては、働く人一人ひとりが健康管理の重要性を認識し、積極的な健康づくり活動を進めるとともに、快適で活力ある職場環境づくりを目指すことが必要です。

今年の夏は、大変暑い日が続きました。作業中の熱中症の防止が大きな課題でしたが、大きな問題となることもありませんでした。これも普段から職場の作業環境や作業者の健康状態に気を配り、皆で改善するように努力してきた成果であると思います。今度も、油断することなく継続的な活動をお願いします。

今年も快適職場への改善に各職場で取り組まれています。昨年 5 月から施行された健康増進法による受動喫煙の防止の推進に、さらなる喫煙場所の環境改善を進めています。さらに、疲労やストレスが蓄積しにくく、活力のある快適な職場環境を築くことが大切です。身の回りの整理・整頓や掲示物の整理、花壇の手入れ等の環境美化活動などにも積極的に取り組んで下さい。

東海事業所では、労働衛生週間準備期間の 9 月 1 日から、横断幕の掲示やポスターの掲示、安全ニュースの発行、職場相互パトロール及び V D T 作業における労働衛生管理研修会等を行ってきました。

本労働衛生週間の行事としては、準備期間の活動を継続するとともに「これからのメンタルヘルスマネジメント」と題した講演会の開催を予定していますので皆さんの積極的な参加をお願いします。

平成 16 年度全国労働衛生週間に当たって、皆さん一人ひとりの心とからだの健康づくりと、職場環境の改善への取り組み、快適で明るい職場づくりをお願いします。

## 平成 16 年度 品質保証活動強化月間にあたって

平成 16 年 11 月 1 日  
東海事業所長

本日から、品質保証活動強化月間が始まりました。

今年の全国スローガンは「質経営で生み出せ無限のマーケット」、「打つ手は無限視点を拡げて改善活動」であり、正に品質の向上による発展、広い視点から改善に取り組んで行く事を表現しております。

今年は、保安規定に取込んだ品質保証活動の元年に当たります。使用施設及び再処理施設の品質保証計画書や下部要領書の整備などを行い、保安活動に関する品質マネジメントシステムを構築し、計画の立案、実施を行ってきました。

10 月には、更新審査に向けた OHSMS/EMS 監査及び保安規定に基づく初めての使用施設内部監査を実施しました。監査員及び被監査側の対応者の方々には忙しい中真摯に対応して頂き、大変有り難うございました。監査において出された指摘事項、観察事項については、着実な対応をお願いします。今後も、実施状況の評価、継続的改善などの PDCA サイクルを回すことで原子力施設に係る保安の充実・強化することにより、原子力安全の更なる確保を図っていきます。また、ISO9000 について、再処理センターの定期審査（9 月）、建工部の更新審査（10 月）を受けました。

今月は、機構による再処理施設の原子力安全監査が実施される予定です。  
この品質保証活動強化月間として、

使用施設内部監査及び原子力安全監査の結果並びに使用施設品質保証計画書の改正等に伴う QA 文書類の見直し

保安規定に係る品質保証活動のより着実な推進のため、東海事業所と他企業の QA 活動状況を比較して、QA システムの統合化に対する取組み、意見交換を行う研修会の実施

各部・センター単位に、「保安規定に係る品質保証活動に関する意見交換会」の実施

等について行います。

品質保証活動は、皆さん一人ひとりの活動であり、全員がその責任を担っています。品質改善にはゴールはありません。皆さんで知恵を出し、工夫しながら更なる品質向上に取り組んで行きましょう。その事は東海事業所の信頼の向上と、今後の継続的発展へのパスポートです。全員の努力で「安全の確保と確実な業務の推進」を目指して飛躍しましょう。

良い仕事の条件の第一は安全の確保です。トラブルを防止するためにも、皆さんの職場で、いろいろと議論を重ねていただき、職場に合った点検や改善を、それぞれの職場で自主的に進めて下さるようお願いいたします。



## 平成 16 年度 保安管理部 業務実績（最終報告）

1. 実績確認表（個別ミッション、組織基盤・人材育成目標）
2. 目的及び目標達成度報告書（安全確保・環境保全目標）
3. 業務推進・品質改善目標リスト（保安規定に基づく安全目標）

平成 17 年 3 月

平成16年度 実績確認表（最終報告）

組織名：保安管理部

JNC TN8440 2005-005

目標分類	事業所の目標	当該組織の目標内容	要求品質 <sup>(*1)</sup>	管理尺度	目標値	達成度 (平成17年3月末実績)	未達の場合	
							区分 <sup>(*2)</sup>	原因及び対応策
②個別ミッション	(9) 新法人の発足に向け、東海地区組織体制の検討等の統合準備を実施する。							
	②カウンター・パート等と情報交換可能な事柄・部署を整理し、情報交換・交流を実施する。	東海地区保安管理部連絡会を適宜開催し、統合に向けた具体的検討及び準備を進める。	3・4	検討結果の報告時期	17年3月	(達成) 保安管理部連絡会を開催(4/20、5/19、7/16、10/27、2/24、3/25)し、安全審査体制等について検討した。また、安全対策、許認可・QA、危機管理の各WGにおいて統合後業務の具体的検討を進めた。検討結果を取りまとめ3/25の連絡会へ報告した。		
⑥組織基盤・人材育成目標	(1) 継続的な業務品質改善の推進を実施する。							
	①部門長(所長)診断会の実施 (課題:中間及び年度総括における業務運営に係る改善活動)	部門長(所長)による診断会を実施する。	3	部門長診断会の開催回数	2回/年	(達成) 部門長診断会(中間報告)を10/5,6に、暫定報告を1/28に実施した。		
	②検討会(指導会)活動及び理事長診断会の実施	検討会(指導会)の実施について所内のとりまとめを行う。	3	報告会の実施時期	年度内	(達成) 所内の検討会のテーマは必要な事案があれば実施できるよう、年間を通して募集したが応募はなかった。		
		理事長診断会の実施についての所内とりまとめを行う。	3	報告会の実施時期	年度内	(達成) 12/2 本社において理事長診断会が開催され、建工部の「技術者層の空洞化と技術の継承」について診断会を実施した。		
	(2) 原子力施設等の保安活動に係る品質保証活動を強化する。							
	(4. (8)で対応する)							
	(3) 業務の標準化を推進する。							
①文書体系の整備	部課室で制定している文書・品質記録管理要領書に従い文書類の見直しを行う。		1, 3	全文書に対する見直し回数	1回/年	(達成) 文書・品質記録管理要領書に従い部課室長が見直しを行う保安QA文書類は16件あり、全て見直しを行った。		
	部長又は課室長が新規に制定する文書を整備する。		1, 3	文書の整備計画に対する実施率	100%	(達成) 保安部として部長又は課室長が制定すべき要領書類の計画に基づき6文書を新規に制定した。		

(\* 1) 1: 事故の未然防止、2: 経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4: 地元で理解される業務運営、5: 社会のニーズに即した開発と技術移転  
 (\* 2) a: 経営資源配分上の問題、b: 組織・体制上の問題、c: 事故等に係る問題、d: 外部情勢に係る問題、e: その他

平成16年度 実績確認表（最終報告）

組織名：保安管理部

JNC TN8440 2005-005

目標分類	事業所の目標	当該組織の目標内容	要求品質(*1)	管理尺度	目標値	達成度 (平成17年3月末実績)	未達の場合	
							区分(*2)	原因及び対応策
⑥ 組織基盤・人材育成目標	(4) ISO等の国際規格認証取得・維持活動を推進する。							
	①OHSAS18001/ISO14001/ISO9001認証取得後の維持	異動等新規配属者に対する階層別定型教育を企画・実施する。	3	実施回数	2回以上/年	(達成) ・管理者 4/26 (12名)、10/26 (8名)		
		内部監査員養成及びスキルアップ教育を企画・実施する。	3	実施時期	16年10月	(達成) ・内部監査員養成 (合計41名) OHSMS/EMS: 6/29~30 (16名) QMS: 10/7 (25名) ・スキルアップ教育 (合計41名) OHSMS/EMS: 9/6 (18名) QMS: 10/5 (23名)		
		OHSAS18001及びISO14001の内部監査を実施する。	3	実施時期	16年11月	(達成) ・10/12~15に実施した		
		更新審査の実施	3	システムの確実な運用	認証の維持	(達成) ・1/11~14に受審した。		
	(5) 品質監査を実施する。							
	①使用施設の内部監査の実施	所の内部監査を実施する。	3	実施回数	1回/年	(達成) 使用施設の内部監査は10/12~10/21の期間に実施した。また、自主品質監査についても同じ期間中に実施した。監査結果は、品質保証委員会(12/13)及び運営会議(12/14)に報告した。		
	(6) 業務品質保証活動に関する教育・啓発を実施する。							
	①ISO9001の内部監査員等の養成	本社が主催する階層別教育、ISO教育の実施に協力する。	1、3	協力実績	要請に対し100%	(達成) 本社主催の階層別教育(上級専門職:7月、専門職:8月、9月、主務I:7月2回、主務II:7月、8月、一般職:4月、8月、9月)が計画的に行われ、所内周知及び参加者の取りまとめ等に協力した。		
		ISO9001/OHSAS18001/ISO14001の内部監査員養成研修を企画・実施する。	3	開催実績	1回/年	(達成) 2/7~9にISO9001/OHSAS18001/ISO14001の内部監査員養成研修(11名)を実施した。		
内部監査員等の資格取得者を養成する		3	養成人数	3名以上	(達成) ISO9001内部監査員について安対課、危機室は各1名及び品証室は2名を養成した。また、品証室はISO9001審査員2名を養成した。			

(\*1) 1: 事故の未然防止、2: 経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4: 地元で理解される業務運営、5: 社会のニーズに即した開発と技術移転

(\*2) a: 経営資源配分上の問題、b: 組織・体制上の問題、c: 事故等に係る問題、d: 外部情勢に係る問題、e: その他

平成16年度 実績確認表（最終報告）

組織名：保安全管理部

JNC TN8440 2005-005

目標分類	事業所の目標	当該組織の目標内容	要求品質(*1)	管理尺度	目標値	達成度 (平成17年3月末実績)	未達の場合	
							区分(*2)	原因及び対応策
	(7) 東海安全マネジメントシステム（仮称）を構築する。							
⑥ 組織基盤・人材育成目標	① 保安規定への品質保証の取込みを考慮した安全マネジメントシステムの検討	各マネジメントシステムを整理・統合した下部要領を作成する。	1、3	整備完了時期	17年3月	(達成) 再処理及び使用施設の保安規定QAの下部要領として7件の要領について制改定を行った。		
	(8) 情報セキュリティーポリシーを着実に運用する。							
	② ウィルス対策ソフト及びパソコン管理ソフトを確実にインストールする。	パソコン導入時（リースを含む）にウィルス対策ソフト及びパソコン管理ソフトをインストールする。	2	管理対象となるパソコンへの実施率	100%	(達成) 各課室において所管するパソコンにウィルス対策ソフト及びパソコン管理ソフトがインストールされていることを確認した。		
	③ パソコン廃棄時及び返却時にデータを消去する。	パソコンのデータをリース返却又は廃棄時に確実に消去する。	2	データ消去実施率	100%	(達成) リース返却又は廃棄したパソコンはなかった。		

付・5(4)

(\*1) 1: 事故の未然防止、2: 経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4: 地元で理解される業務運営、5: 社会のニーズに即した開発と技術移転

(\*2) a: 経営資源配分上の問題、b: 組織・体制上の問題、c: 事故等に係る問題、d: 外部情勢に係る問題、e: その他

保安管理部 目的及び目標達成度報告書

(中間:第1～第2四半期報告書・暫定:第1～第3四半期報告書 <最終:第1～第4四半期報告書>)(平成16年度)

記録番号: 7-4

通し番号: 009

センター内部安全衛生/環境管理統括者	安全衛生/環境管理者
浅野	

作成:平成17年4月8日 組織名: 保安管理部

JNC TNS440 2005-005

付・5(5)

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成17年3月末日現在)	※3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	※4 次年度計 画の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標	—	(1) 自主保安をより一層推進する									
		①品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用 ((7)において取り組むこととする)									
		②職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施	—	—	工事等、作業計画策定時におけるリスクアセスメントを確実に実施する。	リスクアセスメント実施率	100%	(達成) 作業計画作成時にリスクアセスメントを実施した(実績25件)		③を含め継続	○安対課 危機室 品証室
		③作業計画策定・変更時の事前評価の徹底	—	—	作業計画策定・変更時にはリスクアセスメントを含め、安全上の事前評価を確実に実施する。	事前評価実施率	100%	(達成) 作業計画書作成時毎に事前評価を実施した(25件)		—	○安対課 危機室 品証室

- ※1: 目標内容: ①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 ②OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面) から導かれた項目 ③OHSMS (重大なリスク) の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- ※2: 進捗状況: 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「〇〇〇の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- ※3: 問題の要因分析及び今後の対応: 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- ※4: 次年度計画の概要: 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- ※5: 担当部署: 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成17年3月末日現在)	※3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	※4 次年度計 画の概要	※5 担当部署
安全確保・ 環境保全目標	—	(2)一人ひとりの危険に対する感受性を向上させる									
		①基本動作(5Sを含む)KY, TBM活動等の効果的な取り組み									
		○安全指導に係る有資格者の養成	OHSMS	—	KYトレーナーを各課室1名以上、RSTトレーナーを部1名以上養成する。	養成人数	養成人数KY:3名以上、RST1名以上	(達成) KYは安対課、品証室及び危機室で各1名養成した。 RSTは1名養成した。		—	○安対課 危機室 品証室
		○KY・TBMの励行	OHSMS	—	部主催のKY教育を企画・実施する。	開催実績	教育回数1回以上/年	(達成) 6月に運営管理部と合同で研修会を開催した。所の目標をクリアするため12月～1月に教育を実施した		継続	安対課
					ヒヤリハットシステムを活用した募集キャンペーンを実施するとともに、実施結果を所内にフィードバックする。	①募集キャンペーン実施実績	2回/年	(達成) 6～7月(全国安全週間・同準備期間)及び12～1月(年末年始無災害運動)において募集キャンペーンを実施した。		—	
						②募集結果の集約及び所内周知実績	2回以上/年	(達成) 7月34件、12～1月23件の応募があり、所属別及び原因別に分類し、イントラに掲載するなど周知した。		—	

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 ②OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目

③OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。

※4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。

※5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成17年3月末日現在)	※3 問題の要因 分析及び今後 の対応策	※4 次年度計画 の概要	※5 担当部署
安全確保・環境保全目標	—	(3) 危機管理・防災体制を充実強化する									
		①危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的実施と実効性の向上	—	—	緊急時対策所を使用した訓練を実施する。	月例訓練等の実施回数	6回以上/年	(達成) 月例訓練計画に基づき7回実施した。 (5/11, 6/16, 7/15, 9/30, 11/16, 12/14, 3/14 実施)		継続	危機室
		②緊急時対応に係る防災関係機関との連携強化									
		○防災関係機関等の参画した訓練の実施	—	—	東海村消防署等が参加した訓練を企画及び実施する。	東海村消防署等の参加実績	1回以上/年	(達成) 7/15及び3/14の非常事態訓練に村消防が参画した。		継続	危機室
		○防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等の企画・実施	—	—	消防、自治体、自衛隊等の防災機関職員を対象にした研修会を企画・実施する。	研修会の実施回数	1回/年	(達成) 1/25～1/27に研修会を開催した。		継続	危機室
	○防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等の企画・実施	—	—	消防、自治体、自衛隊等の防災機関職員を対象にした研修会を企画・実施する。 消防大学校、茨城県消防学校の訓練への協力を通じて専門的対応能力の向上を図る。	訓練協力の実施回数	1回以上/年	(達成) 消防大学校 12/6、茨城県消防学校 11/16に実施。		継続	危機室	
	—	(4) 労働衛生活動への積極的な取り組みを実施する									
①綺麗で爽やかな職場環境の形成											
○快適職場づくりの推進		OHSMS	—	16年度計画に基づく改善を実施する。 ①リフレッシュルームの設置検討(技1棟) ②空気環境の改善(技1棟、品証室居室)	計画に対する実施率	改善実施率 100%	(達成) 技1棟のリフレッシュルームについては会議室を活用する方向で検討し改造工事を実施した。空気環境の改善は換気の励行で対応しているほか、喫煙場所のテーブル、灰皿を毎日1回清掃を実施。		16年度で終了。 環境美化で実施	○安対課 危機室 品証室	

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 ②OHSMS（重大なリスク）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目  
③OHSMS（重大なリスク）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。

※4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。

※5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成17年3月末日現在)	※3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	※4 次年度計 画の概要	※5 担当部署	
安全確保・環境保全目標	—	○快適職場づくりの推進	OHSMS	—	各部・センターの取組状況の確認を行う。	確認実施時期	9月及び1月	(達成) 9月及び1月に取組み状況の確認を実施した。		継続	安対課	
		○環境美化等への自主的な取り組み	—	—	職場環境の美化運動を実施する。	取組事項の実績	2件以上/課室	(達成) 安対課:①当番制による鯉の池の清掃を実施、②技一棟に写真を掲示し随時更新、③毎週金曜日を清掃日と定め居室の清掃を実施(安衛T居室) 危機室:①喫煙場所の換気扇、窓等の清掃を実施(四半期毎)、②有志により玄関・居室に観葉植物等を設置した 品証室:①毎月第1金曜日を整理整頓日と定め4Sを実施、②観葉植物を設置した		継続	○安対課 危機室 品証室	
		(7)政省令改正に伴う変更後の保安規定を着実に運用する										
		(別紙)		—							—	
	省資源・省エネルギーの推進	(8)省資源・省エネルギーの取り組みを実施する										
	①電力使用量の低減活動の継続と啓蒙 <2>	EMS	省エネルギーの推進	15年度実績を踏まえた電力使用量低減活動の実施。	15年度実績比の低減率	年度目標値: 480,045Kwh	(達成) 4~3月の状況 目標値: 480,045Kwh 実績値: 392,316Kwh 増減率: -18.3%		尺度を見直し継続	安対課 ○危機室 品証室		

※1: 目標内容: ①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 ②OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目

③OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

※2: 進捗状況: 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

※3: 問題の要因分析及び今後の対応: 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。

※4: 次年度計画の概要: 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。

※5: 担当部署: 取りまとめをする課・室・グループ



目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成17年3月末日現在)	※3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	※4 次年度計 画の概要	※5 担当部署
安全確保・ 環境保全目標	省資源・省エ ネルギーの推 進	②コピー用紙使用量低減 〈2〉	EMS	省資源の推 進	15年度実績を踏まえたコピー用 紙使用量低減活動の実施	15年度実 績比の低 減率	低減率 1%	(達成) 4~3月の状況 目標値:876,000枚 実績値:819,350枚 増減率:-7%		尺度を見 直し継続	安対課 危機室 ○品証室
		③ガソリン燃料の使用量低減 〈2〉	EMS	省資源の推 進	公用車利用の適正化を図るため の啓発活動の実施及び利用台帳 による管理の実施	公用車利 用台帳の 確認頻度	1回/ 四半期	(達成) 公用車の適正利用を図る ため、利用台帳による管理 を7月から実施。9、12、3 月に台帳の確認を実施		継続	○安対課 危機室 品証室
	一般廃棄物・ 産業廃棄物の リサイクル向 上	(9)一般廃棄物・産業廃棄物 のリサイクル活動の継続と啓 蒙〈2〉	EMS	リサイクル 向上	リサイクル啓蒙活動の実施	リサイク ル教育の 実施率	100%	(達成) ビデオによる教育を課室 毎に実施し、9月までに対 象者全員の教育を完了し た。(安対課:4・9月、危 機室:8・9月、品証室:5 月) なお、10月以降の 転入者については随時教 育を実施した。(10・11・ 12月)		—	○安対課 危機室 品証室
	—	(10)化学物質リスクアセスメ ントの運用	OHSMS	—	労安法で規定されている化学物 質の使用時に確実に実施する	リスクア セスメン トの実施	実施率 100%	(達成) 化学物質の使用実績なし		—	安対課 危機室 品証室

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目 ②OHSMS（重大なリスク）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目

③OHSMS（重大なリスク）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。

※4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。

※5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

別紙

平成 16 年度 業務推進・品質改善目標リスト・実績

適用施設	■再処理施設 ■使用施設
計画・報告時期	<input type="checkbox"/> 計画[作成時] <input type="checkbox"/> 中間[第1～第2四半期] <input type="checkbox"/> 暫定[第3四半期] <input checked="" type="checkbox"/> 最終[第4四半期]

センター長	部長	作成
( . . )	山本 (H17.04.08)	浅野 (H17.04.08)

保安管理 部・センター

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容 (実施方策)	要求品質 (*1)	OHSMS /EMS/ 保規対象	部・センターの 目的(EMSの み)	目標リスト			現状 (平成17年3月末現在)	問題の要因 分析及び今 後の対応策	次年度計画の概要	担当部署 (*2)	
						目標内容	要求品質 (*1)	要 求 事 項					
								管理尺度					目標値
-	-	設備の点検・保守の 確実な実施と必要 な保全措置を講じ ていく	-	保規	-	非常事態に備えた通 信連絡機器の定期点 検を実施する。	-	受発信用FAX、 非常用電話、 受信確認用外 線電話の点検 頻度	1回/月	(達成) 定期点検を毎月1 回の頻度で実施し た。	(定期的に実施)	危機室	
-	-	保安規定及び品質 保証計画書の周知 教育を実施する	2	保規	-	保安規定及び品質 保証計画書に基づく教 育を確実に実施する。	-	教育計画に対 する実施率	100%	(達成) 計画に即し又は改 定の都度、使用施 設、再処理施設の保 安規定及び品質保 証計画書の教育を 実施した。	継続 (保安規定 QA に 関する理解、習熟を向 上させ、保安規定、 QAP に定める要求事 項、監査や奇蹄類の 確実な実施、定着を 図る。)	安対課 危機室 品証室	
-	-	危機管理・防災に関 する教育訓練の継 続的実施と実効性 の向上	-	保規	-	緊急時対策所を使用 した非常事態訓練を 実施する。	-	非常事態訓練 の実施回数	再処理施 設及び使 用施設に おいて各 1回/年	(達成) 7/15 に使用施設、 3/14 に再処理施設 の非常事態訓練を 実施した。	継続	危機室	
-	-	マネジメントシス テムの運用・改善の 充実	-	保規	-	職場内でのマネジメ ントシステムの運 用・改善を率先して行 う、マネジメントシ ステム有識者を養成・確 保する	-	ISO9001 内部 監査員等の養 成	各課室1 名以上	(達成) 安対課、危機室及び 品証室において ISO9001 内部監査 員を計4名養成し た。また、品証室は ISO9001 審査員を 2名養成した。	継続 (ISO9001 内部監査 員有識者を養成し、 品質マネジメント システムの改善、充 実を図るため継続 的な改善を推進す る。)	安対課 危機室 品証室	

[要求品質欄 (\*1)] 1: 事故の未然防止、2: 経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3: 適切かつ効率的な業務運営の仕組みの確立

4: 地元理解される業務運営 5: 社会ニーズに即した開発と技術移転

[担当部署欄 (\*2)] ★: リード、とりまとめをする課、室、グループ

(凡例1) 「/」: 押印欄で該当がない場合、(凡例2) 「-」: 該当事項がない場合

## 平成 17 年度 東海事業所安全衛生活動の施策

平成 17 年 4 月  
東 海 事 業 所

平成 16 年度における東海事業所の安全衛生活動の総括及び平成 17 年度サイクル機構安全管理基本方針並びに平成 17 年度東海事業所業務実施計画に基づき、平成 17 年度東海事業所安全衛生活動の施策を下記のとおり定める。

東海事業所においては、本施策を踏まえ、安全確保の徹底と労働衛生の向上を目指し、具体的な活動を展開していくものとする。

### 平成 17 年度 東海事業所安全衛生活動の施策

#### 1. 自主保安のより一層の推進

品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用  
職場の実態に応じたりスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）

#### 2. 一人ひとりの危険に対する感受性の向上

基本動作（5Sを含む）KY・TBM活動等の効果的な取り組み  
規定・要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底  
施設、設備の習熟のための教育・訓練の実施

#### 3. 危機管理・防災体制の充実強化

危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的实施と実効性の向上  
緊急時対応に係る関係機関との連携強化

#### 4. 労働衛生活動への積極的な取り組み

綺麗で爽やかな職場環境の形成  
健康管理の積極的な推進

## 平成 16 年度安全衛生活動の総括及び 平成 17 年度安全衛生活動の施策について

平成 17 年 4 月  
東海事業所

### 1. 自主保安のより一層の推進

#### 品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用

平成 16 年度は原子力安全に関する品質保証システムの運用に向け、保安規定の変更申請を含め、品質保証計画書、関連文書、監査体制の整備などを進めてきた。今後とも、原子力安全に関する品質保証活動を適切に進めるとともに、保安検査や施設定期検査などに対しても適切に対応することが重要であるため、機構の安全管理基本方針（以下「機構方針」という。）を受け、「品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用」について引き続き取り組んでいくこととする。

#### 職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）

機構方針は「職場の実態に応じたリスクアセスメントの定着」及び「作業計画策定時及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）」である。東海事業所では、平成 13 年度から労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）の一環として作業に係るリスクアセスメントに取り組んできており定着してきている。また、新規作業を行うときには作業計画書・手順書の作成、作業内容変更時には計画書・手順書の見直し・改定を行うなどの活動が定着してきている。これらの状況から、平成 16 年度は機構方針「作業計画策定時及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）」を具体的に「作業計画策定時・変更時の事前評価の徹底」とし、特に変更時のリスクアセスメントに重点を置いた活動を行った。

平成 17 年度は上記の 2 項目の機構方針を受け、東海事業所としてはリスクアセスメントに重点を置き、「職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）」として取り組んでいくこととする。

### 2. 一人ひとりの危険に対する感受性の向上

#### 基本動作（5S を含む）KY・TBM 活動等の効果的な取り組み

機構方針は「基本動作（5S を含む）KY・TBM の徹底」である。東海事業所

では、作業における基本動作マニュアルが整備され、KY・TBM についても各職場において取り組んでいるが、近年の負傷事例においても個人の危険に対する感受性や安全意識の一層の向上が必要と示唆される事例が見受けられた。このため、16 年度も前年度に引き続き、KY トレーナーや RST トレーナーなど現場の安全指導に係る有資格者を育成してきた。

平成 17 年度においては、これらトレーナーによる現場密着型の KY 教育等の実施により全体的な底上げを図るとともにヒヤリハットシステムの有効活用など効果的な取り組みとするため、「基本動作（5S を含む）KY・TBM 活動等の効果的な取り組み」とする。

#### **規定・要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底**

機構方針は「職場における一人ひとりの役割と責任の自覚」である。平成 16 年度から原子力安全に関する品質保証活動が保安規定に導入されたことや、国内的には関西電力美浜 3 号機 2 次系配管破損事故を受けトップから現場担当者に至るまでの役割と責任の自覚が重要と報告されていることから、更なる規定・要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底が求められている。したがって、平成 17 年度は、「規定・要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底」として取り組んでいくこととする。

#### **施設・設備の習熟のための教育・訓練の実施**

東海事業所では、施設・設備を熟知したベテラン職員が減少しているなどノウハウや技術が承継されにくい状況にある。施設・設備に習熟するためには、職員、協力会社員の区別なく作動原理や安全性、運転操作上のノウハウ等を理解しておく必要があり、同時に要領・マニュアル・手順書等にこれらが反映され、教育・訓練を積み重ねることが望まれることから、平成 17 年度も機構方針を受け、「施設・設備の習熟のための教育・訓練の実施」に取り組んでいくこととする。

### **3 . 危機管理・防災体制の充実強化**

#### **危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的实施と実効性の向上**

東海事業所においては、平成 16 年度も継続して緊急時対策所を使用した訓練を主体的に実施し、事故時対応の実効性の向上、事故対策本部員の対応能力の維持・向上に努めてきた。平成 17 年度も原子力防災訓練、非常事態訓練等を各部・センターと連携しながら実施することとし、機構方針を受け、「危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的实施と実効性の向上」について継続的に取り組んでいくこととする。

### **緊急時対応に係る関係機関との連携強化**

東海事業所においては、平成 16 年度も継続して訓練等を通じて消防、警察等の防災関係機関との連携強化を図ってきた。また、国民保護法の整備を踏まえ、指定公共機関及び原子力事業者としての責務を果たすため、各種の調整業務が予想される。そのため、平成 17 年度も機構方針を受け、「緊急時対応に係る関係機関との連携強化」に取り組んでいくこととする。

## **4 . 労働衛生活動への積極的な取り組み**

### **綺麗で爽やかな職場環境の形成**

東海事業所では平成 14 年度から労働省指針に基づき「快適職場づくりの推進」に努めてきており、徐々にではあるものの職場環境の改善に向けた取り組みが行われてきている。しかし、改善に必要な予算を確保することが難しいことから計画が滞るケースも見受けられている。このため、平成 16 年度からは「快適職場づくり」のみならず、整理・整頓・清掃の徹底や環境美化等の職場環境の形成に取り組んできており、平成 17 年度も継続して「綺麗で爽やかな職場環境の形成」に取り組んでいくこととする。

### **健康管理の積極的な推進**

健康管理については、継続的な取り組みと個々人の意識が重要であることから、平成 17 年度においても「法定健康診断などによる各人の健康管理の実施と疾病管理の実施」等に継続的に取り組んでいくこととする。

なお、安全活動の施策は通年を前提に展開するものとし、上期終了の時点で部・センターの目標内容の引継ぎを行うこととする。ただし、統合後の組織形態に応じて必要な見直し等を行うこととする。

以 上

## 平成 17 年度 東海事業所品質保証活動の施策

平成 17 年 4 月  
東 海 事 業 所

平成 16 年度における東海事業所の品質保証活動のまとめ及び平成 17 年度東海事業所業務実施計画に基づき、平成 17 年度東海事業所品質保証活動の施策を下記のとおり定める。

各部・センターにおいては、本施策を踏まえ、自部門の特徴等を考慮して「業務推進・品質改善目標リスト」に具体的な実施方を設定し、改善活動を展開していくものとする。ただし、本施策の 1.(1)、(2)、(3)及び 2.(2)については、各部・センターとも同じ実施方策、目標値等を設定し活動することとする。

なお、2.(1)に係る平成 17 年度品質目標については、平成 16 年度のマネジメントレビューの結果等を踏まえて策定するので、設定され次第周知する。

## 東海事業所品質保証活動の施策の対比

平成 16 年度	平成 17 年度
1. 継続的な業務品質改善の推進 部門長（所長）診断会の実施 2. 原子力施設等の保安活動に係る品質保証活動の強化 原子力安全に係る品質方針に基づく活動の実施 3. 業務の標準化の推進 文書体系の整備 4. ISO 等の国際規格認証取得・維持活動の推進 ○ OHSAS18001/ISO14001/ISO9001 認証の維持 5. 品質監査の実施 受注者品質監査の実施 6. 業務品質保証に関する教育・啓発の実施 ISO9001 内部監査員等の養成研修 7. 東海安全マネジメントシステム（仮称）の構築 保安規定への品質保証の取込みを考慮した安全マネジメントシステムの検討	1. 継続的な業務品質改善の推進 (1) 業務品質改善活動の推進 (2) 業務品質保証に係る教育・啓発 (3) 法人統合に係る関連文書類の見直し・整備 2. 原子力施設等の保安に係る品質保証活動の充実 (1) 原子力安全に係る品質方針に基づく品質目標の達成 (2) 内部監査及び原子力安全監査の実施 (3) マネジメントレビューの実施 (4) JEAC 等規格及び品質保証計画書を踏まえた文書の見直し・整備 3. ISO 等の国際規格認証維持活動の推進及び品質保証システムの運用の合理化の検討 (1) OHSAS18001/ISO14001/ISO9001 認証の維持活動の推進 (2) マネジメントシステムの運用の合理化に関する検討

## 平成 16 年度品質保証活動のまとめ及び

## 平成 17 年度品質保証活動の施策について

### 1 . 継続的な業務品質改善の推進

#### (1) 業務品質改善活動の推進

東海事業所において、平成 16 年度は「業務推進・品質改善目標リスト」により、業務の「質」を着実に改善するための P D C A の管理サイクルを回した業務品質改善活動を実施してきた。

平成 17 年度は、要求品質に照らして業務の実態をチェックし、業務の「質」を着実に改善するため、業務品質改善項目の重点化、改善の目標の具体化等を図り、部門長（所長）診断会の実施による P D C A の管理サイクルを確実に回していく。

#### (2) 業務品質保証に係る教育・啓発

平成 16 年度は、従業員への品質保証計画書及び下部要領等品質保証システムに関する教育を確実に行うとともに、ISO9001 内部監査員養成研修、ISO9001 内部監査員スキルアップ研修を実施し、ISO9001 規格に関する有識者の育成に取り組んだ。また、業務品質保証に関する階層別教育については、平成 16 年度に対象者のほぼ全員が終了した。

平成 17 年度は、機構の基本計画 1. (2) 「監査員の力量の向上」及び 3. 「業務品質保証に関する教育・啓発の実施」を受け、16 年度に引き続き ISO9001 等内部監査員の養成及びスキルアップに取り組むこととする。

#### (3) 法人統合に係る関連文書類の見直し・整備（業務の標準化）

平成 17 年度においては、二法人統合に向けて事業所規則等関連文書類の見直し・整備を行う。

### 2 . 原子力施設等の保安に係る品質保証活動の充実

保安活動に係る品質保証活動の運用の実効性を上げるため、原子力安全に係る品質目標の策定と達成状況、受注者品質監査を含む監査の計画的な実施、品質保証計



画及び要領書類の文書の見直し・整備など継続的な改善を実施する。

(1) 原子力安全に係る品質方針に基づく品質目標の達成

平成 16 年度は、原子力安全規制の見直しに伴って、保安規定に品質保証が取り入れられたことから、機構方針として定められた「原子力安全に係る品質方針」を踏まえ、「東海事業所品質目標」を策定し、教育・訓練の実施、マネジメントシステムの運用・改善の充実など、品質目標の達成に向けた活動を着実に展開した。

平成 17 年度においても、16 年度に継続して再処理施設・使用施設の保安規定及び品質保証計画書に基づき定期的に品質目標の達成状況の確認及び報告を行う。

(2) 内部監査及び原子力安全監査の実施

平成 16 年度は、原子力安全に係る品質マネジメントシステムの規格要求事項への適合性、品質マネジメントシステムの効果的な実施・維持に関し、その活動状況を保安活動に係る原子力安全監査、事業所長が行う内部監査により確認した。平成 17 年度においても、16 年度監査結果を踏まえ、より効果的な監査を実施する。

(3) マネジメントレビューの実施

平成 16 年度においては、原子力安全に係る品質マネジメントシステムの有効性を確認するため、内部監査の結果や保安検査の実施状況及び予防措置、是正措置の状況等について、東海事業所長のマネジメントレビューを受けることとなっている。平成 17 年度も継続して取り組んでいくこととする。

(4) JEAC 等規格及び品質保証計画書を踏まえた文書の見直し・整備(業務の標準化)

平成 16 年度は、再処理施設・使用施設の保安規定及び品質保証計画書に基づき、事業所及び各部・センターの要領書について作成及び見直しを行い、活動の継続的な改善、保安活動に係る文書体系の運用の充実を図ってきた。

平成 17 年度は、保安規定に基づく品質保証活動の運用開始 2 年目であり更なる改善を目指し、第一次文書、第二次文書について、整合性の確保、仕組みの改善等に関する見直し・整備を行う。

### 3 . ISO 等の国際規格認証維持活動の推進及び品質保証システムの運用の 合理化の検討

東海事業所においては、所として OHSAS18001 及び ISO14001 の認証を、プルトニウム燃料センター、再処理センター及び建設工務管理部として ISO9001 の認証を取得している。平成 16 年度は、OHSAS18001 及び ISO14001 に関して認証取得後最初の更新審査を受審した。また、プルトニウム燃料センター、再処理センター及び建設工務管理部は、サーベランス審査を受けており、国際認証の維持活動は定着している。

事業所内ではこれら複数のマネジメントシステムが運用されており、これまでの運用経験を踏まえ品質保証体系の合理化を進めることとする。

#### (1) OHSAS18001/ISO14001/ISO9001 認証の維持活動の推進

平成 17 年度においても前年度に継続して、認証維持活動を推進する。なお、EMS については、2004 年に改訂された新規格を踏まえ環境マネジメントシステム基本規則、下部要領書の改訂を実施し、平成 17 年度 10 月より運用を開始する。

#### (2) マネジメントシステムの運用の合理化に関する検討

平成 16 年度は、保安規定に取り込まれた品質保証を適切に推進するため、保安規定に係る品質マネジメントシステムの構築を優先して取り組み、施設品質保証計画書及びその下部要領を整備し、品質マネジメントシステムを構築した。

平成 17 年度は、保安規定に係る品質マネジメントシステムの運用状況や規制状況を踏まえ、OHSMS / EMS と保安規定に係る品質マネジメントシステムを合理的かつ効率的に平行して運用するため、要領書などの見直し、改訂等を実施する。

なお、二法人統合後の展開を見据えて機構計画 2.(2)「ISO 等国际規格の認証維持活動の推進」を受け、OHSMS/EMS 認証の有効性について、二法人統合前までに評価を実施する。

品質保証活動の施策は通年を前提に展開するものとし、上期終了の時点で部・センターの目標内容の引継ぎを行うこととする。ただし、統合後の組織形態に応じて必要な見直し等を行うこととする。

以上

平成 17 年度 東海事業所 業務推進・品質改善目標リスト  
(保安規定に基づく品質方針及び品質目標)

平成 17 年 4 月

平成17年度 東海事業所 業務推進・品質改善目標リスト  
(東海事業所の品質方針及び品質目標)

組織名：東海事業所

JNC TN8440 2005-005

目標分類	機構の目標 (東海事業所の品質方針)	東海事業所の品質目標 (実施方策)	要求品質 (*)	OHSMS/EMS 保規対象	管理尺度	目標値	現 状 (平成16年12月現在)	担当 部署
⑥ 組織基盤・人材育成目標	◇原子力安全に係る品質 方針に基づく活動	(2) 原子力施設等の保安に係る品質保証活動を充実する。						
		① 原子力安全に係る品質方針に基づき品質目標を達成する。						
	1. 安全確保の最優先、事故の未然防止	・保安上重要な設備の操作等の習熟のための教育・訓練を実施する。	1	保規	要領、マニュアル類の周知教育、運転(異常時の対応を含む)操作訓練の実施回数	1回以上/年	各部・センターで教育・訓練計画を策定し、計画的に実施している。	○放射線○建工 ○環境 ○再処理 ○プル
		・設備・機器の保全計画に基づく点検・保守の実施及び点検・保守結果に基づく必要な保全計画の見直し・更新を実施する。	1	保規	① 計画に対する実施率 ② 保全計画の見直し/更新	実施率100%	各部・センターで年度計画に基づき、保全計画を実施している	○放射線○建工 ○環境 ○再処理 ○プル
		・放射性廃棄物の放出管理を適正に実施する。	1	保規	放出する放射性廃棄物(気体、液体)の管理基準値	管理基準値以下	新規	○放射線 ○環境 ○プル ○再処理
	2. 法令・保安規定の順守	・保安規定及び品質保証計画書の教育を実施する。特に、法人統合に当り必要な教育を確実に実施する。	2	保規	当該施設の保安規定及び品質保証計画書等の従業員への教育	2回以上/年	各部・センターで教育・訓練計画を策定し、計画的に実施している。	◎保安 ○放射線 ○建工 ○環境 ○再処理○プル
	3. 事故の再発防止、影響緩和	・危機管理・防災に対する実践的な訓練を実施する。特に、法人統合後の組織体制を考慮した訓練を実施する。	4	保規	緊急時対策所を使用した非常事態訓練等の実施回数	2回以上/年 (使用施設又は再処理施設の非常事態訓練1回含む)	16年度は保安規定に基づく使用施設(7月)及び再処理施設(3月)の非常事態訓練を実施した。	◎保安 ○放射線 ○建工 ○環境 ○再処理○プル
	4. 品質マネジメントシステムの運用及び改善	・保安検査、保安巡視における意見・要望等への適切な措置を実施する	3	保規	意見・要望等の適切な措置の実施率	実施率100%	新規	○保安 ○放射線 ○建工 ○環境 ○再処理○プル
		・内部監査及びマネジメントレビューにおける指示事項等への適切な措置を実施する。	2	保規	指示事項等に対する措置(計画を含む)の実施率	措置の実施率100%	新規	◎保安 ○放射線 ○建工 ○環境 ○再処理○プル

要求品質欄\*： 1：事故の未然防止 2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化 3：適切かつ効率的な業務運営の仕組みの確立 4：地元理解される業務運営 5：社会ニーズに即した開発と技術移転

## 平成 17 年度（上期）保安管理部 業務推進・品質改善目標リスト

1. 個別ミッション、組織基盤・人材育成目標
2. 安全確保・環境保全目標
3. 保安規定に基づく安全目標

平成 17 年 4 月

平成17年度（上期）業務推進・品質改善目標リスト（案）

組織名： 東海事業所 保安管理部

目標分類	事業所の目標 (基本方針・基本計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求品質 5項目(*1)	管理尺度 (年度の管理尺度)	上期の目標値 (年度の目標値)	現 状	
② 個別 ミッション	(8) 新機構設立に向け、東海地区組織体制の確定等の統合準備を完了する	①カウンターパート等と情報交換可能な事柄・部署を整理し、情報交換・交流を実施する。					
		○東海地区保安管理部門連絡会を適宜開催するなどし、規定類改定等、統合に向けた具体的な作業及び準備を行う。	3, 5	統合前に準備すべき事項の終了	100%		
④ 安全 確保 ・ 環境 保全 目標	【別紙「平成17年度業務推進・品質改善目標リスト（OHSMS/EMS-007-保）」参照】						
⑥ 組織 基盤 ・ 人材 育成 目標	(1) 継続的な業務品質改善の推進を実施する。	①業務品質改善活動を推進する。					
		○部門長（所長）診断会を実施する。	3, 4	(所長指示事項への適切な対応)	(100%)		
		②業務品質保証に係る教育・啓発を実施する。					
		○ISO9001 内部監査員の養成研修を企画・実施する。	3, 4	2名以上/部	H17年7月		
		○ISO9001 内部監査員のスキルアップ研修を企画・実施する。	3, 4	3名以上/部	H17年9月		
		③法人統合に係る関連文書類を見直し・整備する。					
		○法人統合を見据えた事業所規則等の見直し	3, 4	実施時期	H17年9月		
	(2) 原子力施設等の保安に係る品質保証活動を充実する。	①原子力安全に係る品質方針に基づき品質目標を達成する。					
		○所長が定める品質目標の目標内容を達成する。	【別紙「平成17年度業務推進・品質改善目標リスト・実績」参照】				
		②内部監査及び原子力安全監査を実施する。					
○事業所の内部監査の企画、立案、実施及び原子力安全監査を受審する。		1, 3	(実施時期)	使用の内部監査 (H17年12月) 原子力安全監査 (H17年12月)			
	③マネジメントレビューの実施						
	○使用施設のマネジメントレビューを立案、実施する。	1, 3	(実施時期)	(H18年2月)			

付・9(2)

JNC TN8440 2005-005

(\*1) 1：事故の未然防止、2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4：地元理解される業務運営、5：社会のニーズに即した開発と技術移転

目標分類	事業所の目標 (基本方針・基本計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求品質 5項目(*1)	管理尺度 (年度の管理尺度)	上期の目標値 (年度の目標値)	現 状	
⑥ 組織基盤・人材育成目標		④JEAC等規格及び品質保証計画書を踏まえ文書を見直し。整備する。					
		○一次文書及び保安部が所掌する二次文書の見直しを行う。	1, 2	(全文書に対する見直し時期)	(H18年2月)		
	(3) ISO等の国際規格認証維持活動を推進するとともに品質保証システムの運用の合理化を検討する	①OHSAS18001/ISO14001認証の維持活動を推進する。					
		○ISO14001 2004年版改訂に伴う基本規則、要領書の改訂を実施する。	3, 4	実施時期	H17年9月		
		○異動等新規配属者に対する階層別定型教育を企画・実施する。	3	(実施回数)	H17年5月 (2回以上/年)		
		○内部監査員養成及びスキルアップ教育を企画・実施する。	3	(実施時期)	(H17年11月)		
		○OHSMS/EMSの内部監査を実施する。	3	(実施時期)	(H17年12月)		
		○定期審査の実施	3, 4	(システムの確実な運用)	(H18年2月)		
		②マネジメントシステムの運用の合理化に関し検討する。					
		○OHSMS/EMS認証の有効性について評価を実施する。	3, 4	評価結果の報告	H17年9月		
	○各種マネジメントシステムの運用の合理化に関して検討する。	3, 4	(計画に対する要領書の改訂実施率)	(100%)			
	(5) 新機構への移行に際し、諸法令上必要となる手続きを実施する。	○統合前又は統合後に手続きが必要なもののリストアップと手続きを確実に実施する。	3	統合前に手続きが必要なものの実施率	100%		
				(統合後に手続きが必要なものの実施率)	(100%：届出等期間内に実施)		
(6) 情報セキュリティポリシーを着実に運用する	①情報セキュリティポリシーを教育する。	1, 3	(教育の実施率)	(100%)			

平成 17 年度 保安全管理部

業務推進・品質改善目標リスト

文書番号：OHSMS/EMS-007-保

改定番号：Rev 00

安全衛生/環境 管理統括者	センター内部 安全衛生/環境 管理統括者	安全衛生/環境 管理者 (取りまとめ課)
山本		浅野

承認：平成 17 年 4 月 22 日

作成：平成 17 年 4 月 20 日

目標 分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容 (実施方策)	要求 品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト				現状(平成 年 月現在)	担当 部署 (*3)
						目標内容(*1)	要求 品質 (*2)	管理尺度	目標値		
安全 確保 ・ 環境 保全 目標	-	(1) 自主保安をより一層推進する<1>									
		①品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用<1>									
		②職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施(作業計画策定・変更時を含む)<1>	1	-	-	作業計画策定時及び変更時のリスクアセスメントを確実に実施する	1	作業計画策定時又は変更時におけるリスクアセスメント実施率	対象となる作業に対し100%		★安対課 危機室 品証室
						所全体の実施状況の確認と取りまとめ	3	確認及び取りまとめ実施時期	9月及び1月	安対課	

- [目標内容欄(\*1)] <1>: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 <2>: OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面)から導かれた項目 <3>: OHSMS (重大なリスク) の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
- [要求品質欄(\*2)] 1: 事故の未然防止 2: 経営層から現場第一線までの意識・情報の共有化 3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立  
4: 地元に理解される業務運営 5: 社会のニーズに即した開発と技術移転
- [担当部署欄(\*3)] ★: リード、取りまとめをする課・室・グループ



目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容 (実施方策)	要求品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト				現状(平成 年 月現在)	担当部署 (*3)
						目標内容(*1)	要求品質 (*2)	管理尺度	目標値		
安全確保・環境保全目標	-	(2)一人ひとりの危険に対する感受性を向上させる<1>									
		①基本動作(5Sを含む)KY, TBM活動等の効果的な取り組み<1>	1	OHSMS	-	KYトレーナー又はRSTトレーナーを講師としたKY教育を実施する	1	各課室におけるKY教育の実施回数	1回以上/年・(課室)		★安対課 危機室 品証室
						所全体の実施状況の確認と取りまとめ	3	確認及び取りまとめ実施時期	9月及び1月		安対課
		②規定・要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底<1>	1	-	-	保安教育・訓練等を行う際、役割確認と遵守徹底を含んだ周知教育を行なう	1	規定・要領・マニュアル類の周知教育の実施回数	1回以上/年・(課室)		★安対課 危機室 品証室
	所全体の実施状況の確認と取りまとめ					3	確認及び取りまとめ実施時期	9月及び1月		安対課	
	-	(3)危機管理・防災体制を充実強化する<1>									
①危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的实施と実効性の向上<1>											

- [目標内容欄(\*1)] <1>: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 <2>: OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面)から導かれた項目 <3>: OHSMS (重大なリスク) の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
- [要求品質欄(\*2)] 1: 事故の未然防止 2: 経営層から現場第一線までの意識・情報の共有化 3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立  
4: 地元理解される業務運営 5: 社会のニーズに即した開発と技術移転
- [担当部署欄(\*3)] ★: リード、取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容 (実施方策)	要求品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト				現状(平成 年 月現在)	担当部署 (*3)
						目標内容(*1)	要求品質 (*2)	管理尺度	目標値		
安全確保・環境保全目標	-	②緊急時対応に係る関係機関との連携強化<1>									
		○防災関係機関等の参画した訓練の実施	4	-	-	消防・警察等の参画した訓練を行う	4	消防・警察等の参画した訓練の実施回数	1回以上/年		危機室
		○防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等の企画・実施	4	-	-	消防、自治体、自衛隊等の防災機関職員を対象にした研修会を企画・実施する。	4	研修会の実施回数	1回以上/年		危機室
						消防大学校、茨城県消防学校の訓練への協力を通じて専門的対応能力の向上を図る。	4	訓練協力の実施回数	1回以上/年		危機室
	-	(4)労働衛生活動への積極的な取り組み									
		①綺麗で爽やかな職場環境の形成									
	○快適職場作りの推進	1	OHSMS	-	17年度計画に基づく改善を実施する。	3	17年度計画に基づく実施件数	1件/課室		★安対課 危機室 品証室	
所全体の実施状況の確認と取りまとめ					3	確認実施時期	9月及び1月		安対課		

- [目標内容欄(\*1)] <1>: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 <2>: OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面)から導かれた項目 <3>: OHSMS (重大なリスク) の場合であって各部・センターの個別テーマの項目
- [要求品質欄(\*2)] 1: 事故の未然防止 2: 経営層から現場第一線までの意識・情報の共有化 3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立  
4: 地元に理解される業務運営 5: 社会のニーズに即した開発と技術移転
- [担当部署欄(\*3)] ★: リード、取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容 (実施方策)	要求品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト			現状(平成 年 月現在)	担当部署 (*3)	
						目標内容(*1)	要求品質 (*2)	管理尺度			目標値
安全確保・環境保全目標	-	○環境美化等への自主的な取り組み	1	-	-	職場環境の美化運動を実施する。	1	取組事項の実施実績	1件以上/ 各課室	★安対課 危機室 品証室	
						所全体の実施状況の確認と取りまとめ	3	確認及び取りまとめ実施時期	9月及び 1月	安対課	
	(7)省資源・省エネルギーの取り組みを実施する										
	省資源・省エネルギーの推進		①電力使用量の低減活動の継続と啓蒙<2>	3	EMS	省エネルギーの推進	16年度実績を踏まえた電力使用量低減活動の実施	3	16年度実績の維持管理	16年度目標(480,045kwh)を達成したので、17年度も継続する。	安対課 ★危機室 品証室
			②コピー用紙使用量の低減活動の継続と啓蒙<2>	3	EMS	省資源の推進	16年度実績を踏まえたコピー用紙使用量低減活動の実施	3	16年度実績の維持管理	16年度目標(876,000枚)を達成したので、17年度も継続する。	安対課 危機室 ★品証室
		③ガソリン燃料使用量の低減活動の継続と啓蒙<2>	3	EMS	省資源の推進	公用車利用の適正化を図るため利用台帳による管理の実施	3	公用車利用台帳の確認頻度	1回/四 半期	★安対課 危機室 品証室	
		一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル向上	3	EMS	リサイクル向上	リサイクル啓蒙活動	3	リサイクル教育の実施率	リサイクル教育実施率 100%	★安対課 危機室 品証室	

[目標内容欄(\*1)] <1>: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 <2>: OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面)から導かれた項目 <3>: OHSMS (重大なリスク) の場合であって各部・センターの個別テーマの項目

[要求品質欄(\*2)] 1: 事故の未然防止 2: 経営層から現場第一線までの意識・情報の共有化 3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立  
4: 地元に理解される業務運営 5: 社会のニーズに即した開発と技術移転

[担当部署欄(\*3)] ★: リード、取りまとめをする課・室・グループ

平成 17年度 業務推進・品質改善目標リスト・実績

適用施設	■再処理施設 ■使用施設
計画・報告時期	<input checked="" type="checkbox"/> 計画[作成時] <input type="checkbox"/> 中間[第1～第2四半期] <input type="checkbox"/> 暫定[第1～第3四半期] <input type="checkbox"/> 最終[第1～第4四半期]

センター長	部長	作成
/	山本	竹田
( . . . )	(h17.04.20)	(H17.04.18)

保安管理部・センター

目標分類	事業所の目的(EMSのみ)	事業所の目標内容(実施方策)	要求品質(*1)	OHSMS/EMS/保規対象	部・センターの目的(EMSのみ)	目標リスト		現状(平成17年3月末現在)	問題の要因分析及び今後の対応策	次年度計画の概要	担当部署(*2)		
						目標内容	要求品質(*1)					要求事項	
												管理尺度	目標値
組織基盤・人材育成目標	—	・保安規定及び品質保証計画書の教育を実施する。特に、法人統合に当り必要な教育を確実に実施する。	2	保規	—	・保安規定及び品質保証計画書の教育を実施する。特に、法人統合に当り必要な教育を確実に実施する。	2	当該施設の保安規定及び品質保証計画書等の従業員への教育	2回以上/年	(達成) 計画に即し又は改定の都度、使用施設、再処理施設の保安規定及び品質保証計画書の教育を実施した。		安対課 危機室 品証室	
	—	危機管理・防災に対する実践的な訓練を実施する。特に、法人統合後の組織体制を考慮した訓練を実施する。	4	保規	—	緊急時対策所を使用した非常事態訓練を実施する。	4	非常事態訓練の実施回数	2回以上/年 (使用施設又は再処理施設の非常事態訓練1回含む)	(達成) 7/15に使用施設、3/14に再処理施設の非常事態訓練を実施した		危機室	
	—	・保安検査、保安巡視における意見・要望等への適切な措置を実施する	3	保規	—	保安検査及び保安巡視における保安検査官からの意見・要望等について、タイムリーに適切な措置を講じていく。	3	意見・要望等の適切な措置の実施率	実施率100%	新規		安対課 危機室 品証室	
	—	・内部監査及びマネジメントレビューにおける指示事項等への適切な措置を実施する。	2	保規	—	内部監査における指摘事項及びマネジメントレビューにおける理事長、所長の指示事項について、改善等の措置を実施する。	2	指示事項等に対する措置(計画を含む)の実施率	措置の実施率100%	新規		安対課 危機室 品証室	

[要求品質欄(\*1)] 1:事故の未然防止、2:経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3:適切かつ効率的な業務運営の仕組みの確立

4:地元理解される業務運営 5:社会ニーズに即した開発と技術移転

[担当部署欄(\*2)] ★:リード、とりまとめをする課、室、グループ

(凡例1)「/」:押印欄で該当がない場合、(凡例2)「—」:該当事項がない場合

## 関西電力(株)美浜発電所 3号機二次系配管破損事故を踏まえた対応について

### 表 - 1, 表 - 2の記入にあたって

- ・本確認表に記載されている確認事項は、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会において決定された事項を踏まえたものである。
- ・原則として、確認は、部・センター単位で実施し、事業所としてまとめること。
- ・「確認結果又は具体的対応(案)」欄については、その要点を記入し、添付資料によってその内容を補うこと。
- ・既に取り組んでいる事項については、その旨を記載する。(良好事例として社内に周知する。)
- ・今後、改善を要する事項については、どのように改善を図って行くかを記載する。
- ・検討や改善に時間を要するものについては、その計画を提出すること(これにより回答期限を遵守する)。
- ・原子力安全・保安院と原子力安全委員会とで重複するものについては、原子力安全・保安院側(表 - 1)で回答すること。  
表 - 2での記載例: [保(1)と同様]
- ・放射性物質等を取り扱っていない事業所においては、可能な範囲で回答すること。
- ・明らかに該当する事項がない場合は、「該当なし」と記入、その理由を記入すること。

事業所名：

**東 海 事 業 所**

表 - 1 「関西電力(株)美浜発電所3号機二次系配管破損事故に関する中間とりまとめ」(原子力安全・保安院)において指摘された事項に関する確認結果等について

(9月27日付け原子力安全・保安院 中間とりまとめ報告書から)

中間とりまとめ報告書での指摘事項	チェックポイント	確認結果又は具体的対応(案)
<p><b>8.1. 品質保証及び保守管理面での対応</b></p> <p>今回の事故の直接的な原因と考えられる「関西電力(株)、三菱重工業(株)、(株)日本アームの3者が関与する二次系配管の減肉管理ミス」が生じた背景には、過去における関西電力(株)の品質保証、保守管理が機能していなかったことがあるとみられる。平成15年10月の検査制度改正によって、品質保証及び保守管理に対する具体的な要求事項が法定化され、また新たに定期事業者検査が導入された。この新しい検査制度の下では、事業者は、品質保証及び保守管理体制を構築することが義務付けられている。また、保安院は、事業者による品質保証及び保守管理の実施状況を保安検査及び定期安全管理審査によって確認する仕組みがとられている。こうした状況を踏まえ、減肉管理に係る品質保証及び保守管理の観点から、次に示す対策を行うことが必要である。</p>	<p>サイクル機構(JNC)は、動燃改革以降、安全確保を業務運営の最優先事項として体制の整備、各種安全施策の実施等に取り組んできたが、今回の事故を踏まえ、中央安全委員会の下に分科会を設けて具体的対応策を検討するとともに、原子力安全監査等の場を活用して、下記の対応策(案)の実施状況や遵守徹底状況等を確認していくものとする。</p>	
<p><b>(1) 点検リストの作成及び統一的管理</b></p> <p>事業者が行う定期事業者検査に対する国による確認は、定期安全管理審査によって行われる。同審査は、電気事業法第55条に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構が、事業者の行う定期事業者検査の実施体制について審査するものである。具体的には、実施に係る組織、検査方法、工程管理、協力企業の管理、検査記録の管理、教育訓練について審査するものである。</p> <p>また、審査に当たっての具体的な判断基準は、JEAC 4111-2003(原子力発電所における安全のための品質保証規程：(社)日本電気協会原子力規格委員会)、JEAC 4209-2003(原子力発電所の保守管理規程：(社)日本電気協会原子力規格委員会)等を用いている。</p> <p>美浜発電所の保安規定では、JEAC 4209 のMR-7000 に基づき定期事業者検査の実施に関する詳細な要求を規定するとともに、保守管理の実施に際し、MR-4000 において保全計画を、MR-4300 において点検計画、いわゆる「点検リスト」を作成しなければならないことを規定している。</p> <p>しかしながら、関西電力(株)では、定期事業者検査対象設備の点検の頻度、時期、方法等に関して、「点検リスト」として体系的に作成し、統一的に管理するという基本的対応が未整備であった。</p> <p>したがって、このような実態を改め、今後の「点検リスト漏れ」の再発防止を図るためには、事業者による「点検リスト」の体系的、統一的な作成とその維持管理を確実にすることが必要不可欠である。すなわち、事業者には、すべての定期事業者検査対象設備の点検頻度、時期、方法、メンテナンス実績等を適切な外注管理の下に体系的に管理することや、点検リストの管理者を設置すること、更には、事業者と協力企業との間でデータ管理のルールを策定することなどが求められる。こうしたことにより、実効的な保守管理を行うための体系的な点検リストの管理システムを早急に構築することが必要である。</p> <p>これらは、ヒューマンエラーによる問題発生を防止し、定期事業者検査が適正に実施されるための必須要件として極めて重要であり、事業者は、その着実な取り組みを厳格に行うべきである。その際、配管系統図から人間が要管理箇所を摘出、管理している現状を改め、配管系統図を電子化した上で、管理表と連動させるなどして、現行の点検箇所の検証や、点検箇所の追加や変更がシステム全体に与える影響の検証を確実に達成する必要がある。</p>	<p><b>(1) 点検リストの作成及び統一的管理システムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての施設定期自主検査対象設備の点検頻度、時期、方法、メンテナンス実績等を適切な外注管理の下に体系的に管理する。</li> <li>・点検リストの管理者を設置する。</li> <li>・JNCと協力会社との間でデータ管理のルールを策定する。</li> <li>・(配管系統図の電子化と管理表を連動させるなどして、)現行の点検箇所の検証や、点検箇所の追加や変更がシステム全体に与える影響の検証を確実に達成する仕組みを構築する。</li> </ul> <p>・今回の事故のように抜けや漏れが生じないようにどうするか。電事連の状況を把握し検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての施設定期自主検査及び自主点検の対象設備の点検頻度、時期、方法等について機構側が管理している。</li> <li>・点検を外注する場合においても、契約請求票及び発注仕様書において点検対象、時期、方法を明記するとともに点検結果の確認・審査手続きを実施している。</li> <li>・設備担当課と工事(点検)担当課が異なる場合は、その責任分解点を明確にし、設備に対する影響については設備担当課が検証するシステムとなっている。</li> <li>・特に、再処理センターでは、センター規則として「再処理施設定期(自主)検査等一覧」を定め、点検対象機器、関係法令、点検・検査時期を明確にしている。また、作業開始前には、センター規則「運転及び保守の管理規則」に従い作業要領書等を作成している。なお、平成16年6月に発生した再処理施設分析所における汚染は、運転開始以来点検を行っていなかったバルジからの分析廃液の漏えいが原因であったことから、類似箇所の点検調査を行うとともに、今後確実に点検を実施していくため、点検頻度を「再処理施設定期(自主)検査等一覧」に定めた。さらに、類似箇所以外の管理区域内に設置している一部の継手類については、極力漏えいを防止する観点から、ガasket等の交換を品質保証関係要領書に定めて、計画的に予防保全を実施していく。</li> </ul>
<p><b>(2) 的確な外注管理(協力企業の調達管理)の実施</b></p> <p>原子力発電所では、定期事業者検査を含む保守管理活動に当たって、協力企業の役割提供が不可欠であることを踏まえれば、外注管理は、保守管理活動の適正な実施を確保する上での極めて重要な事項である。平成15年12月に関西電力が変更認可申請を行い、本年5月に認可された美浜発電所の保安規定では、JEAC 4111 の</p>	<p><b>(2) 外注管理(協力会社の調達管理)の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安規定に基づき、その下部規定において、外注管理に係る管理方法、責任分担などについて、実効的に機能するよう抜本的な見直しを行うとともに、その遵守を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理施設品質保証計画書及び核燃料物質使用施設品質保証計画書に基づき調達管理を実施している。</li> <li>・点検を外注する場合、契約請求票及び発注仕様書において、点検対象、時期、方法、技術的要求事項、品質保証計画書の提出、試験等</li> </ul>

中間とりまとめ報告書での指摘事項	チェックポイント	確認結果又は具体的対応（案）
<p>7.4 項に基づき、保安活動における外注行為の際に、事業者として行わなければならない調達管理上の要求事項を規定している。</p> <p>今回の配管破損箇所に対する管理の経緯をみると、「点検リスト」の作成に係る外注管理(協力企業の管理)がずさんであったことも、今回の事故の一因と考えられる。すなわち、関西電力(株)は、三菱重工業(株)に対して、肉厚管理のための検査業務を委託していたが、「PWR管理指針」による要管理箇所の摘出の妥当性について、発注者としての確認が不十分であった。また、肉厚管理のための検査業務を三菱重工業(株)から(株)日本アームへ移管した後も、(株)日本アームが点検漏れを発見した時点で、関西電力(株)との間において適切なコミュニケーションが不足していた。</p> <p>現在では、上述のとおり関西電力(株)は、既にJEAC 4111 に基づく調達管理ルールを導入している。今後は、これらの問題への対策として、関西電力(株)を含めた各事業者がJEAC 4111における要求事項によって規定した各発電所の保安規定に基づき、その下部規定において、外注管理に係る管理方法、責任分担などについて明確化し、実効的に機能するよう抜本的な見直しを行い、遵守することが必須である。また、今回問題となった二次系配管の管理・検査業務のみならず、廃棄物処理業務、放射線測定・管理業務等、事業者が外部の企業・機関に外注している保守管理業務は多岐にわたっているが、必ずしもこれらに対して外注を行う際の権利義務関係が十分明確になっていない。こうした状況を改善するため、事業者が保安活動の実施に際して、重要な業務を外注する際の契約書、発注書等に明定すべき事項を整理するなどの検討も必要である。なお、外注管理における従業員の力量を向上させるための教育訓練などについても、JEAC4111 の6.2 項に規定する人的資源に関する要求事項を踏まえ、積極的に取り組む必要がある。</p> <p>一方、保安院としても、事業者に対し、外注管理が定期事業者検査を行う事業者の重要な責務であることを強く認識するよう求めることとする。また、必要に応じて、協力企業から原子力発電所の保守点検の実施状況、事業者の姿勢等について実態に即した情報収集を図り、事業者及び協力企業への指導、監督に十全を期することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な業務を外注する際の契約書、発注書等に明定すべき事項(外注を行う際の権利義務関係)を整理するなどの検討を行う。</li> <li>・外注管理におけるJNC従業員の力量を向上させるための教育訓練などについても、JEAC4111 の6.2 項に規定する人的資源に関する要求事項を踏まえ、積極的に取り組む。</li> <li>・各事業所の調達管理要領、標準仕様書、チェックリスト等の内容を確認する。また、電事連の状況を把握しつつ検討を行う。</li> </ul>	<p>や品質監査のための発注先への立入りに関する事項、文書・記録の提出及び保管に関する事項、不適合の措置に関する事項などを明確にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達製品の検証に当たっては、検査及び試験の基準を発注仕様書で明確にし、必要な検査及び試験の要領書等を受注者から提出させ、それを審査・承認の上、受入検査(記録確認)や立会検査などにより検証している。</li> </ul>
<p><b>(3) 配管肉厚管理の規格化</b></p> <p>関西電力(株)においては、二次系配管の肉厚管理について、配管の余寿命が2年以下となった場合、「PWR管理指針」に規定されていない基準を適用していることが判明した。その結果、配管の適切な取替えが行われず、技術基準に規定されている必要最小肉厚を下回っているものが存在していた。</p> <p>現行の制度においては、二次系配管の肉厚管理に関する社内規定は、事業者の「保安規定」の下部規定と位置づけられている。したがって、保安院としては、各事業者に対して、継続的に実施する保安検査において、事業者による社内規定の遵守状況を入念に確認していくこととする。</p> <p>また、定期安全管理審査においても、二次系配管の肉厚管理が協力企業も含めてどのように実行されているかを効果的に確認していくことが必要である。</p>	<p><b>(3) 配管肉厚管理の規格化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次系配管の肉厚管理計画(方針)の規格化を行う。</li> <li>・原子力安全監査の場等を活用し、遵守徹底の状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次系配管はないため対象外である。</li> <li>・蒸気配管(ボイラ)については調査対応済み。</li> <li>・なお、再処理施設の蒸気の供給系の配管は、セル内ではステンレス鋼を用いているが、セル外では主として炭素鋼を使用している。念のため、蒸気供給系の炭素鋼配管のうち、「原子力設備2次系配管肉厚の管理指針(PWR)」を参考に、減肉が発生しやすいとされる部分から代表部位を選定し肉厚測定を実施した。その結果、肉厚は何れの部分でもJISに規定された公称肉厚の許容差内であり、減肉の徴候は認められなかった。</li> </ul>
<p><b>(4) 問題を未然に防ぐための事業者間の情報共有の着実な実施</b></p> <p>保安活動によって得られた問題点とその解決に対する知見を活用し、問題を未然に防ぐ、いわゆる「水平展開」は、極めて重要である。</p> <p>これまで、水平展開は、事業者の自主的な活動とされていたが、平成15年10月の原子力施設に対する検査制度改正に伴い、自らの保安活動の実施によって得られた知見のみならず他事業者から得られた知見も適切に反映し、水平展開を行うことが事業者にも義務付けられたところである。</p> <p>したがって、関西電力(株)のみならず、すべての事業者は、本事故から得られた知見を自らの保安活動に適切に反映することはもちろんのこと、水平展開を体系的に行う仕組みを構築し、着実に実施していくことが必要である。他方、保安院としては、各事業者が的確に水平展開を行い、問題点の予防処置が効果的に行われていることを保安検査等で継続的に確認していくこととする。</p>	<p><b>(4) 水平展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水平展開を体系的に行う仕組みを見直す。</li> <li>・安全推進本部が展開する水平展開事象の選定のルール化を検討する。(全社展開や同一施設展開を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理施設品質保証計画書及び核燃料物質使用施設品質保証計画書において発生不適合の予防処置として、いわゆる水平展開が含まれている。</li> <li>・東海事業所では、事業所規則として「水平展開実施要領」を定め、水平展開の仕組みを決めている。</li> </ul> <p>(具体的には)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水平展開に係る業務については、保安管理部長が所掌しており、水平展開の実施にあたっては、業務連絡により、各部・センター長へ依頼している。また、水平展開事項については、場合によっては所内の各種委員会に諮ることができることとしている。各部・センタ</li> </ul>

中間とりまとめ報告書での指摘事項	チェックポイント	確認結果又は具体的対応（案）
		<p>ーでは、各部・センター長から水平展開を担当する部署に指示が行われ、各課室Grに展開される。水平展開を実施する部署は、各課室Grの指導、確認、結果を各部・センター長へ報告し、センター長は実施結果を確認し、保安管理部長に通知している。</p>
<p><b>9. 作業員の安全確保等</b></p> <p>事故発生当時、美浜発電所3号機のタービン建屋内では、定期検査の準備のため関西電力(株)職員及び協力企業の社員105名が作業を行っていた。このうち、破損したA系復水配管の付近で作業していた11名の作業員が被災した。</p> <p>原子力発電所においては、運転員による日常の巡視点検など、運転中にもタービン建屋内に人が立ち入ることが一般的であり、今回運転中に定期検査準備作業のため作業員がタービン建屋で作業していたことが直ちに問題となるものではない。しかし、原子力発電が原因となった初めての死亡事故が労働災害において発生したことを重く認識する必要がある。</p> <p>事業者は、原子力発電所における放射線障害の防止だけでなく労働災害の防止についても事業者のマネジメントシステムに明確に位置づけ、あらゆる事態を踏まえ、適切な管理、運営を行っていくことが重要である。</p> <p>原子力発電所の施設内で、設備の保守点検作業に携わる作業員の所属は多岐にわたり、自ら作業を行う場所、環境における潜在的リスクについて十分な知識を有していないケースも多いと考えられる。原子力発電所においては、放射線管理の面からは、労働安全衛生法、原子炉等規制法などにより、放射線業務従事者に対する教育、研修等が事業者により義務付けられている。しかし、一般労働災害の面で作業環境が持つ潜在的リスクについては、従来必ずしも十分に周知されてこなかった可能性がある。</p> <p>そこで、保安院として、原子力発電所の施設内で保守点検作業に携わる作業員に対して、プラントの運転状態に応じた作業環境の潜在的リスクを周知する方策として、事前研修の実施、危険箇所へのリスク情報の表示等の措置を事業者を求めることとする。</p> <p>また、本件を単なる事故と捉えることなく、これにより得られた様々な教訓を今後の原子力発電所のトラブルや事故における初動体制の拡充や関係機関の連携強化等の防災対策のより一層の充実に活かすべきである。</p>	<p><b>(5) 作業員の安全確保等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線障害の防止だけでなく労働災害の防止について万全を期す。</li> <li>・品質マネジメントシステムにおける労働災害防止に関する事項について、電事連の状況を把握しつつ検討する。</li> <li>・放射線管理の面から、労働安全衛生法、原子炉等規制法などにより、放射線業務従事者に対する教育、研修等を行うほか、一般労働災害の面で作業環境が持つ潜在的リスクについても十分に周知する。</li> <li>・施設内作業員（保守点検作業に携わる者、協力会社員を含む）に対して、プラントの運転状態に応じた作業環境の潜在的リスクを周知する方策として、事前研修（TBM、リスクアセスメント等）の実施、危険箇所へのリスク情報の表示等の措置を行う。</li> <li>・本件から得られた様々な教訓を今後の原子力施設のトラブルや事故における初動体制の拡充や関係機関の連携強化等の防災対策のより一層の充実に活かす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海事業所においては、労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)の国際規格の認証(OHSAS 18001)を取得し、放射線障害のみならず一般労働安全衛生についても各種の安全確保対策を講じる活動を展開している。</li> </ul> <p><b>(具体的には)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画の段階で、放射線安全だけでなく、一般労働安全衛生に関してもチェックリストで作業に潜むリスクの洗い出しを行うとともに、全ての作業においてOHSMSに基づくリスクアセスメントを実施し労働安全衛生のリスクの分類を行い、必要な対策を作業計画の中に含めることとしている。OHSMSに基づくリスクアセスメントについては、定型的な作業であっても毎年度（定期的に）見直しを行っている。</li> <li>・作業員に対しては、毎日の作業前ミーティング、KY、TBMなどを通じて、作業環境の潜在的リスクを周知しており、作業場所には表示等を行っている。また、種々のパトロール等を通じて、危険箇所には注意表示等を徹底することとしている。</li> <li>・機構側の工事責任者や工事担当者、受注者の現場責任者等については、事業所で定める「作業責任者認定制度」により必要な教育等を受講し認定された者を配置することとし、安全確保に努めている。</li> </ul>



表 - 2 原子力安全委員会決定「関西電力株式会社美浜発電所3号機二次系配管事故について」及び「美浜発電所3号機二次系配管事故検討分科会中間報告」(原子力安全委員会)において指摘された事項に関する確認結果等について

(16安委決第24号 平成16年10月21日 原子力安全委員会決定から)

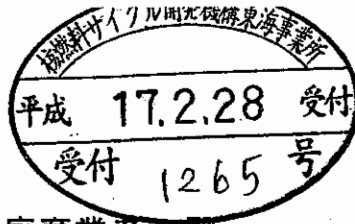
原子力安全委員会決定事項	分科会中間報告での指摘事項	チェックポイント	確認結果又は具体的対応案
<p>分科会の中間報告では、安全確保に係る品質保証体制の充実・強化、規制調査の活用、高経年化に対する予防保全の積極的な取組、事業者の安全文化の一層の醸成等の再発防止に向けた取組及び今後の課題について、現時点での見解を示している。</p> <p>こうした分科会の検討にあたっては、原子力安全委員会委員もその議論に参画しており、ここで示された分科会の意見は、当委員会としても妥当と判断する。</p> <p>以下、これらの経緯を踏まえた現時点での当委員会の見解及び当面の取組を示す。</p>	<p><b>2. 再発防止に向けた取組及び今後の課題</b></p> <p>以上では、保安院の「中間とりまとめ」に対する分科会の評価について述べてきたが、以下は、現時点における分科会の見解について、中間的に取りまとめたものである。</p>		
<p><b>1. 規制調査の強化</b></p> <p><b>(1) 肉厚管理に係る規制調査</b></p> <p>規制行政庁の検査制度は、シュラウドのひび割れ問題等を契機に、平成15年10月以降、技術基準適合性を直接検査するよりもむしろ、事業者の検査過程や体制の妥当性を監査するという、いわゆる監査型のものに移行しつつある。今回の事故が、点検リストへの記載漏れという事業者の検査体制の欠陥に起因していたことを勘案すれば、規制行政庁は、この監査型検査制度の徹底を図ることが重要である。</p> <p>今回の保安院の対応により、二次系配管の肉厚管理の定期事業者検査の項目としての位置づけ及び規制行政庁による定期安全管理審査との関連がより明確にされる。当委員会は、本事故の重大性に鑑み、今後の規制調査において、肉厚管理に係る審査・検査の状況に特に重点を置いて調査することとし、その際、技術基準適合性に関する観点よりも、事業者の検査体制とそれに対する規制行政庁の審査・検査方法に着目して調査する。特に、事業者の検査体制における責任の所在等を、審査に当たる検査官が確認する際の指針等の整備状況など、監査型規制に必要な手続きの妥当性に関し、規制調査を行う。</p> <p><b>(2) 保守管理システムの向上に係る規制調査</b></p> <p>肉厚管理は、原子炉の保守管理システムの中の重要な項目のひとつである。この保守管理システムは、事業者の日常的な品質保証活動の一環として、安全確保の観点から常に見直され、向上して行くべきものである。この向上を目指す事業者の取組が規制行政庁によって奨励され、また、その過程が社会に対し透明さを有し、それを通じて事業者が社会に対する説明責任を果たすことが重要である。当委員会としては、この観点から、保守管理システムの向上に係る規制行政庁の対応に特に着目して規制調査を行う。</p>	<p><b>2-1 事業者と国の役割</b></p> <p>原子力施設の安全確保を図るためには、単なる規制の強化だけでは、本質的な解決にはならず、その実効性にも限りがある。まずは安全確保の一義的責任を有する事業者自らが、トップマネジメントから現場の担当者に至るまで、その役割と責任を強く自覚し、保守及び運転管理に万全を期すことが必要である。</p> <p>特に、国の検査の有無にかかわらず、事業者自らもしくはその請負業者が行う点検に係る責任は、まず事業者であり、また、事業者が国民への説明責任をも負っていることを認識すべきである。事業者は、点検の過程及び関係文書の取扱について可能な限りルール化し、公表すること等により、透明性(transparency)と追跡可能性(traceability)を確保し、国民への説明責任を果たすとともに、事業者が行う安全確保活動の妥当性に関する社会的なチェックを可能とすべきである。</p> <p>一方、規制行政庁においては、個々の検査について技術基準への適合性を確認することよりも、最新の知見等も活かしつつ、事業者が行う点検について、そのプロセスの実効性を確認することに重点を置く、いわゆる監査型の検査を行うべきである。</p> <p>また、原子力安全委員会としても、かかる規制行政庁の監査型の検査が適切に行われていることを監査する規制調査を実行するとともに、今般の事故を踏まえ、施設内の従業者に対する放射線障害以外のリスクの低減をも考慮した安全確保も含め、事業者における取組が適切になされているかを注視し、必要に応じて報告を求める等の対応を行っていくべきである。</p> <p><b>2-3 規制調査の活用</b></p> <p>原子力安全委員会では、現在、規制行政庁の行う規制が、いわゆる監査型の規制に移行しつつあることを踏まえ、規制の実効性を向上させるため、委員会が決定した「規制調査の実施方針」(平成16年7月1日)に基づき、規制調査を行っている。</p>	<p><b>(1) 保守管理システムの向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検の過程及び関係文書の取扱について可能な限りルール化し、公表すること等により、透明性(transparency)と追跡可能性(traceability)を確保する。それにより国民への説明責任を果たすとともに安全確保活動の妥当性に関する社会的なチェックを可能とする。</li> <li>保守管理システムを品質保証活動の一環として、安全確保の観点から常に見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設で行われる点検保守作業については、週報でその状況を公表するとともに、再処理施設及びプルトニウム燃料施設をはじめとする核燃料物質使用施設においては、インターネット日報により点検保守作業状況を公表しており、透明性と追跡可能性を確保している。</li> <li>各センターでは、センター長以下センター内各部長、核燃料取扱主任者(主務者)等が出席する「朝会」又は「夕会」を毎日開催しており、施設の運転・保守状況の確認、トラブル情報等の共有化を図っている。また、これには、放射線安全部、保安管理部、運営管理部も出席し、事業所内での情報共有化や所外への的確な情報発信に反映させている。</li> <li>個別の点検内容について、外部から問われた場合には、品質保証計画書の外部コミュニケーションとして、その状況の説明責任を果たすことが可能である。</li> </ul>

原子力安全委員会決定事項	分科会中間報告での指摘事項	チェックポイント	確認結果又は具体的対応案
	<p>今回問題となった二次系配管の肉厚管理は、昨年10月に新たに導入された定期事業者検査の対象である。事業者の検査のうち、点検リストの体系的な作成と統一的管理が、事故の再発防止の観点から重要であり、原子力安全委員会は、その重要性に着目し、規制調査を実施すべきである。</p> <p>また、同じく昨年10月の制度改正において、品質保証に関する要求が保安規定に記載され、事業者の品質保証体制が機能していることを規制行政庁が保安検査により確認する仕組みが導入された。今回のような事故の再発を防止するため、保安検査の実績の蓄積状況を踏まえ、かかる検査の実効性等の観点から規制調査を実施すべきである。</p> <p>さらに、事業者が実施する検査事項においては、検査の範囲や検査手法等が科学技術的知見や蓄積された運転経験等を踏まえて適宜見直されることが重要である。このため、原子力安全委員会は、このような見直しをする仕組みに着目して、規制調査を実施すべきである。</p>		
<p><b>2．ヒューマンエラー対策の具体化</b></p> <p>再発防止に係る対策を考える上で、点検項目のリストへの記載漏れやチェック漏れ等のヒューマンエラーは常に起こりうるとの認識が必要である。保安院の中間とりまとめでは、点検リストの作成及び統一的管理の必要性を、品質保証及び保守管理面での対応の第1項目に掲げ、その具体的な対策として配管系統図の電子化等により保守管理上の点検を確実に行うシステムの構築の必要性を指摘している。当委員会は、これまでも規制調査等で同主旨の指摘を行ってきており、事業者はこのようなシステムの構築に優先的に取り組むべきと考える。</p> <p>保安院においては、中間とりまとめの指摘に従って、ヒューマンエラーによる問題発生の防止の観点から、このような具体的な対策への積極的な取組を事業者に対して広く求めていくことが必要である。</p>	<p><b>2-2 安全確保に係る品質保証体制の充実・強化へ向けた事業者の取組</b></p> <p>安全確保に係る品質保証を確実なものとするには、まず事業者自身が安全確保の一義的な責任があることを自覚し、主体的な取組を進めることが重要である。そのため、事業者内のみならず、現場の請負業者まで含めた安全確保のための品質保証体制を確立する必要がある。事業者は、例えば、事業者と請負業者間のコミュニケーションを活発化させ、請負業者が確実に外注業務を行うことを確保するとともに、請負業者が、改善提案を行うなど、事業者とともに意欲的に品質保証の取組を行っていくようにすることが重要である。その際、優れた取組を積極的に評価するなど関係者の意欲を高めるような工夫も必要である。また、安全を支えるのは、最終的には個々の人であるため、その責任感と自覚を有する経営や技術に優れた人材の養成に努めるべきである。</p> <p>品質保証体制の充実・強化に当たっては、その対策が、単に形式的な管理システムの構築に終わることなく、運用の方法についても十分検討し、構築したシステムに実効性を持たせることこそが重要である。また、体制の改善が社会からも認識できるように、透明性と追跡可能性の確保を意識したシステム構築を行い、チェック体制が確実に機能することを担保する必要がある。その際、ヒューマンエラーの可能性を最小化する観点から、配管系統図の電子化等により保守管理上の点検を確実に行う等、最新の情報科学技術の成果等を十分に活用した保守管理システムを構築することも検討すべきである。</p>	<p><b>(2) ヒューマンエラー対策の具体化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配管系統図の電子化等により、保守管理上の点検を確実に行うシステムの構築を施設の状況を踏まえつつ展開する。</li> <li>ヒューマンエラーの可能性を最小化する観点から、配管系統図の電子化等により保守管理上の点検を確実に行う等、最新の情報科学技術の成果等を十分に活用した保守管理システムを構築することを検討する。</li> </ul> <p>【保(1)と同様】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての施設定期自主検査及び自主点検の対象設備の点検頻度、時期、方法等について機構側が管理している。</li> <li>点検を外注する場合においても、契約請求票及び発注仕様書において点検対象、時期、方法等を明記するとともに点検結果の確認・審査手続きを実施している。</li> <li>設備担当課と工事（点検）担当課が異なる場合は、その責任分解点を明確にし、設備に対する影響については設備担当課が検証するシステムとなっている。</li> </ul>
<p><b>3．事業者による安全確保活動の透明化の徹底</b></p> <p>安全確保の第一義的責任は事業者が担っており、安全に直接関わる重要な保守管理・点検業務は、基本的には、すべて事業者の責任の下で行うべきであるとの認識が事業者に不可欠である。このような認識の下、当委員会は、平成15年6月、事業者に対し原子力安全に係る情報の透明性の一層の向上と、説明責任の完遂を改めて求めるため、「原子力安全に係る透明性の確保に向けた電気事業者の取組について」を決定している。</p> <p>本事故の発生原因が、事業者の保守及び運転管理体制の不備にあったことを踏まえ、当委員会は、ここに改めて事業者に対し、原子炉施設における運転管理段階の安全確保に万全を期すために、原子力発電所の保守及び運転管理における請負業者等を含めた、すべて</p>		<p><b>(3) 安全確保活動の透明化の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の保守及び運転管理における請負業者等を含めた、すべての安全確保活動の透明性の確保と追跡可能性の確保が図られる体制を一層強化する。</li> <li>JNC と請負業者間のコミュニケーションを活発化させ、請負業者が確実に外注業務を行うことを確保するとともに、請負業者が、改善提案を行うなど、JNC とともに意欲的に品質保証の取組を行っていく。</li> <li>JNC 内のみならず、請負業者までを含めた安全確保のための品質保証体制を確立するとともに、トップマネジメントから現場の担当者に至るまで、その役割と責任を強く自覚する。</li> <li>JNC と請負業者間のコミュニケーションを活発化させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負業者についても契約請求票及び発注仕様書において、保安規定や事業所規則等を遵守すること、所内で展開している様々な安全活動に参加することなどを明記し、一体となって取り組んでいる。</li> <li>請負作業毎に作業に係る責任体制、連絡体制を明確にするため、総括責任者や現場責任者等を明記した保安に係る組織体制（工事等安全組織図）が提出され、工事等の実施においては、作業体制表を現場に表示している。</li> <li>機構側の工事責任者や工事担当者、受注者の現場責任者等については、事業所で定める作業責任者認定制度により必要な教育</li> </ul>

原子力安全委員会決定事項	分科会中間報告での指摘事項	チェックポイント	確認結果又は具体的対応案
<p>の安全確保活動の透明性の確保と追跡可能性の確保が図られる体制を一層強化しよう求める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理体制の充実・強化に当たっては、その対策が、単に形式的な管理システムの構築に終わることなく、運用の方法についても十分検討し、構築したシステムに実効性を持たせる。</li> <li>体制の改善が社会からも認識できるように、透明性と追跡可能性の確保を意識したシステム構築を行い、チェック体制が確実に機能することを担保する。</li> </ul>	<p>等を受講し認定された者を配置することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>請負作業の開始前・作業終了後には合同のミーティングによるコミュニケーション強化及び請負業者からの作業の改善提案の共有化を図っている。</li> <li>業務改善提案、ヒヤリハットなど JNC、年間請負業者と分け隔てなく共に取り組んでいる。</li> <li>放射線安全衛生強化推進協議会（総会：年1回、幹事：会年4回、各部センターの協議会：月1回）を設け、協力企業と一体となって、自主保安活動に取り組んでいる。</li> </ul>
<p><b>4．安全文化の醸成</b> 安全確保のための活動は、形式的なものに終わらせてはならない。その組織的な活動は、状況に安住した瞬間から崩壊が始まること、それを防ぐのは、トップから現場作業員に至るまですべての者が、現状を不断に問い直す姿勢を持つことによるのみ可能であることを、すべての原子力関係者は再認識すべきである。このため、当委員会は、安全文化醸成に係る事業者のトップマネジメントのみならず、請負業者をも含むすべての責任者との安全文化意見交換会を速やかに実施し、安全文化の徹底と醸成に努めることとする。</p>	<p><b>2-6 事業者の安全文化の一層の醸成</b> 原子力施設の安全確保に当たっては、施設の物理的な経年変化ばかりでなく、慣れや安全意識の欠如からくる組織・体制の経年変化についても留意することが必要である。この場合、原子力に係る事業活動を行う組織・体制の全ての階層において、安全文化の継続的な醸成と「常に問いただす姿勢」の維持・発展が重要な役割を果たす。すなわち、技術的な基準等も含め、安全確保に対する取組・体制について、一旦整備すればそれで良いということではなく、新たな知見を積極的に取り入れ、常に見直すという不断の努力が重要である。 このため、事業者のトップマネジメント自らが、安全文化の重要性を十分に理解し、安全文化の醸成・健全性維持のための取組を積極的に進める必要があり、国も、そうした環境を作り出すべきである。また、トップマネジメントと現場組織や、事業者・請負業者相互の意思疎通においても、共通の安全文化を基盤とすることが求められる。 従来、原子力安全委員会が行っている「安全文化意見交換会」は、各事業者における安全文化の醸成に係る取組を推進するため、継続的に実施する必要がある。その際、事業者のトップマネジメント及び現場組織における安全文化醸成の取組とともに、請負業者の安全文化醸成についても十分配慮を行うべきである。</p>	<p><b>(4) 安全文化の一層の醸成</b> ・組織的な活動の崩壊を防ぐのは、トップから現場作業員に至るまですべての者が、現状を不断に問い直す姿勢を持つことによるのみ可能であることを再認識する。 ・原子力施設の安全確保に当たっては、施設の物理的な経年変化ばかりでなく、慣れや安全意識の欠如からくる組織・体制の経年変化についても留意する。 ・JNC のトップマネジメント自らが、安全文化の重要性を十分に理解し、安全文化の醸成・健全性維持のための取組を積極的に進める。 ・トップマネジメントと現場組織の意思疎通や、JNC と請負業者との意思疎通においても、共通の安全文化を基盤に行っていく。 ・技術的な基準等も含め、安全確保に対する取組・体制について、一旦整備すればそれで良いということではなく、新たな知見を積極的に取り入れ、常に見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営層から現場の第一線までの情報共有の一環として意見交換会などを開催し、役員間での意思疎通の強化に努め、職場が抱える様々な問題が着実に解決されるような風土形成に努めている。</li> <li>「理事長提案箱」、「コンプライアンスに係る通報」をイントラネット上で設け、随時、従業員の意見を吸い上げるシステムが構築されている。</li> <li>従業員の意見を直接所幹部へ伝えられるよう意見懇談会を実施している。</li> <li>再処理施設では、定期的な評価（従来の定期安全レビュー）を実施しているところであり、安全研究成果の反映、国内外の再処理施設の運転経験から得られた教訓の反映など新たな知見の反映状況についてもレビューしている。</li> </ul>
<p><b>5．高経年化への対応</b> 我が国の多くの原子炉施設が運転開始後20年以上を経過していることから、事故発生の原因となった肉厚管理問題への対応も含め、高経年化への対応に係る安全研究を重点的に推進し、その成果を共有することが重要である。そのため、当委員会は、国内外でこれまで実施されてきた高経年化への対応に関する様々な研究成果等について原子力安全研究専門部会の下で検討し、安全規制等に反映すべき事項等を抽出するとともに、重点安全研究として実施すべき研究課題については、関係機関等の協力を得て、安全研究の推進を図る。 なお、肉厚管理については、今回の事故と同類の事</p>	<p><b>2-4 高経年化に対する積極的な予防保全の取組</b> 我が国で商用軽水炉による原子力発電が開始されてから既に30年以上が経過しており、高経年化への考慮・対策が、運転段階の安全確保にとって、今後ますます重要になっていく。 原子力安全委員会も、平成14年10月28日の「原子力安全の信頼の回復に関する勧告」において、「我が国における原子力発電所の現状及び将来を考えると、安全確保の重要性は、既存の設備の適切な維持管理による運転段階への安全確保へ相対的に比重が移ってきている」と指摘している。 1986年（昭和61年）の米国サリー2号機における二次系</p>	<p><b>(5) 高経年化に対する予防保全への取組み</b> ・原子力施設の安全確保を実効性を高めるためには、高経年化に対する積極的な予防保全の取組みが、運転段階の安全確保において、極めて重要であることを再認識し、積極的に取組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再処理施設においては、各設備の担当部署が年間保全計画を作成し、これに基づいて実施している。この計画は、施設運転の計画と点検検査の項目毎に定められた点検頻度、設備の状況等を考慮して設備改造・更新等を勘案し作成している。一方、再処理施設全体として設備保全管理を効果的に行うため、H13年度にH14年度以降5カ年の設備保全計画を策定し、年1回の頻度で見直しをしている。これらを含め、現在再処理施設の定期的な評価を実施してい</li> </ul>

原子力安全委員会決定事項	分科会中間報告での指摘事項	チェックポイント	確認結果又は具体的対応案
<p>例が発生した当時、我が国でも、事業者自らが管理指針を策定したにもかかわらず、その重要性に対する意識が時間の経過とともに薄れ、風化してしまったことが事故発生の一因であった。このことを踏まえ、本事故に関するもののみならず、安全確保に係る国内外の知見を、原子力に携わる者で共有し、常に水平展開を図る姿勢が重要である。そのため、当委員会は、本事故の原因となった減肉現象に限らず、高経年化等に係る事例等について、安全確保の観点から安全規制に反映させるべき事項等について検討する。</p>	<p>配管破断事故以降も、国内外で二次系配管における減肉現象に起因するトラブルが報告され、高経年化に伴って肉厚管理を確実に実施することの重要性が再認識されている。我が国の定期安全レビューも、高経年化に係る安全性の確保をも念頭に置いて実施されているものであり、その中では、国内外における教訓等の反映についても検討されている。しかしながら、我が国では、こうした高経年化に係る安全性の確保の重要性に対する事業者の認識が、時間の経過とともに薄れてしまった。今回の事故は、「管理指針」が適切に運用されなかったことに原因があったものと考えられるが、今後、原子力施設の安全確保の実効性を高めるためには、事業者自らが、高経年化に伴う様々な事象に対する積極的な予防保全の重要性を再認識し、積極的な取組を行うべきである。</p> <p>また、このような取組を進める上で、学協会等においても、客観的な科学技術的視点に基づき、様々な角度からの幅広い議論が行われることが重要である。今回、日本機械学会が、肉厚管理のための新たな民間指針の策定に乗り出したことは適切であり、今後とも、こうした学協会等の取組に期待する。</p> <p><b>2-5 国内外の事故事例、技術情報等の活用</b>            事業者等においては、国内外の事故・故障事例等から得られる知見を積極的に取り入れ、安全確保に取り組むことが必要であり、定期安全レビューを、こうした観点から、より実効性のあるものにすべきである。また、国においても、こうした事故事例等に係る情報を収集・検討するとともに、今回の事故の原因となった減肉現象に限らず、安全確保の観点から反映させるべき事項がないかを改めて検討し、事業者等に周知徹底すべきである。</p> <p>原子力安全委員会では、「原子力の重点安全研究計画（平成16年7月原子力安全委員会決定）」において、安全研究を重点的に実施すべき事項として、「材料劣化・高経年化対策技術」及び「事故故障・人的要因等の解析評価技術」を取り上げており、経年変化現象の把握と原因の解明、予測と対応技術の開発の必要性を指摘したところである。今後とも、国や民間の研究機関、及び大学等は、材料劣化、高経年化対策や事故故障・人的要因等の解析について一層の研究の促進を図るべきである。</p>	<p>チェックポイント</p> <p>(6) 国内外の事故事例、技術情報等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の事故・故障事例等から得られる知見を積極的に取り入れ、安全確保に取り組む。</li> <li>・施設の定期的な評価に当たっては、最新の技術的知見（国内外の事故・故障事例を含む）を反映し実効性のあるものにする。</li> </ul>	<p>確認結果又は具体的対応案</p> <p>るところであり、経年変化に関する技術的な評価の結果に基づき 10 年間の計画を策定する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の事故事例等を適宜取り入れている。</li> <li>・本社安全推進本部からの国内外の事故事例、良好事例について所内水平展開を図っている。</li> <li>・所内で発生した事故・故障事例についても事業所規則「水平展開実施要領」に基づき所内水平展開を図っている。</li> <li>・再処理施設においては、定期的な評価（従来の定期安全レビュー）を実施しているところであり、国内外の再処理施設の運転経験から得られた教訓の反映など新たな知見の反映状況についてもレビューしている。</li> </ul>
<p><b>6 . 従業員の安全の確保</b>            原子炉施設の安全確保は、原子力という特殊性に鑑み、放射線障害の防止の観点から、多重の防護が行われるよう体系付けられている。このことは、原子力以外の一般の施設と同様、従業員の労働災害分野共通の安全確保策の重要性を何ら減ずるものではない。むしろ、事業者は、一般の労働災害への対応についても、原子炉施設の中での災害であることを認識し、他の施設にも増してより高い意識を持って、安全確保対策を取るべきものである。</p> <p>本事故は、原子炉施設における労働災害、とくに請</p>		<p>(7) 作業員の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の労働災害への対応についても、原子炉施設の中での災害であることを認識し、他の施設にも増してより高い意識を持って、安全確保対策を取る。</li> <li>・施設の運転管理に責任を有する事業者自らが、原子炉施設全体のリスクの所在について明確にするとともに、従業員の安全を確保するという基本に係る取組状況を再点検し必要な対策を行う。</li> </ul> <p>【保(5)と同様】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海事業所においては、労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)の国際規格の認証(OHSAS 18001)を取得し、放射線障害のみならず一般労働安全衛生についても各種の安全確保対策を講じる活動を展開している。</li> </ul> <p>(具体的には)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画の段階で、放射線安全だけでなく、一般労働安全衛生に関してもチェックリストで作業に潜むリスクの洗い出しを行</li> </ul>

原子力安全委員会決定事項	分科会中間報告での指摘事項	チェックポイント	確認結果又は具体的対応案
<p>負業者の従業者の安全確保への取組の重要性を再認識させるものである。施設の運転管理に責任を有する事業者自らが、原子炉施設全体のリスクの所在について明確にするとともに、従業者の安全を確保するという基本に係る取組状況を再点検し必要な対策を行うべきである。</p> <p>併せて、本事故の経緯を踏まえ、被災者に対する応急医療措置等の過程で、必要な情報が適切に伝わるよう体制を整えることが重要である。</p> <p>以上の観点から、当委員会としても、事業者における取組が適切になされているかを注視し、必要に応じ報告を求める等の対応を行っていくこととする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>作業者の安全確保の観点からリスク評価を踏まえ、作業者の安全を確保するという基本に係る取組状況を再点検し必要な対策を行う。</li> </ul>	<p>うとともに、全ての作業においてOHSMSに基づくリスクアセスメントを実施し労働安全衛生のリスクの分類を行い、必要な対策を作業計画の中にも含めることとしている。OHSMSに基づくリスクアセスメントについては、定型的な作業であっても毎年度（定期的に）見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業員に対しては、毎日の作業前ミーティング、KY、TBMなどを通じて、作業環境の潜在的リスクを周知しており、作業場所には表示等を行っている。また、種々のパトロール等を通じて、危険箇所には注意表示等を徹底することとしている。</li> <li>機構側の工事責任者や工事担当者、受注者の現場責任者等については、事業所で定める「作業責任者認定制度」により必要な教育等を受講し認定された者を配置することとし、安全確保に努めている。</li> </ul>
	<p><b>2-7 事故時における適切な情報発信</b></p> <p>国際原子力事象評価尺度(International Nuclear Event Scale: INES)における評価レベルは、人に対する放射線の影響の程度や原子炉施設の安全上の影響にしたがって決められることから、今回のような二次系の事故のように、11名もの死傷者を出しながらも、暫定的な評価が「0+」と低レベルとなる。</p> <p>こうしたINES評価のみを説明なしに用いると、国として安全上全く問題ないと判断しているかのような誤解を与える可能性があるため、国民に対して情報の提供を行うに当たっては、社会的なインパクトを考慮した適切な対応に留意すべきである。</p> <p>周辺住民へ情報提供を行う際は、まず迅速性や正確性が重要なことはいままでもない。その上で、仮に今回の事故のように放射線や放射性物質による環境影響はなくても、原子力施設において発生した事故の際には、事業者は、「被災者の被ばくの可能性や周辺環境への影響がないこと」等の情報を責任を持って迅速に伝えることで、従業者や周辺住民等が的確に状況を判断できるよう配慮すべきである。</p> <p>また、原子力施設における事故による被災者の迅速な救助を行うに当たっては、被ばくがあった場合の情報はもちろん、たとえ実際に被ばくの可能性があるとしても、「ない」ということ自体が重要な情報であるとの認識が重要であり、こうした「ない」という情報が医療機関等に確実に伝わるよう、災害時における連絡体制の見直しを行うべきである。</p>	<p><b>(8) 事故時における適切な情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響はなくても、原子力施設において発生した事故の際には、「被災者の被ばくの可能性や周辺環境への影響がないこと」等を、責任ある情報として迅速に伝える。</li> <li>被災者の迅速な救助を行うに当たっては、消防、医療機関に対して、被ばくの有無、汚染の有無を確実に伝達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海事業所において発生した事故・トラブル等については、所内規則「原子力規制関係法令等に基づく通報連絡要領について」に基づいて関係機関に通報連絡及び公表することとしている。</li> <li>消防、医療機関に対しては、被ばく、汚染の有無を連絡することとしており、訓練を通じて習熟を図っている。</li> </ul>



16科原安第117号  
平成17年2月24日

使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者 殿

文部科学省 科学技術・学術政策局  
原子力安全課 放射線規制室長  
小原 薫

## 放射線管理状況報告に際しての放射性同位元素等に関する 点検及び報告依頼について

### 1. 通知の趣旨

各事業所におかれましては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下、「放射線障害防止法」という。）第42条第1項及び同法施行規則第39条第3項に基づき、所有する放射性同位元素等の保管数量の確認のため、帳簿と現物との照合を行い、その結果を平成16年度管理状況報告書として取りまとめるものと存じます。

今般、この機会を捉えて、管理区域のみならず、管理区域外についても、居室、実験室及び倉庫等において長年放置されている放射性同位元素等（※注）がないか点検をしていただくようお願いします。

本点検に関しては、昨年7月に許可事業所（約2,600事業所）にお願いしたところですが、この点検後も管理下でない放射性同位元素等が発見される事例がありました。これまでの発見事例から得られた教訓をもとに点検時の留意事項をお知らせしますので、これらを十分に踏まえて実施して下さい。

このような活動を通じ、個々人及び組織の安全管理の意識が高まり、管理に係るルールを遵守する精神が涵養され、ひいては、組織全体にわたる主体性のある安全管理の向上につながるものと期待します。

※注：「放射性同位元素等」とは、非密封線源及び放射性同位元素によって汚染された物については数量、濃度を問わずすべての放射性物質、また、密封線源については3.7メガベクレルを超える放射性物質を指します。

### 2. 点検及び報告の手順

点検及び報告の手順については、下記のとおり実施して下さい。（参考1参照）

#### ①点検計画の作成

点検の実効性を高めるため、参考2「放射性同位元素等の保管管理に係る点検実施における留意点等」を参照の上、事業所における業務、組織体制、事業所の範囲、放射性同位元素の使用の実態等を踏まえ、まず、どのような点検体制、点

検方法で行うことが実効的か十分に主体的に検討を行い、点検計画を作成して下さい。

## ②点検の実施

点検は、作成した点検計画に基づき、平成17年3月末までに完了して下さい。なお、事業所の範囲が広大な事業所におかれましては、管理区域内の点検については3月末までに終了し、管理区域外の点検についても遅くとも4月末までには終了するようお願い致します。

### [管理下でない放射性同位元素が発見された場合の手順]

点検の結果、管理下でない放射性同位元素等が発見された場合には、安全上の措置を速やかに講じるとともに、文部科学省放射線規制室に直ちにその状況を連絡して下さい。その際、放射線障害防止法第42条第1項及び同法施行規則第39条第1項の放射性同位元素の所在不明、放射線障害の発生等に該当する場合には、別途、同条に基づく報告、対応が必要となります。

## ③点検結果の取りまとめ

点検の結果について、「点検結果報告書」（別紙1）を作成して下さい。また、管理下でない放射性同位元素等が発見された場合には、別紙2様式により、その発見の状況、取った措置、原因及び再発防止策を十分に調査、検討の上、「管理下でない放射性同位元素等の発見に関する報告書」も作成して下さい。

これら点検結果は、各事業所の代表者名で、事業所毎に取りまとめ提出して頂くこととなります。

## ④点検結果の報告

別紙1、別紙2の点検結果については平成16年度放射線管理状況報告書とともに、平成17年6月末までに提出して頂きますようお願い致します。

## 3. 文部科学省における点検結果の公表

文部科学省としては、今後の各事業所における安全管理体制の向上に資するため、事業者から管理下でない放射性同位元素等が発見された場合、発見された状況、原因等を取りまとめるとともに、これらの結果を分析し、推奨すべき点検方法、再発防止策等を取りまとめてお知らせする予定です。

なお、公表にあたっては、上記趣旨を踏まえ、放射線障害防止法第42条第1項及び同法施行規則39条第1項に該当する場合以外には、事業所名を付すものではないことを申し添えます。

本件に関するお問い合わせ先・連絡先  
原子力安全課放射線規制室総括係  
電話：03-6734-4043  
FAX：03-6734-4048

# 点検結果報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学省科学技術・学術政策局  
原子力安全課放射線規制室長 あて

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

㊟

平成17年2月24日付け16科原安第117号「放射線管理状況報告に際しての放射性同位元素等に関する点検及び報告依頼について」に基づき、点検した結果について、以下のとおり報告致します。

事業所名称		許可・届出番号	
放射性同位元素等の使用用途	<input type="checkbox"/> 密封線源（目的： _____） <input type="checkbox"/> 非密封線源（目的： _____） <input type="checkbox"/> 放射線発生装置（目的： _____）		
担当者：所属氏名 連絡先tel			

点検期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
点検項目 実施項目に☒をすること	<input type="checkbox"/> 所有する放射性同位元素について、保管の帳簿と実物の照合を行ったか。 <input type="checkbox"/> 管理区域内において、管理下でない放射性同位元素等が存在しないか、全ての実験室等について確認を行ったか。 <input type="checkbox"/> 事業所内の管理区域外において、管理下でない放射性同位元素等が存在しないか、全ての居室、倉庫等について確認を行ったか。
点検体制・方法	○点検体制・方法等（調査の実施体制（責任者、調査にあたった人数等）、調査範囲、誰が、どのような方法で確認を行ったか、すべての場所で調査が行われたことを最終的にどのように確認したか等を記載）
点検結果	<input type="checkbox"/> 管理下でない放射性同位元素等は発見されなかった。 <input type="checkbox"/> 管理下でない放射性同位元素等が発見された。 （詳細については、別紙2を添付すること。）

※管理下でない放射性同位元素等が発見された場合には、直ちに、文部科学省放射線規制室へ連絡すること。（通知文2. ②参照）



## 管理下でない放射性同位元素等の発見に関する報告書

発見日時	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
発見場所	<input type="checkbox"/> 管理区域内 <input type="checkbox"/> 管理区域外 施設名、室名等：  (別途、事業所境界、管理区域境界と発見場所との位置関係が分かる図面を添付すること)
核種・数量 形状等	①核種： (確定、推定、不明)、(密封線源 or 非密封線源) ②数量： Bq (確定、推定、不明) ③形状：長さ mm、大きさ mm、材質 ④用途： (複数発見された場合には、別途表などにまとめること)
状況	発見時の状況、周辺への汚染状況、使用者等の被ばく状況、管理区域の貯蔵庫への保管等の取った安全上の措置等
経緯	発見までの経過
原因	何故、いつから管理下でない状態が生じたのか、記録、帳簿、関係者への聞き取り等から原因(組織・体制、手続き上の問題点を含む。)を詳細に分析すること
対策	原因を考慮し、再発を防止するための今後の措置(組織・体制、手続の改善を含む。)を具体的に記載

※ 行数の足りない部分については、別紙として詳細に記載して下さい。

各事業所における点検及び報告の手順について

～ 3月上旬

①点検計画の作成

- ・参考2を参照の上、事業所における業務、組織体制、事業所の範囲、放射性同位元素の使用の実態を踏まえた点検計画を作成

②点検の実施

- ・点検計画に基づき、点検は組織として実施  
(点検項目)
  - －所有する放射性同位元素について保管の帳簿と実物の照合
  - －管理区域内、管理区域外における管理下でない放射性同位元素等(以下、「R1等」という。)が放置されていないか

[点検の結果、管理下でないR1等が発見された場合]

→文部科学省にその状況を直ちに連絡

3月末まで

- ・点検の終了。ただし、事業所の範囲が広大な事業所においては、管理区域外の点検は4月末までに終了

③点検の取りまとめ

- ・「点検結果報告書」(別紙1)の作成。
- ・管理下でないR1等が発見された場合にはその発見の状況、取った措置、原因及び再発防止策を十分に調査、検討の上、「管理下でない放射性同位元素等の発見に関する報告書」(別紙2)も作成
- ・点検結果は、各事業所の代表者名で事業所毎に取りまとめ

6月末まで

④点検結果の報告

- ・平成16年度放射線管理状況報告書とともに、6月末までに別紙1、2に基づく点検結果報告書を提出

## 放射性同位元素等の保管管理に係る点検実施における留意点等

### 1. はじめに

管理区域内外に放置されている放射性同位元素等がないかどうかの点検にあたっては、各事業所において、その業務、組織体制、放射性同位元素の使用の実態等を踏まえ、まず、どのような点検体制、点検方法で行うことが実効的か十分に検討を行うことが重要です。

以下に、これまでに管理下でない放射性同位元素等が発見された事例、点検実施にあたっての留意点等を示します。各事業所における点検体制、点検方法の計画を作成し、点検を実施する上で、これらの留意点も参考にされることを推奨しますが、ここに掲げられていない点についても、各事業所の特徴に応じて、どのようにして管理下でない放射性同位元素等が存在する可能性があるか、点検時にどのような見落としの可能性があるかなどについて、想像をたくましくし、主体的に考えるようにして下さい。

### 2. 管理下でない放射性同位元素等が発見された事例

- ・放射線障害防止法施行前（昭和32年）から所持していたもので、放射性同位元素との認識がなかった。
- ・測定器等の機器に校正用線源として装備されていたものを見落とししていた。
- ・非密封放射同位元素を、研究者等が組織内の手続を守らずに、研究上の利便性から放射性同位元素の貯蔵庫以外の冷蔵庫や冷凍庫等に保管し、研究者等の異動等に伴い放置された。
- ・研究者等が他事業所等から、生物試料にトレーサーとして添加したなどの形態で、放射性同位元素等を持ち込み、又は研究者等が、組織における放射性同位元素の安全管理のための手続を経ることなく、放射性同位元素を直接購入し、組織の安全管理体制の下で登録などされることなく、実験室等で所持していた。
- ・不要になった放射性同位元素等（購入したままの形態のみならず、使いかけの非密封放射性同位元素の容器、生物試料にトレーサーとして添加したもの、かつては使われていたが現在は使われていないラジウム治療針、校正用線源が装備された測定器など）について法律に基づく廃棄等の適切な措置が取られず、ロッカーの最下段や、ドラフトチャンバー下の扉の中等、普段使用されないスペース、あるいは部屋の隅、倉庫等、一般人の立ち入らない場所に放置されていた。

### 3. 点検実施にあたっての留意点等

#### ○点検範囲、点検体制における留意点等

- ・点検は事業所境界内の管理区域内、管理区域外におけるすべての居室、研究室、

工場、倉庫等で行うこと。(ただし、事務部門のみが使用している居室、資料室等で研究機材等を保管していない居室等は調査対象から除いても可。)

- ・点検は、組織として行うものとし、点検の実施者、点検結果の最終確認の実施者等、それぞれの責任を明確にすること。
- ・特に、事業所の範囲が広い事業所において、点検を分担して行う場合には、誰が、どの範囲を確認するかあらかじめ点検計画の中で明らかにして、責任範囲を明確にすること。その際、各点検者から、期限を付けて文書等で責任ある回答を求め、その中では実際に調査した範囲を明確にさせること。
- ・点検結果を取りまとめる部署は、事業所境界内のすべての居室、研究室、工場、倉庫等で点検が行われたか確認すること。
- ・管理下でない放射性同位元素等が発見された場合には、直ちに放射線取扱主任者等に連絡するとともに、放射線取扱主任者等の指示に基づき、管理区域の貯蔵庫等への適切な保管を行う等、速やかな対応及び点検者等の無用な被ばくを避けるよう留意すること。

#### ○点検方法における留意点等

- ・実際の点検にあたっては、各事業所の放射性同位元素等の使用の実態に鑑み、特に注意して確認する必要がある物品、試料等をあらかじめ想定し、点検実施者はそれを踏まえて、目視により、又はサーベイメータ等の測定機器を用いた調査を行うこと。
  - 一 機器等を用いて実験、研究、測定等を実施している事業所においては、不要となって放置されている機器等に放射性同位元素が装備されていないか。
  - 一 非密封放射性同位元素を用いて実験などを行っている事業所においては、バイアル(試験管、試薬瓶等)等に放射性物質と思われる標識又は記載("radioactive"、"RI"、"H3"、"C14"又は放射能マーク等)がないか。
  - 一 特に冷蔵庫、冷凍庫内に放置されている試料容器等に放射性同位元素等が含まれている事例が多いことから、所有者不明又は研究者の異動、退職により放置されている放射性同位元素等を含む試料容器等がないか。
- 等
- ・普段使われていない又は普段人が立ち入らない場所にあるロッカー、棚、倉庫等の調査を確実にを行うとともに、特にそのような場所にある所有者不明、あるいは異動、退職した研究者の実験機材やバイアル(試験管、試薬瓶等)が放置されている場合は入念に確認すること。また、現在は使われておらず、廃棄・譲渡などされようとしている冷蔵庫、冷凍庫内も確認すること。

## 4. その他

### ①核燃料物質が発見された場合の対応について

- ・核燃料物質の発見については、主に原子炉等規制法の施行(昭和32年)以前に入手され使用されていた天然ウランやトリウムなどが、事業の見直し等により工場内の物品を整理した際に発見された例や、研究室単位で使用されていた使

用の許可を必要としない少量の核燃料物質が多数発見されて、許可を要する数量以上に集積された例などが多く報告されています。

- ・発見された核燃料物質の使用例としては、電子顕微鏡用試料の染色（天然ウラン）、加速器の遮蔽材（劣化ウラン）、光学ガラスの材料（トリウム）などがあり、放射線障害防止法の使用の許可を受けて使用しているコバルト照射装置内に遮蔽材として劣化ウランが組み込まれている場合もあります。
- ・天然ウラン、劣化ウラン、トリウム等については、原子炉等規制法の核燃料物質の使用の許可を必要とする場合があります。点検において、このような原子炉等規制法の許可手続きがなされていない核燃料物質を発見した場合には、直ちに下記まで連絡して下さい。

連絡先：文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室

電話：03-6743-4034 FAX：03-6734-4037

## ②放射線障害防止法の規制対象下限値以下の放射性物質（密封線源）について

国際原子力機関（IAEA）が定めた放射性同位元素の規制対象下限値の導入等に伴う放射線障害防止法改正法が平成16年6月に既に公布されているところですが、本法施行後（本年6月までに施行予定）においては、これまで規制対象外であった密封線源（3.7メガベクレル以下）については、その核種によっては、規制の対象となり、各事業所において廃棄をする際には、法律に基づく措置が必要です。（平成19年3月末までに製造された密封線源については、これまでとおり、特段の手続きを必要とせず使用、保管、運搬は可能ですが、廃棄をする際には、法律に基づく措置が必要です。）

このため、各事業所の放射線取扱主任者等は、本点検を機会に、現在、放射線障害防止法の規制対象下限値以下となっている密封線源についても、同物質を保有している各研究者等から報告を求め、一覧表を作成する等、把握しておくことが有効です。

## 管理下でない放射性同位元素等の発見事例等の参考資料一覧

平成15年度以降、管理区域外に放置されていた放射性同位元素等が発見されるという事例が相次いだことから、平成16年7月20日付け「放射性同位元素等に関する保管管理の徹底について」の通知により、届出事業者を除く全事業者に対し、管理区域外の居室、実験室、倉庫等において長年放置されている放射性同位元素等がないかどうか点検を行う等、依頼したところです。その結果、11事業所から13件の管理下でない放射性同位元素等の発見の報告がなされ、また、その後も、管理区域外で放射性同位元素等が発見される事例が続いております。これら事例について、本点検の参考とするため、以下の参考資料を御参照下さい。

- ・参考資料1 「放射性同位元素等に関する保管管理の徹底について」  
平成16年7月20日付け 放射線規制室長通知  
( [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/07/04072001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/07/04072001.htm) )
- ・参考資料2 「放射性同位元素等に関する保管管理の徹底に関する通知に基づく点検結果及び今後の対応について」(平成16年9月9日プレス発表文)  
( [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/09/04090902.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/09/04090902.htm) )
- ・参考資料3 「放射性同位元素等に関する保管管理状況の点検結果を踏まえた安全管理の考え方について(依頼)」(平成16年9月9日付け 放射線規制室長通知)  
( [http://www.nucmext.jp/news/boushihou/20040910\\_02.html](http://www.nucmext.jp/news/boushihou/20040910_02.html) )
- ・参考資料4 「放射線障害防止法対象施設における近年の事故事例、その原因と対策」  
( <http://www.nucmext.jp/boushihou/boushihou006.html#8> )

なお、放射線障害防止法の一部を改正する法律は平成16年6月に公布され、公布後1年以内の施行が予定されています。これに伴い、現在、同法施行令、施行規則及び関係告示の改正等の作業を進めています。改正法の内容及び関連政省令等の検討状況につきましては、以下のホームページを参照下さい。

- ・参考資料5 「放射線障害防止法の改正について」  
( <http://www.nucmext.jp/boushihou/boushihou010.html> )